

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第2編）（平成23年BNSネサ第100017号）  
実施 平成23年5月10日

目次

第1章～第3章 （略）

第4章 契約

第1節 [V P Nサービスに係る契約](#)

第11条 [契約の種別等](#)

第12条 [契約の単位](#)

第13条 [契約者回線又は加入者回線の終端](#)

第14条 [I P 伝送サービス区域](#)

第15条 [加入者回線又は接続契約者回線等の収容](#)

第16条 [V P N契約申込の方法](#)

第17条 [V P N契約申込の承諾](#)

第18条 [最低利用期間](#)

第19条 [I P 伝送回線番号](#)

第20条 [区分等の変更等](#)

第21条 [所属V P Nグループの変更](#)

第22条 [回線終端装置の種類の変更](#)

第23条 [回線収容部等の変更](#)

第24条 [契約者回線又は加入者回線の移転等](#)

第25条 [アクセス回線共用](#)

第26条 [その他の契約内容の変更](#)

第27条 [利用の一時中断](#)

第28条 [V P N利用権の譲渡](#)

第29条 [V P N契約者が行うV P N契約の解除](#)

第30条 [当社が行うV P N契約の解除](#)

第31条 [協定事業者等の契約の解除等に伴うV P N契約の扱い](#)

第32条 [その他の提供条件](#)

第2節 国際V P Nサービスに係る契約

第33条 （略）

▲Universal Oneサービス契約約款（第2編）（平成23年BNSネサ第100017号）  
実施 平成23年5月10日

目次

第1章～第3章 （略）

第4章 契約

第1節 [削除](#)

第11条 [削除](#)

第12条 [削除](#)

第13条 [削除](#)

第14条 [削除](#)

第15条 [削除](#)

第16条 [削除](#)

第17条 [削除](#)

第18条 [削除](#)

第19条 [削除](#)

第20条 [削除](#)

第21条 [削除](#)

第22条 [削除](#)

第23条 [削除](#)

第24条 [削除](#)

第25条 [削除](#)

第26条 [削除](#)

第27条 [削除](#)

第28条 [削除](#)

第29条 [削除](#)

第30条 [削除](#)

第31条 [削除](#)

第32条 [削除](#)

第2節 国際V P Nサービスに係る契約

第33条 （略）

[第33条の2 契約者回線の終端](#)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

第34条 (略)

第35条 (略)

第36条 (略)

第37条 (略)

第38条 (略)

第5章 付加機能

第39条 (略)

第40条 (略)

第41条 [付加機能の利用の一時中断](#)

第42条 [利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能](#)

第6章 [端末設備の提供等](#)

第43条 [端末設備の提供](#)

第44条 [端末設備の移転](#)

第45条 [端末設備の利用の一時中断](#)

第7章～第14章 (略)

別記 (略)

料金表

通則

第1表～第3表 (略)

料金表別表

1～2 (略)

3 [複合利用割引](#)

[第33条の3 IP伝送サービス区域](#)

[第33条の4 接続契約者回線等の収容](#)

第34条 (略)

第35条 (略)

第36条 (略)

[第36条の2 IP伝送回線番号](#)

第37条 (略)

[第37条の2 所属国際VPNグループの変更](#)

[第37条の3 回線収容部の変更](#)

[第37条の4 アクセス回線共用](#)

[第37条の5 その他の契約内容の変更](#)

[第37条の6 国際VPN利用権の譲渡](#)

[第37条の7 国際VPN契約者が行う国際VPN契約の解除](#)

[第37条の8 当社が行う国際VPN契約の解除](#)

[第37条の9 協定事業者等の契約の解除等に伴う国際VPN契約の扱い](#)

第38条 (略)

第5章 付加機能

第39条 (略)

第40条 (略)

第41条 [削除](#)

第42条 [削除](#)

第6章 [削除](#)

第43条 [削除](#)

第44条 [削除](#)

第45条 [削除](#)

第7章～第14章 (略)

別記 (略)

料金表

通則

第1表～第3表 (略)

料金表別表

1～2 (略)

3 [削除](#)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在	
～2026年3月31日	2026年4月1日～

<p>第1章～第3章 （略）</p> <p>第4章 契約 第1節 <u>VPNサービスに係る契約</u></p> <p><u>(契約の種類等)</u></p> <p>第11条 <u>VPNサービスに係る契約には、次の種別があります。</u> <u>ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u></p> <p>(1) <u>VPN契約</u> (2) <u>臨時VPN契約（第1種サービスに係るものに限ります。）</u></p> <p><u>(契約の単位)</u></p> <p>第12条 <u>当社は、1の契約者回線又は回線収容部等ごとに1のVPN契約（臨時VPN契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。</u> <u>2 前項の場合、VPN契約者は、1のVPN契約につき1人に限ります。</u></p> <p><u>(契約者回線又は加入者回線の終端)</u></p> <p>第13条 <u>当社は、IP伝送サービス取扱所内において、配線盤又は回線終端装置（これに相当するもの（当社が別に定めるものに限ります。）を含みます。以下、「配線盤等」といいます。）を設置し、これを契約者回線の終端とします。</u> <u>2 当社は、VPN契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、配線盤等を設置し、これを加入者回線の終端とします。</u> <u>3 当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、VPN契約者と協議します。</u> <u>(注) 本条に規定する当社が別に定める回線終端装置に相当するものは、技術基準等で定められた電氣的条件及び光学的条件に適合するものとします。以下、同じとします。</u></p> <p><u>(IP伝送サービス区域)</u></p> <p>第14条 <u>当社は、料金表第1表（料金）に定めるところにより、IP伝送サービス区域を設定します。</u> <u>2 当社はIP伝送サービス区域を表示する図表をそのIP伝送サービス区域内の契約事務を行うIP伝送サービス取扱所において閲覧に供します。</u></p>	<p>第1章～第3章 （略）</p> <p>第4章 契約 第1節 <u>削除</u></p> <p>第11条 <u>削除</u></p> <p>第12条 <u>削除</u></p> <p>第13条 <u>削除</u></p> <p>第14条 <u>削除</u></p>
--	--

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

（加入者回線又は接続契約者回線等の収容）

第15条 当社は、当社が指定するIP伝送サービス取扱所の回線収容部等に加入者回線又は接続契約者回線等を収容します。

第15条 削除

2 前項の場合において、当社は、1の回線収容部等（第25条（アクセス回線共用）に規定するアクセス回線共用を行う場合においては、複数の回線収容部を統合した電気通信設備を含みます。以下同じとします。）ごとに1の加入者回線又は接続契約者回線等を収容します。

3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のIP伝送サービス取扱所の回線収容部等への収容の変更を行うことがあります。

（VPN契約申込の方法）

第16条 VPN契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP伝送サービス取扱所に提出していただきます。

第16条 削除

- (1) VPNサービスの種類、区分、品目及び通信又は保守の態様による細目
- (2) 所属する1のVPNグループ（以下「所属VPNグループ」といいます。）
- (3) 他社接続契約者回線に係る協定事業者の氏名又は名称
- (4) 契約者回線、加入者回線又は接続契約者回線等に係る終端の場所
- (5) 接続契約者回線等について契約事業者又は協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限りです。）
- (6) 見込みトラヒック
- (7) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、その申込みが新たにVPNグループを設ける申込みであるときは、VPNグループ代表者を定めて契約事務を行うIP伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したとき又はVPNグループ代表者を変更したときも同様とします。

(注) 本条第1項第5号に規定する当社が別に定める契約の内容は、契約事業者又は協定事業者の契約約款及び料金表に規定する事項のうち、当社がVPNサービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

（VPN契約申込の承諾）

第17条 当社は、VPN契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

第17条 削除

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

2 当社は、前項の規定にかかわらず、臨時VPN契約の申込みがあった場合は、VPNサービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その臨時VPN契約の申込みを承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのVPN契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) VPN契約の申込みをした者が、接続契約者回線等について、契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者とならないとき。

(2) 接続契約者回線等について、契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者が複数となるとき。

(3) 前2号の規定にかかわらず、接続契約者回線等について契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者が複数（契約者数が2となるものに限り。）となる場合においては、そのVPN契約の申込みをした者がその複数の契約者に含まれていないとき又はそのVPN契約の申込みについて契約事業者若しくは協定事業者と契約を締結している者（申込みをした者を除きます。）の同意がないとき。

(4) 前3号の規定にかかわらず、第25条（アクセス回線共用）に規定するアクセス回線共用を行う場合であって、そのアクセス回線共用に係る他社接続契約者回線（以下「他社接続共用回線」といいます。）について、協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合においては、そのVPN契約の申込みをした者がその複数の契約者に含まれていないとき又はそのVPN契約の申込みについて協定事業者と契約を締結している者（申込みをした者を除きます。）の同意がないとき。

(5) 所属VPNグループのVPNグループ代表者の同意がないとき。

(6) VPNサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(7) VPN契約の申込みをした者が、VPNサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(8) 他社接続契約者回線との接続に関し協定事業者の承諾が得られないとき又はその他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(9) その他当社のVPNサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（最低利用期間）

第18条 VPNサービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

第18条 削除

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

2 前項の最低利用期間は、V P Nサービスの提供を開始した日又はV P N契約者が接続事業者変更（接続契約者回線等に係る協定事業者（契約事業者を含みます。以下この条において同じとします。）を他の協定事業者へ変更（別記5の(1)に掲げる協定事業者相互間の変更を除きます。）すること、第24条（契約者回線又は加入者回線の移転等）第2項に規定する変更を行なうこと又はV P Nサービスの区分等を変更（当社が別に定めるものに限ります。）することをいいます。以下同じとします。）を行った日を起算開始日として1年間とします。

3 当社は、前項の最低利用期間内にV P N契約の解除、V P Nサービスの区分若しくは品目の変更等、接続事業者変更、加入者回線の移転又は他社接続契約者回線に係る終端の場所若しくは料金表に定める通信又は保守の態様による細目の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額をV P N契約者から支払っていただきます。

（注）本条第2項に規定する当社が別に定めるV P Nサービスの区分等の変更は、アクセスタイプ1（イーサネットアクセス（別記5の(2)に掲げる協定事業者に係るもの）に限ります。）に限ります。）とその他の区分等との間の相互の変更とします。

（I P伝送回線番号）

第19条 当社は、1のV P N契約ごとに1のI P伝送回線番号を定めます。

第19条 削除

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、I P伝送回線番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、I P伝送回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことをV P N契約者に通知します。

（区分等の変更等）

第20条 当社は、V P N契約者から請求があったときは、V P Nサービスの区分、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更を行います。

第20条 削除

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条（V P N契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（所属V P Nグループの変更）

第21条 当社は、V P N契約者から請求があったときは、所属V P Nグループの変更を行います。

第21条 削除

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条（V P N契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（回線終端装置の種類の変更）

第22条 当社は、V P N契約者（第1種サービス（加入者回線に係るものに限ります。）又は第2種サービスに係る者に限ります。）から請求があったときは、回線終端装置の種類の変更を行います。

第22条 削除

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条（V P N契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（回線収容部等の変更）

第23条 V P N契約者（第1種サービスに係る者に限ります。以下この条において同じとします。）が接続契約者回線等に係る終端の場所について変更の申込みを契約事業者又は協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うI P伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。

第23条 削除

2 前項の届出により、その接続契約者回線等について他のI P伝送サービス取扱所の回線収容部等への収容の変更を行う必要が生じたとき、加入者回線の移転によりその加入者回線について他のI P伝送サービス取扱所の加入者回線収容部への収容の変更を行なう必要が生じたとき又は第24条（契約者回線又は加入者回線の移転等）第2項に規定する変更により加入者回線収容部と回線収容部との間の相互の収容の変更を行なう必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、次の場合はその変更を行わないことがあります。

(1) 第17条（V P N契約申込の承諾）第3項各号のいずれかに該当するとき。

(2) その届出が臨時V P N契約に係るもの場合は、V P Nサービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。

3 前項ただし書の場合において、V P N契約者は、V P Nサービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、そのV P N契約者にそのことを通知します。

（契約者回線又は加入者回線の移転等）

第24条 V P N契約者は、契約者回線（当社が別に定めるものに限ります。）又は加入者回線（当社が別に定めるものに限ります。）の移転を請求することができます。

第24条 削除

2 前項に規定するほか、V P N契約者は、回線収容部等に収容する加入者回線と接続契約者回線等との間の相互の変更を請求することができます。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

3 前2項の請求があったときは、当社は第17条（V P N契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（注1）本条第1項に規定する当社が別に定める契約者回線は、料金表通則に規定するアクセスタイプ1（イーサネットアクセスに係るものに限ります。）に係るものとします。

（注2）本条第1項に規定する当社が別に定める加入者回線は、料金表通則に規定するアクセスタイプ1に係るものとします。

（アクセス回線共用）

第25条 V P N契約者（第1種サービスに係る者に限ります。）は、アクセス回線共用（そのV P Nサービスに係る回線収容部に収容される接続契約者回線等（別記6に掲げる接続契約者回線を除きます。以下この条において同じとします。）について、そのV P Nサービスのほか別記2に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を相互に接続して接続契約者回線等を共用することをいいます。以下同じとします。）の請求をすることができます。

第25条 削除

2 前項の場合において、当社は、そのアクセス回線共用に係る複数の電気通信回線（以下「アクセス回線共用回線群」といいます。）のうち1の電気通信回線が臨時以外のものである場合に限り、アクセス回線共用を提供します。

3 当社は、V P N契約者から請求があったときは、アクセス回線共用に係る変更等（当社が別に定めるものに限ります。）を行います。

4 前項に規定するほか、当社は、V P N契約者からの請求等によりアクセス回線共用回線群に係る回線数が1となったときは、そのアクセス回線共用を廃止します。

5 当社は、第1項又は第3項の請求があったときは、第17条（V P N契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（注）本条第3項に規定する当社が別に定める変更等は、次のとおりとします。

（1）アクセス回線共用回線群に係る回線数の変更

（2）アクセス回線共用の廃止

（その他の契約内容の変更）

第26条 当社は、V P N契約者から請求があったときは、第16条（V P N契約申込の方法）第1項第7号に規定する契約内容の変更を行います。

第26条 削除

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条（V P N契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

（利用の一時中断）

第27条 当社は、VPN契約者から請求があったときは、VPNサービスの利用の一時中断（そのVPNサービスに係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条（VPN契約申込の承諾）の規定に基づいて取り扱います。

（VPN利用権の譲渡）

第28条 VPN利用権（VPN契約者がVPN契約に基づいてVPNサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

ただし、臨時VPN契約者が臨時VPN契約に基づいてVPNサービスの提供を受ける権利は譲渡することができません。

2 VPN利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP伝送サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定によりVPN利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) VPN利用権を譲り受けようとする者が、VPNサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) その譲渡について、他社接続契約者回線に係る協定事業者の承認が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(3) その譲受人が、その接続契約者回線等について契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。

ただし、その接続契約者回線等について契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者が複数（契約者数が2となる場合に限り。）となる場合においては、その譲受人がその複数の契約者に含まれていないとき又はその譲渡について契約事業者若しくは協定事業者と契約を締結している者（その譲受人を除きます。）の同意がないとき。

第27条 削除

第28条 削除

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(4) 前号の規定にかかわらず、現にアクセス回線共用を行っている場合であって、その他社接続共用回線について協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合においては、その譲受人がその複数の契約者に含まれていないとき又はその譲渡について協定事業者と契約を締結している者（その譲受人を除きます。）の同意がないとき。

(5) 所属VPNグループのVPNグループ代表者の承諾が得られないとき。

4 VPN利用権の譲渡があったときは、譲受人は、VPN契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(VPN契約者が行うVPN契約の解除)

第29条 当社は、VPN契約者がVPN契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属IP伝送サービス取扱所に書面により通知していただきます。

第29条 削除

(当社が行うVPN契約の解除)

第30条 当社は、第48条（利用停止）の規定によりVPNサービスの利用を停止されたVPN契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのVPN契約を解除することがあります。

第30条 削除

2 当社は、VPN契約者が第48条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のVPNサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、VPNサービスの利用停止をしないでそのVPN契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、そのVPN契約を解除しようとするときは、あらかじめVPN契約者にそのことを通知します。

(協定事業者等の契約の解除等に伴うVPN契約の扱い)

第31条 当社は、VPN契約者からそのVPN契約に係る接続契約者回線等について、契約の解除等VPN契約者の責めに帰すべき理由によりその接続契約者回線等との接続を中止（以下この条において「接続中止」といいます。）する旨の届出があったとき若しくはその事実を知ったときは、そのVPN契約を解除します。

第31条 削除

ただし、第24条（契約者回線又は加入者回線の移転等）第2項に規定する変更該当するとき、接続中止すると同時にそれに相当する接続契約者回線等との接続を開始したとき又は接続中止すると同時にアクセス回線共用を開始した場合であって、そのVPN契約者からVPN契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

2 前項に規定するほか、当社は、次の場合には、そのVPN契約を解除することがあります。

- (1) VPN契約者とそのVPN契約に係る接続契約者回線等について、契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったとき。
- (2) 接続契約者回線等について契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合においては、そのVPN契約者がその複数の契約者に含まれていないことについて、その事実を知ったとき。
- (3) 現にアクセス回線共用を行っている場合であって、その他社接続共用回線について協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合においては、そのVPN契約者がその複数の契約者に含まれていないことについて、その事実を知ったとき。

(その他の提供条件)

第32条 VPN契約（VPN（イーサアクセス）契約者を含みます。）に係るその他の提供条件については、別記3及び4に定めるところによります。

第2節 国際VPNサービスに係る契約

(契約の単位)

第33条 当社は、1の契約者回線又は回線収容部ごとに1の国際VPN契約を締結します。ただし、当社が別に定める国際VPNサービスの場合は、そのVPNグループ代表者に係る1の契約者回線又は回線収容部等について、1の国際VPN契約を締結します。

2 (略)

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める国際VPNサービスは、料金表通則に規定するアクセスタイプ3に係る国際VPNサービスとします。

第32条 削除

第2節 国際VPNサービスに係る契約

(契約の単位)

第33条 当社は、1の契約者回線又は回線収容部ごとに1の国際VPN契約を締結します。

2 (略)

(契約者回線の終端)

第33条の2 当社は、IP伝送サービス取扱所内において、配線盤又は回線終端装置（これに相当するもの（当社が別に定めるものに限りません。）を含みます。以下、「配線盤等」といいます。）を設置し、これを契約者回線の終端とします。

(注) 本条に規定する当社が別に定める回線終端装置に相当するものは、技術基準等で定められた電氣的条件及び光学的条件に適合するものとします。以下、同じとします。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

（国際VPN契約申込の方法）

第34条 国際VPN契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP伝送サービス取扱所に提出していただきます。

(1)～(4) (略)

(5) 所属VPNグループ（当社が別に定めるVPN契約者に限ります。）

(6)～(8) (略)

2 (略)

(注1) 本条第1項第5号に規定する当社が別に定めるVPN契約者は、料金表通則に規定する、アクセスタイプ3に係る国際VPN契約の申込みをしようとする者としてします。

(注2) (略)

（国際VPN契約申込の承諾）

第35条 (略)

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その国際VPN契約の申込みを承諾しないことがあります。

（IP伝送サービス区域）

第33条の3 当社は、料金表第1表（料金）に定めるところにより、IP伝送サービス区域を設定します。

2 当社はIP伝送サービス区域を表示する図表をそのIP伝送サービス区域内の契約事務を行うIP伝送サービス取扱所において閲覧に供します。

（接続契約者回線等の収容）

第33条の4 当社は、当社が指定するIP伝送サービス取扱所の回線収容部に接続契約者回線等を収容します。

2 前項の場合において、当社は、1の回線収容部（第37条の4（アクセス回線共用）に規定するアクセス回線共用を行う場合においては、複数の回線収容部を統合した電気通信設備を含みます。以下同じとします。）ごとに1の接続契約者回線等を収容します。

3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のIP伝送サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

（国際VPN契約申込の方法）

第34条 国際VPN契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP伝送サービス取扱所に提出していただきます。

(1)～(4) (略)

(5) 削除

(6)～(8) (略)

2 (略)

(注1) 削除

(注2) (略)

（国際VPN契約申込の承諾）

第35条 (略)

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その国際VPN契約の申込みを承諾しないことがあります。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(1)～(4) (略)

(5) 第1号に規定するほか、国際V P N契約（当社が別に定めるものに限ります。）の申込みをした者が、V P Nグループ代表者と同一の者とならないとき。

(6)～(10) (略)

(注) 本条第2項第5号に規定する当社が別に定める国際V P N契約は、料金表通則に規定する、アクセスタイプ3に係る国際V P N契約とします。

第36条 (略)

第37条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 削除

(6)～(10) (略)

第36条 (略)

( I P伝送回線番号)

第36条の2 当社は、1の国際V P N契約ごとに1のI P伝送回線番号を定めます。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、I P伝送回線番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、I P伝送回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを国際V P N契約者に通知します。

第37条 (略)

(所属国際V P Nグループの変更)

第37条の2 当社は、国際V P N契約者から請求があったときは、所属国際V P Nグループの変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第35条（国際V P N契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(回線収容部の変更)

第37条の3 国際V P N契約者（第1種サービスに係る者に限ります。以下この条において同じとします。）が接続契約者回線等に係る終端の場所について変更の申込みを契約事業者又は協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うI P伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その接続契約者回線等について他のI P伝送サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第35条（国際V P N契約申込の承諾）第2項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

3 前項ただし書の場合において、国際VPN契約者は、国際VPNサービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、その国際VPN契約者にそのことを通知します。

(アクセス回線共用)

第37条の4 国際VPN契約者（第1種サービスに係る者に限ります。）は、アクセス回線共用（その国際VPNサービスに係る回線収容部に収容される接続契約者回線等（別記6に掲げる接続契約者回線を除きます。以下この条において同じとします。）について、その国際VPNサービスのほか別記2に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を相互に接続して接続契約者回線等を共用することをいいます。以下同じとします。）の請求をすることができます。

2 前項の場合において、当社は、そのアクセス回線共用に係る複数の電気通信回線（以下「アクセス回線共用回線群」といいます。）のうち1の電気通信回線が臨時以外のものである場合に限り、アクセス回線共用を提供します。

3 当社は、国際VPN契約者から請求があったときは、アクセス回線共用に係る変更等（当社が別に定めるものに限ります。）を行います。

4 前項に規定するほか、当社は、国際VPN契約者からの請求等によりアクセス回線共用回線群に係る回線数が1となったときは、そのアクセス回線共用を廃止します。

5 当社は、第1項又は第3項の請求があったときは、第35条（国際VPN契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(注) 本条第3項に規定する当社が別に定める変更等は、次のとおりとします。

(1) アクセス回線共用回線群に係る回線数の変更

(2) アクセス回線共用の廃止

(その他の契約内容の変更)

第37条の5 当社は、国際VPN契約者から請求があったときは、第34条（国際VPN契約申込の方法）第1項第8号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第35条（国際VPN契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(国際VPN利用権の譲渡)

第37条の6 国際VPN利用権（国際VPN契約者が国際VPN契約に基づいて国際VPNサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

を受けなければ、その効力を生じません。

2 国際V P N利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属 I P 伝送サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により国際V P N利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 国際V P N利用権を譲り受けようとする者が、国際V P Nサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) その譲渡について、他社接続契約者回線に係る協定事業者の承認が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(3) その譲受人が、その接続契約者回線等について契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者とならないとき。

ただし、その接続契約者回線等について契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者が複数（契約者数が2となる場合に限り。）となる場合においては、その譲受人がその複数の契約者に含まれていないとき又はその譲渡について契約事業者若しくは協定事業者と契約を締結している者（その譲受人を除きます。）の同意がないとき。

(4) 前号の規定にかかわらず、現にアクセス回線共用を行っている場合であって、その他社接続共用回線について協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合においては、その譲受人がその複数の契約者に含まれていないとき又はその譲渡について協定事業者と契約を締結している者（その譲受人を除きます。）の同意がないとき。

(5) 所属国際V P Nグループの国際V P Nグループ代表者の承諾が得られないとき。

4 国際V P N利用権の譲渡があったときは、譲受人は、国際V P N契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(国際V P N契約者が行う国際V P N契約の解除)

第37条の7 当社は、国際V P N契約者が国際V P N契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 I P 伝送サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う国際V P N契約の解除)

第37条の8 当社は、第48条（利用停止）の規定により国際V P Nサービスの利用を停止された国際V P N契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その国際V P N契約を

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

解除することがあります。

2 当社は、国際V P N契約者が第48条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の国際V P Nサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、国際V P Nサービスの利用停止をしないでその国際V P N契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その国際V P N契約を解除しようとするときは、あらかじめ国際V P N契約者にそのことを通知します。

(協定事業者等の契約の解除等に伴う国際V P N契約の扱い)

第37条の9 当社は、国際V P N契約者からその国際V P N契約に係る接続契約者回線等について、契約の解除その他国際V P N契約者の責めに帰すべき理由によりその接続契約者回線等との接続を中止（以下この条において「接続中止」といいます。）する旨の届出があったとき若しくはその事実を知ったときは、その国際V P N契約を解除します。

ただし、接続中止すると同時にそれに相当する接続契約者回線等との接続を開始したとき又は接続中止すると同時にアクセス回線共用を開始した場合であって、その国際V P N契約者から国際V P N契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

2 前項に規定するほか、当社は、次の場合には、その国際V P N契約を解除することがあります。

(1) 国際V P N契約者とその国際V P N契約に係る接続契約者回線等について、契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者とが同一の者でないことについて、その事実を知ったとき。

(2) 接続契約者回線等について契約事業者又は協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合においては、その国際V P N契約者がその複数の契約者に含まれていないことについて、その事実を知ったとき。

(3) 現にアクセス回線共用を行っている場合であって、その他社接続共用回線について協定事業者と契約を締結している者が複数となる場合においては、その国際V P N契約者がその複数の契約者に含まれていないことについて、その事実を知ったとき。

(その他の提供条件)

第38条 契約者回線の終端、I P 伝送サービス区域、接続契約者回線等の収容、I P 伝送回線番号、所属国際V P Nグループの変更、回線収容部の変更、アクセス回線共用、その他の契約内容の変更、国際V P N利用権の譲渡、国際V P N契約者が行う国際V P N契

(その他の提供条件)

第38条 国際V P N契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

約の解除、当社が行う国際V P N契約の解除、協定事業者等の契約の解除に伴う国際V P N契約の取扱いに関する取扱いについては、V P N契約の場合に準じるものとします。

2 前項に規定するほか、国際V P N契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第39条 当社は、I P伝送契約者から請求があったときは、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能（臨時V P N契約者については、当社が別に定める付加機能に限ります。以下同じとします。）を提供します。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条（V P N契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「V P N契約」とあるのは「付加機能」と読み替えるものとします。

3 削除

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める付加機能は、臨時付加機能（臨時V P N契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能をいいます。）とします。

(注2) 削除

第40条 削除

(付加機能の利用の一時中断)

第41条 当社は、V P N契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条（V P N契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「V P N契約」とあるのは「付加機能」と読み替えるものとします。

(利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能)

第42条 I P伝送契約者は、前2条に規定するほか、利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、料金表第1表（料金）に規定する付加機能を利用することができます。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第39条 当社は、I P伝送契約者から請求があったときは、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

2 前項の請求があったときは、当社は、第35条（国際V P N契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「国際V P N契約」とあるのは「付加機能」と読み替えるものとします。

3 削除

(注1) 削除

(注2) 削除

第40条 削除

第41条 削除

第42条 削除

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第43条 当社は、V P N契約者（第1種サービス（加入者回線に係るものに限り。）又は第2種サービスに係る者に限り。以下この章において同じとします。）から請求があったときは、その契約者回線又は加入者回線について料金表第1表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条（V P N契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「V P N契約」とあるのは「端末設備」と読み替えるものとします。

(端末設備の移転)

第44条 当社は、V P N契約者（当社が別に定める者に限り。）から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条（V P N契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「V P N契約」とあるのは「端末設備」と読み替えるものとします。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定めるV P N契約者は、加入者回線に係るV P N契約者又は料金表通則に規定するアクセスタイプ1（イーサネットアクセスに係るもの）に限り。に係るV P N契約者とします。

(端末設備の利用の一時中断)

第45条 当社は、V P N契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第17条（V P N契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「V P N契約」とあるのは「端末設備」と読み替えるものとします。

第7章～第14章 （略）

第6章 削除

第43条 削除

第44条 削除

第45条 削除

第7章～第14章 （略）

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

別記

1 (略)

2 アクセス回線共用を行うことができる電気通信サービス

アクセス回線共用を行うことができる電気通信サービスは、IP伝送サービスの種別ごとに次のとおりとします。

ただし、その電気通信サービスに係る契約約款及び料金表において、接続可能な接続契約者回線等について別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

種 別	電気通信サービス
<a href="#">VPNサービス（第1種サービス（料金表通則に規定するアクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に限ります。）又は国際VPNサービス（第1種サービス（料金表通則に規定するアクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に限ります。）に限ります。）</a>	(1) <a href="#">電話等サービス</a> (2) <a href="#">専用サービス</a> (3) <a href="#">VPNサービス（第1種サービス（料金表通則に規定するアクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に限ります。）</a> (4) <a href="#">国際VPNサービス（第1種サービス（料金表通則に規定するアクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に限ります。）</a>
(略)	(略)

3～19 (略)

料金表  
通則

(回線使用料及び通信料金の設定)

1 回線使用料（第1種サービス（[加入者回線（当社が別に定めるものに限ります。）](#)及び[接続契約者回線に係るものを除きます。](#)）に係るものに限ります。）は、当社の提供区間と協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の提供区間とを合わせて当社が

別記

1 (略)

2 アクセス回線共用を行うことができる電気通信サービス

アクセス回線共用を行うことができる電気通信サービスは、IP伝送サービスの種別ごとに次のとおりとします。

ただし、その電気通信サービスに係る契約約款及び料金表において、接続可能な接続契約者回線等について別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

種 別	電気通信サービス
<a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>
(略)	(略)

3～19 (略)

料金表  
通則

(回線使用料及び通信料金の設定)

1 回線使用料（第1種サービス（[接続契約者回線に係るものを除きます。](#)）に係るものに限ります。）は、当社の提供区間と協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の提供区間とを合わせて当社が設定します。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

設定します。

ただし、別記5の(1)又は(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(注1) 通則1に規定する当社が別に定める加入者回線は、VPNサービス(アクセスタイプ1に限ります。)に係る加入者回線とします。

(注2) (略)

2～17 (略)

(IP伝送サービスの区分等)

18 当社は、この料金表を適用するに当たって、次のとおり区分等を定めます。

(1) VPNサービス

ア VPNサービスの区分

VPNサービスには、次の区分があります。

区 分	内 容
<u>アクセスタイプ1</u>	<u>回線収容部等又は契約者回線とVPNノード装置(VPNサービスを提供するために当社が設置する装置とします。以下同じとします。)との間を、STM方式、ATM方式及びイーサネット方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うもの(アクセスタイプ5又はアクセスタイプ7となるものを除きます。)</u>
<u>アクセスタイプ5</u>	<u>IP伝送網と当社が別に定める協定事業者の契約約款及び料金表に規定するIP通信網との間をイーサネット方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うもの</u> <u>(注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社のIP通信網サービス契約約款とします。</u>
<u>アクセスタイプ7</u>	<u>IP伝送網と当社のUniversal Oneサービス契約約款(第1編)に規定するUniversal Oneサービスに係る電気通信設備との間において、符号、音響又は映像の伝送交換を行うもの</u>
備考	<u>VPNサービスの区分を変更することはできません。</u>

ただし、別記5の(1)又は(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(注1) 削除

(注2) (略)

2～17 (略)

(IP伝送サービスの区分等)

18 当社は、この料金表を適用するに当たって、次のとおり区分等を定めます。

(1) 削除

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

イ VPNサービスの品目

(ア) アクセスタイプ1に係るもの

A アクセスタイプ1には、次の品目があります。

品 目	内 容	
<u>STMアクセス</u>	<u>64kb/s</u>	<u>64kbit/sの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>128kb/s</u>	<u>128kbit/sの符号伝送が可能なもの</u>
<u>ATMアクセス</u>	<u>0.5Mb/s及び1Mb/sから1Mb/sごとに135Mb/sまでの品目</u>	<u>料金表別表に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの</u>
<u>イーサネットアクセス</u>	<u>10Mb/s</u>	<u>10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>100Mb/s</u>	<u>100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>1000Mb/s</u>	<u>1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの</u>

備考

1 イーサネットアクセス（第1種サービスに係るものに限ります。）には、次のアクセス速度の区分があります。

品目	アクセス速度の区分	内 容
<u>10Mb/s</u>	<u>0.5Mb/s</u>	<u>0.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>1Mb/s</u>	<u>1Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>2Mb/s</u>	<u>2Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>3Mb/s</u>	<u>3Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>4Mb/s</u>	<u>4Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>5Mb/s</u>	<u>5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>6Mb/s</u>	<u>6Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>7Mb/s</u>	<u>7Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>8Mb/s</u>	<u>8Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>9Mb/s</u>	<u>9Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
<u>100Mb/s</u>	<u>10Mb/s</u>	<u>10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>20Mb/s</u>	<u>20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>30Mb/s</u>	<u>30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

	<u>40Mb/s</u>	<u>40Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>50Mb/s</u>	<u>50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>60Mb/s</u>	<u>60Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>70Mb/s</u>	<u>70Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>80Mb/s</u>	<u>80Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>90Mb/s</u>	<u>90Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>100Mb/s</u>	<u>100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
<u>1000Mb/s</u>	<u>200Mb/s</u>	<u>200Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>300Mb/s</u>	<u>300Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>400Mb/s</u>	<u>400Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>500Mb/s</u>	<u>500Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>600Mb/s</u>	<u>600Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>700Mb/s</u>	<u>700Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>800Mb/s</u>	<u>800Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>900Mb/s</u>	<u>900Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
	<u>1000Mb/s</u>	<u>1000Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</u>

2 当社は、加入者回線に係るものについては、臨時V P N契約を締結しません。

3 当社は、S T Mアクセスに係る利用の開始及び変更の申込みを承諾しません。

B アクセスタイプ1（第1種サービス（加入者回線に係るものを除きます。）に係るものに限り）は、次に掲げる接続契約者回線等と接続して提供します。

区 分	内 容	
<u>他社接続契約者回線に係るもの</u>	<u>S T Mアクセス</u>	<u>別記5の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速デジタル伝送サービス</u>
	<u>イーサネットアクセス</u>	<u>別記5の(2)に掲げる協定事業者の提供する電気通信サービス（備考1に掲げるものに限り）</u>

備考

1 アクセスタイプ1に係る接続契約者回線等の品目は、当社又は別記5の(1)及び(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するもののうち、次

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

のとおりとします。

(1) 他社接続契約者回線に係るもの

ア STMアクセス

高速品目とします。この場合、アクセスタイプ1の品目は、他社接続契約者回線の品目と同一のものとしてします。

イ イーサネットアクセス

<u>他社接続契約者回線</u>		<u>対応するVPNサービス</u>
<u>協定事業者</u>	<u>電気通信サービス</u>	
<u>北海道総合通信網株式会社</u>	<u>第1種イーサネット通信網サービス（6Mb/sから1Mb/sごと10Mb/s品目のものに限ります。）及び第2種イーサネット通信網サービス（1Mb/sから1Mb/sごとに5Mb/sまでの品目のものに限ります。）</u>	<u>10Mb/s品目のもの</u>
	<u>第1種イーサネット通信網サービス（10Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目のものに限ります。）</u>	<u>100Mb/s品目のもの</u>
<u>株式会社トークネット</u>	<u>第1種高速イーサネット網サービス（接続契約回線に係るものであって、0.5Mb/s及び1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでの品目のものに限ります。）</u>	<u>10Mb/s品目のもの</u>
	<u>第1種高速イーサネット網サービス（接続契約回線に係るものであって、10Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目のものに限ります。）</u>	<u>100Mb/s品目のもの</u>
<u>KDDI株式会社</u>	<u>第1類パワードイーサネットサービス（0.5Mb/s及び1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでの品目のものに限ります。）</u>	<u>10Mb/s品目のもの</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

	<a href="#">第1類パワードイーサネットサービス（20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目のものに限ります。）</a>	<a href="#">100Mb/s品目のもの</a>
	<a href="#">第1類パワードイーサネットサービス（200Mb/sから100Mb/sごとに100Mb/sまでの品目のものに限ります。）</a>	<a href="#">1000Mb/s品目のもの</a>
<a href="#">中部テレコムコミュニケーション株式会社</a>	<a href="#">第Ⅲ種イーサネット網サービス（第1種他社アクセス回線に係るものであって0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに10Mb/sまでの品目のものに限ります。）</a>	<a href="#">10Mb/s品目のもの</a>
	<a href="#">第Ⅲ種イーサネット網サービス（第1種他社アクセス回線に係るものであって、20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目のものに限ります。）</a>	<a href="#">100Mb/s品目のもの</a>
	<a href="#">第Ⅲ種イーサネット網サービス（第1種他社アクセス回線に係るものであって、100Mb/sから100 Mb/sごとに1 Gb/sまでの品目のものに限ります。）</a>	<a href="#">1000Mb/s品目のもの</a>
<a href="#">北陸通信ネットワーク株式会社</a>	<a href="#">イーサネット通信網サービス（接続契約回線に係るものであって0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに10Mb/sまでの品目のものに限ります。）</a>	<a href="#">10Mb/s品目のもの</a>
	<a href="#">イーサネット通信網サービス（接続契約回線に係るものであって、20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目のものに限ります。）</a>	<a href="#">100Mb/s品目のもの</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

株式会社オ ブページ	高速イーサネット専用サービス(0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに10Mb/sまでの品目のものに 限ります。)	10Mb/s品目のもの
	高速イーサネット専用サービス (20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目のものに限ります。)	100Mb/s品目のもの
	高速イーサネット専用サービス (1Gb/s品目のものに限ります。)	1000Mb/s品目のもの
株式会社エ ネコム	イーサネット通信網サービス（アクセス回線B又はアクセス回線C（0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに10Mb/sまでの品目のものに限ります。）に係るものに限ります。)	10Mb/s品目のもの
	イーサネット通信網サービス（アクセス回線B又はアクセス回線C（10Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目のものに限ります。）に係るものに限ります。)	100Mb/s品目のもの
株式会社S T N e t	高速イーサネット網接続サービス（0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに10Mb/sまでの品目のものに限ります。)	10Mb/s品目のもの
	高速イーサネット網接続サービス（20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目のものに限ります。)	100Mb/s品目のもの
株式会社QT net	高速イーサネット専用サービス（0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに10Mb/sまでの品目のものに限ります。)	10Mb/s品目のもの

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

	<a href="#">高速イーサネット専用サービス（20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでの品目のものに限ります。）</a>	<a href="#">100Mb/s品目のもの</a>
<a href="#">O T N e t 株式会社</a>	<a href="#">高速イーサネット専用サービス（1Mb/sから1Mb/sごとに5Mb/sまで及び10Mb/s品目のものに限ります。）</a>	<a href="#">10Mb/s品目のもの</a>
	<a href="#">高速イーサネット専用サービス（20Mb/sから10Mb/sごとに50Mb/sまで及び100Mb/s品目のものに限ります。）</a>	<a href="#">100Mb/s品目のもの</a>

[備考](#) [アクセスタイプ1のアクセス速度は、当社が別に定める場合を除き、他社接続契約者回線の品目と同一のものとします。](#)

[（注）この備考に規定する当社が別に定める場合は、他社接続契約者回線に係る電気通信サービスが株式会社オプテージの高速イーサネット専用サービス（1Gb/s品目のものに限ります。）の場合又はO T N e t 株式会社の高速度イーサネット専用サービス（100Mb/s品目のものに限ります。）の場合であって、アクセスタイプ1のアクセス速度を60Mb/sから10Mb/sごとに90Mb/sまでのいずれかとするときとします。](#)

- [2](#) [アクセスタイプ1に係る接続契約者回線等の契約の種別は、アクセスタイプ1の契約の種別と同一のものとします。](#)
- [3](#) [別記5の\(2\)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表において、接続可能な他社接続契約者回線に係る契約の種別及び通信又は保守の態様による細目について別段の定めがある場合は、その定めるところによります。](#)
- [4](#) [当社は、アクセスタイプ1に係るV P N契約者にアクセス回線共用を提供します。この場合において、同一のアクセス回線共用を行う他の電気通信サービスの契約約款及び料金表にその他社接続共用回線の通信又は保守の態様による細目について別段の定めがあるときは、その定めるところによります。](#)
- [5](#) [1の規定にかかわらず、アクセス回線共用（他社接続契約者回線（S T M Aアクセスに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）を行う場合の他社接続共用回線の品目は、アクセスタイプ1の品目にかかわらず別記5の\(1\)に掲](#)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するもののうち、高速品目（64kb/s品目のものを除きます。）とします。

6 2の規定にかかわらず、アクセス回線共用を行う場合の他社接続共用回線の契約の種別は、契約の種別があるものについては臨時（それに相当するものを含みます。）以外のものとします。

7 1の規定にかかわらず、アクセス回線共用回線群の品目に係る符号伝送速度の合計値は、他社接続共用回線の品目に係る符号伝送速度以下とします。

8 アクセス回線共用（他社接続契約者回線に係るものに限り、）を行う場合において、第53条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の1欄及び第64条（責任の制限）第3項に規定する時間については、他社接続共用回線の部分の料金について、その通信又は保守の態様に応じ、別記5の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表の規定により適用します。

9 当社は、他社接続契約者回線が次に掲げるものに該当する場合はVPN契約を締結しません。

(1) STMアクセス（他社接続契約者回線が、別記5の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する多重アクセスを利用するものに限り、）に係るもの

(2) STMアクセス（他社接続契約者回線が、別記5の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する64kb/s品目のものであって48kbit/sの符号伝送が可能なものであって契約の区分がプラン1のものに限り、）に係るもの

10 9に規定するほか、当社は、接続契約者回線等がSTMアクセスに係るものとなる場合に限り臨時VPN契約を締結します。

(イ) アクセスタイプ5に係るもの

アクセスタイプ5には、次の品目があります。

品 目	内 容
イーサネットアクセス	10Mb/s 100Mb/s 1000Mb/s
	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの 100Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

1 イーサネットアクセスには、次のアクセス速度の区分があります。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

品目	アクセス 速度の区分	内 容
10Mb/s	10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1000Mb/s	100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	200Mb/s	200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	300Mb/s	300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	400Mb/s	400Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	500Mb/s	500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	600Mb/s	600Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	700Mb/s	700Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	800Mb/s	800Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	900Mb/s	900Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	1000Mb/s	1000Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

2 当社は、アクセスタイプ5に係るものについては、臨時VPN契約を締結しません。

(ウ) 削除

ウ VPNサービスの通信又は保守の態様による細目

VPNサービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。

(ア) アクセスタイプ1に係るもの

A 通信の相手先

VPN契約者は、通信モードごとに次表に掲げる通信の相手先との通信を行うことができるものとします。

通信モード	通信の相手先
データモード	<u>その所属VPNグループを構成するVPNグループ回線（データモードに係るもの（通信の相手先がVPNサービス以外のものとなる場合は、それに相当するものとし、）に限ります。）</u> <u>ただし、料金表第1表に別段の定めがある場合はこの限りではありません。</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

備考

- 1 本欄に規定するほか、VPN契約者は、当社のIP通信網サービス契約約款に定める第3種シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信設備との間で通信を行うことができます。
- 2 VPN契約者は、1のVPNサービスによりデータモードによる通信及び備考1による通信を同時に行うことができます。

B ポート速度に係る細目

細目	内容
0.5Mb/s	0.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1 Mb/s	1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
2 Mb/s	2 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
3 Mb/s	3 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
4 Mb/s	4 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
5 Mb/s	5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
6 Mb/s	6 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
7 Mb/s	7 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
8 Mb/s	8 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
9 Mb/s	9 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">500Mb/s</a>	<a href="#">500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">600Mb/s</a>	<a href="#">600Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">700Mb/s</a>	<a href="#">700Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">800Mb/s</a>	<a href="#">800Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">900Mb/s</a>	<a href="#">900Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">1000Mb/s</a>	<a href="#">1000Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>

備考

- 1 [当社は、イーサネットアクセスについてポート速度に係る細目を定めます。](#)
- 2 [ポート速度に係る細目は、イーサネットアクセスの品目ごとに次のとおりとします。この場合において、VPN契約者は、ポート速度に係る符号伝送速度を超える通信を行うことができません。](#)

(1) 10Mb/s品目に係るもの

[0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに10Mb/sまでのものとし、この場合において、イーサネットアクセス（第1種サービスに係るものに限ります。）のポート速度に係る細目とアクセス速度は同一のものとし、](#)

(2) 100Mb/s品目に係るもの

[10Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでのものとし、この場合において、イーサネットアクセス（第1種サービス（当社が別に定めるものを除きます。）に係るものに限ります。）のポート速度に係る細目とアクセス速度は同一のものとし、](#)

(3) 1000Mb/s品目に係るもの

[100Mb/sから100Mb/sごとに1000Mb/sまでのものとし、](#)

[（注）本欄2の\(2\)に規定する当社が別に定める第1種サービスは、他社接続契約者回線（別記5の\(2\)に掲げる協定事業者に係るものに限ります。）に係る第1種サービスとします。](#)

C 1芯式と2芯式の区別

<u>区 別</u>	<u>内 容</u>
<u>1芯式</u>	<a href="#">端末回線（契約者回線又は加入者回線と回線終端装置又は端末設備とを接続するための線条（端末設備においては、屋内配線とします。）をいいます。以下同じとします。）が1芯のもの</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

2芯式

端末回線が2芯のもの

備考

- 1 当社は、1芯式と2芯式の区別をA T Mアクセスに係るV P N契約者に限り提供します。
- 2 当社は、45Mb/s及び135Mb/s品目に係るV P Nサービスについては2芯式を、その他の品目に係るV P Nサービスについては1芯式又は2芯式を、提供します。  
ただし、1芯式（A T Mアクセスに係るものに限ります。）において、その回線終端装置の端末側インタフェースごとに接続可能なV P Nサービスの品目は、当社が別に定めるところによります。
- 3 当社は、1芯式の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。  
（注）本欄2に規定する当社が別に定める接続可能なV P Nサービスの品目は、回線終端装置の端末側インタフェースごとに、次のとおりとします。

<u>端末側インタフェース</u>	<u>品 目</u>
<u>メタリックケーブル</u>	<u>0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに24Mb/sまでの品目</u>
<u>同軸ケーブル</u>	<u>0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに40Mb/sまでの品目</u>
<u>光ケーブル</u>	<u>0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに44Mb/sまでの品目</u>

D 加入者回線等インタフェースの区別

<u>区 別</u>	<u>内 容</u>
<u>10BASE-T</u>	<u>10Mb/s品目のものであって、加入者回線等（加入者回線又は契約者回線（当社が別に定めるI P伝送サービス取扱所内を終端とするものに限ります。）に係るものをいいます。以下この欄において同じとします。）の終端に係るインタフェースが10BASE-Tのもの</u> <u>（注）本欄に規定する当社が別に定めるI P伝送サービス取扱所は、V P N契約の申込みをする者及びV P N契約者に開示します。</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">100BASE-TX</a>	<a href="#">100Mb/s品目のものであって、加入者回線等の終端に係るインタフェースが100BASE-TXのもの</a>
<a href="#">1000BASE-SX</a>	<a href="#">1000Mb/s品目のものであって、加入者回線等の終端に係るインタフェースが1000BASE-SXのもの</a>
<a href="#">1000BASE-LX</a>	<a href="#">1000Mb/s品目のものであって、加入者回線等の終端に係るインタフェースが1000BASE-LXのもの</a>
備考	
<ol style="list-style-type: none"> <li><a href="#">1</a> 当社は、加入者回線等インタフェースの区別を、イーサネットアクセス（加入者回線等に係るものに限ります。）に係るVPN契約者に限り提供します。</li> <li><a href="#">2</a> 当社は、加入者回線等（イーサネットアクセスに係るものに限ります。）の終端の場所に当社のインタフェースケーブルを設置します。</li> </ol>	

[E VPNノード装置等の収容パターンに係る区別](#)

<a href="#">区 別</a>	<a href="#">内 容</a>
<a href="#">収容パターン1</a>	<a href="#">当社が指定するIP伝送サービス取扱所に設置されたVPNノード装置に契約者回線等を収容するもの</a>
<a href="#">収容パターン2</a>	<a href="#">当社が指定するIP伝送サービス取扱所以外のIP伝送サービス取扱所に設置されたVPNノード装置に契約者回線等を収容するもの</a>

備考	
<ol style="list-style-type: none"> <li><a href="#">1</a> 当社は、VPNノード装置等の収容パターンに係る区別を、イーサネットアクセス（他社接続契約者回線（当社が別に定める協定事業者に係るものに限ります。）及び加入者回線（登録タイプ2に係るもの及び当社が別に定める当社の契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスに係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）に係るものに限ります。）に係るVPN契約者に限り提供します。</li> <li><a href="#">2</a> 備考1の規定にかかわらず、イーサネットアクセス（他社接続契約者回線（当社が別に定める協定事業者に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）については、収容パターン1に限り提供します。</li> <li><a href="#">3</a> 当社は、収容パターン1を利用するVPN契約者に限り、収容パターン2を提供します。</li> <li><a href="#">4</a> 備考3に規定するほか、収容パターン2に係る契約者回線等の終端の場所</li> </ol>	

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

が、収容パターン1に係る契約者回線等の終端の場所と同一である場合に限り、収容パターン2を提供します。

5 VP N契約者（収容パターン2に係る者に限ります。）は、収容パターン1に係るVP N契約の数を超えて、収容パターン2に係るVP N契約の申込みをすることはできません。

（注1）備考1に規定する当社が別に定める協定事業者は、K D D I 株式会社及び株式会社オプテージとします。

（注2）備考1に規定する当社が別に定める当社の契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款（第3編）に規定するVP Nサービスとします。

（注3）備考2に規定する当社が別に定める協定事業者は、株式会社オプテージとします。

F 利用できる通信プロトコルの細目

<u>細 目</u>	<u>内 容</u>
<u>I P v 4プロトコル</u>	<u>I P v 4プロトコルによる通信を行うもの</u>

G 登録アドレスによる区別

<u>区 別</u>	<u>内 容</u>
<u>登録タイプ1</u>	<u>VP Nノード装置に登録可能なVP N契約者に係るネットワークアドレスが1以上のものであって登録タイプ2以外のもの</u>
<u>登録タイプ2</u>	<u>VP Nノード装置に登録可能なVP N契約者に係るネットワークアドレスが1のもの</u>

備考

1 当社は、登録アドレスによる区別を、イーサネットアクセス（加入者回線に係るものに限り）に係るVP N契約者に限り提供します。

2 備考1の規定にかかわらず、当社は、登録タイプ2については、10Mb/s品目に限り提供します。

（ア）アクセスタイプ5に係るもの

A 通信可能な区域による細目

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

細 目	内 容
プラン1	<p>そのアクセスタイプ5に係る網終端装置（IP伝送網と当社が別に定める協定事業者の契約約款及び料金表に規定するIP通信網との間の通信を介するために当社が設置する電気通信設備をいいます。）が設置されている場所と同一の都道府県内のみにおいて、IP伝送網と当社が別に定める協定事業者の契約約款及び料金表に規定するIP通信網との間の伝送交換が可能なもの</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社のIP通信網サービス契約約款とします。</p>
プラン2	プラン1以外のもの

B 通信の相手先

VPN契約者は、通信モードごとに次表に掲げる通信の相手先との通信を行うこと及び利用回線からの着信を受けることができます。

通信モード	通信の相手先
データモード	<p>その所属VPNグループを構成するVPNグループ回線（データモードに係るもの（通信の相手先がVPNサービス以外のものとなる場合は、それに相当するもの）とします。）に限ります。</p> <p>ただし、料金表第1表に別段の定めがある場合はこの限りではありません。</p>

備考

- 本欄に規定するほか、VPN契約者は、当社のIP通信網サービス契約約款に定める第3種シェアードIP-PBXサービスに係る電気通信設備との間で通信を行うことができます。
- VPN契約者は、1のVPNサービスによりデータモードによる通信及び備考1による通信を同時に行うことができます。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

C ポート速度に係る細目

細 目	内 容
<a href="#">1 Mb/s</a>	<a href="#">1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">2 Mb/s</a>	<a href="#">2 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">3 Mb/s</a>	<a href="#">3 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">4 Mb/s</a>	<a href="#">4 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">5 Mb/s</a>	<a href="#">5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">6 Mb/s</a>	<a href="#">6 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">7 Mb/s</a>	<a href="#">7 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">8 Mb/s</a>	<a href="#">8 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">9 Mb/s</a>	<a href="#">9 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">10Mb/s</a>	<a href="#">10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">20Mb/s</a>	<a href="#">20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">30Mb/s</a>	<a href="#">30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">40Mb/s</a>	<a href="#">40Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">50Mb/s</a>	<a href="#">50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">60Mb/s</a>	<a href="#">60Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">70Mb/s</a>	<a href="#">70Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">80Mb/s</a>	<a href="#">80Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">90Mb/s</a>	<a href="#">90Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">100Mb/s</a>	<a href="#">100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">200Mb/s</a>	<a href="#">200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">300Mb/s</a>	<a href="#">300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">400Mb/s</a>	<a href="#">400Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">500Mb/s</a>	<a href="#">500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">600Mb/s</a>	<a href="#">600Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">700Mb/s</a>	<a href="#">700Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">800Mb/s</a>	<a href="#">800Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">900Mb/s</a>	<a href="#">900Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">1000Mb/s</a>	<a href="#">1000Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

備考

- 1 当社は、イーサネットアクセスについてポート速度に係る細目を定めます。
- 2 ポート速度に係る細目は、イーサネットアクセスの品目ごとに次のとおりとします。この場合において、V P N契約者は、ポート速度に係る符号伝送速度を超える通信を行うことができません。
  - (1) 10Mb/s品目に係るもの  
1 Mb/sから 1 Mb/sごとに10Mb/sまでのものとします。
  - (2) 100Mb/s品目に係るもの  
10Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでのものとします。
  - (3) 1000Mb/s品目に係るもの  
100Mb/sから100Mb/sごとに1000Mb/sまでのものとします。この場合において、イーサネットアクセスのポート速度に係る細目とアクセス速度は同一のものとします。

D 通信可能な相手先による細目

<u>細 目</u>	<u>内 容</u>
<u>タイプ 2</u>	<u>I P 伝送網と当社が別に定める協定事業者の契約約款及び料金表に規定する I P 通信網との間をイーサネット方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うもの</u> <u>(注) 本欄に規定する当社が別に定める I P 通信網は、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網（メニュー 1、メニュー 4 及びメニュー 5（100M b/s又は200Mb/sの品目に限ります。）に係るものに限ります。）とします。</u>

(ウ) アクセスタイプ 7に係るもの

A 通信の種類

<u>通信の種類</u>	<u>内 容</u>
<u>コース 3</u>	<u>Universal Oneサービス契約約款（第 1 編）に規定する Universal Oneサービスと接続するもの</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

備考

1 VPN契約者は、通信モードごとに次表に掲げる通信の相手先との通信を行うことができます。

<u>通信モード</u>	<u>通信の相手先</u>
<u>データモード</u>	<u>その所属VPNグループを構成するVPNグループ回線(データモードに係るもの(通信の相手先がVPNサービス以外のものとなる場合は、それに相当するものとしします。))に限ります。</u> <u>ただし、料金表第1表に別段の定めがある場合はこの限りではありません。</u>

2 VPN契約者は、通信の種類の変更は、行うことができません。

B 削除

C 削除

D 削除

(2) 国際VPNサービス

ア 国際VPNサービスの区分

国際VPNサービスには、次の区分があります。

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>アクセスタイプ1</u>	(略)
<u>アクセスタイプ2</u>	(略)
<u>アクセスタイプ3</u>	<u>VPNサービスを利用するもの</u>

備考

1 当社は、VPNグループ代表者に限り、アクセスタイプ3を提供します。

2～3 (略)

イ 国際VPNサービスの品目

(ア)～(イ) (略)

(ウ) アクセスタイプ3に係るもの

(2) 国際VPNサービス

ア 国際VPNサービスの区分

国際VPNサービスには、次の区分があります。

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>アクセスタイプ1</u>	(略)
<u>アクセスタイプ2</u>	(略)

備考

1 削除

2～3 (略)

イ 国際VPNサービスの品目

(ア)～(イ) (略)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

[アクセスタイプ3](#)には、次の品目があります。

品 目	内 容
<a href="#">0.5Mb/s</a>	<a href="#">0.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">1 Mb/s</a>	<a href="#">1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">2 Mb/s</a>	<a href="#">2 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">3 Mb/s</a>	<a href="#">3 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">4 Mb/s</a>	<a href="#">4 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">5 Mb/s</a>	<a href="#">5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">6 Mb/s</a>	<a href="#">6 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">7 Mb/s</a>	<a href="#">7 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">8 Mb/s</a>	<a href="#">8 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">9 Mb/s</a>	<a href="#">9 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">10Mb/s</a>	<a href="#">10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">20Mb/s</a>	<a href="#">20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">30Mb/s</a>	<a href="#">30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">40Mb/s</a>	<a href="#">40Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">50Mb/s</a>	<a href="#">50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">60Mb/s</a>	<a href="#">60Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">70Mb/s</a>	<a href="#">70Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">80Mb/s</a>	<a href="#">80Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">90Mb/s</a>	<a href="#">90Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">100Mb/s</a>	<a href="#">100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">200Mb/s</a>	<a href="#">200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">300Mb/s</a>	<a href="#">300Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">400Mb/s</a>	<a href="#">400Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">500Mb/s</a>	<a href="#">500Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">600Mb/s</a>	<a href="#">600Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">700Mb/s</a>	<a href="#">700Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">800Mb/s</a>	<a href="#">800Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">900Mb/s</a>	<a href="#">900Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>
<a href="#">1000Mb/s</a>	<a href="#">1000Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

ウ (略)

19 削除

(長期利用割引)

20 長期利用に係る料金の割引の適用については次のとおりとします。

(1) 当社は、IP伝送契約者（[臨時VPN契約者](#)、[アクセスタイプ5及びアクセスタイプ7に係るVPN契約者を除きます。以下この通則20において同じとします。](#)）から、そのIP伝送契約について、次表に規定する期間の継続利用（以下「長期利用」といいます。）の申出があった場合には、国際VPN契約者についてはその期間（以下「長期利用期間」といいます。）、[VPN契約者（アクセスタイプ1に係る者に限ります。）については長期利用期間及びその満了後において](#)、料金表第1表（料金）に規定する回線使用料（基本料を除きます。以下この通則20において同じとします。）の額（料金表第1表第1（基本料金）の1-1（適用）の(1)から(5)欄までの適用又は料金表第1表第1の2-1（適用）の(1)から(5)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）及び定額通信料金の額（料金表第1表第2（通信料金）の1-1（適用）の(1)から(2)欄の適用による場合又は料金表第1表第2の2-1（適用）の適用による場合は、適用した後の額とします。）から同表に規定する額の割引（以下「長期利用割引」といいます。）を行います。この場合、長期利用割引の種類は、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

ア [VPN契約に係るもの](#)

[【割引額（月額）】](#)

[回線使用料及び定額通信料金に次表に規定する割引率を乗じて得た額の合計額](#)

長期利用割引の種類	長期利用期間	割引率	
(ア) <a href="#">3年利用型</a>	<a href="#">3年間</a>	<a href="#">回線使用料</a>	<a href="#">7%</a>
		<a href="#">定額通信料金</a>	<a href="#">10%</a>
(イ) <a href="#">6年利用型</a>	<a href="#">6年間</a>	<a href="#">回線使用料</a>	<a href="#">11%</a>
		<a href="#">定額通信料金</a>	<a href="#">11%</a>

イ (略)

ウ (略)

19 削除

(長期利用割引)

20 長期利用に係る料金の割引の適用については次のとおりとします。

(1) 当社は、IP伝送契約者から、そのIP伝送契約について、次表に規定する期間の継続利用（以下「長期利用」といいます。）の申出があった場合には、国際VPN契約者についてはその期間（以下「長期利用期間」といいます。）、料金表第1表（料金）に規定する回線使用料（基本料を除きます。以下この通則20において同じとします。）の額（料金表第1表第1（基本料金）の2-1（適用）の(1)から(5)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）及び定額通信料金の額（料金表第1表第2（通信料金）の2-1（適用）の適用による場合は、適用した後の額とします。）から同表に規定する額の割引（以下「長期利用割引」といいます。）を行います。この場合、長期利用割引の種類は、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

ア [削除](#)

イ (略)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(2) 当社は、長期利用の申出を当社が承諾した日（I P 伝送契約の申込みと同時に長期利用の申出があった場合においては、そのI P 伝送サービス（[臨時V P N契約に係るものを除きます。以下この通則20において同じとします。](#)）の提供を開始した日）を起算開始日として、長期利用割引を適用します。

(3) (略)

(4) 当社は、長期利用に係るI P 伝送契約の解除があった場合又は長期利用期間の満了後において長期利用割引の適用を受けているV P N契約のV P Nサービスの区分の変更があった場合には、長期利用割引を廃止します。

(5)～(9) (略)

(10) 当社は、長期利用期間の満了前にI P 伝送契約の解除、接続事業者変更又は区分、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更、他社接続契約者回線に係る種類、品目、終端の場所、サービスクラスによる区別、保守の区別若しくは1 芯式と2 芯式の区別の変更又は通信モード若しくは通信の態様による細目の廃止（以下この通則20において「細目の廃止等」といいます。）によりそのI P 伝送契約に係る回線使用料及び定額通信料金の合計額（以下「長期利用適用料金」といいます。）が減少した場合又は長期利用割引の廃止があった場合には、それぞれ次表に規定する額（以下この通則20において「長期利用違約金」といいます。）を当社が定める期日までに一括してI P 伝送契約者から支払っていただきます。

区 分	長 期 利 用 違 約 金
<a href="#">V P N契約に係るもの</a>	
(ア) <a href="#">長期利用適用料金が減少した場合</a>	残余の期間に対応する長期利用適用料金に長期利用割引を適用した額の差額（減少前の長期利用適用料金に長期利用割引を適用した額から減少後の長期利用適用料金に長期利用割引を適用した額を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額
(イ) <a href="#">長期利用割引の廃止があった場合（(ア)の適用による場合を除きます。）</a>	残余の期間に対応する廃止前の長期利用適用料金に長期利用割引を適用した額に0.35を乗じて得た額
国際V P N契約に係るもの	
(ア) (略)	(略)
(イ) (略)	(略)

(2) 当社は、長期利用の申出を当社が承諾した日（I P 伝送契約の申込みと同時に長期利用の申出があった場合においては、そのI P 伝送サービスの提供を開始した日）を起算開始日として、長期利用割引を適用します。

(3) (略)

(4) 当社は、長期利用に係るI P 伝送契約の解除があった場合には、長期利用割引を廃止します。

(5)～(9) (略)

(10) 当社は、長期利用期間の満了前にI P 伝送契約の解除、接続事業者変更又は区分、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更、他社接続契約者回線に係る種類、品目、終端の場所、サービスクラスによる区別、保守の区別若しくは1 芯式と2 芯式の区別の変更又は通信モード若しくは通信の態様による細目の廃止（以下この通則20において「細目の廃止等」といいます。）によりそのI P 伝送契約に係る回線使用料及び定額通信料金の合計額（以下「長期利用適用料金」といいます。）が減少した場合又は長期利用割引の廃止があった場合には、それぞれ次表に規定する額（以下この通則20において「長期利用違約金」といいます。）を当社が定める期日までに一括してI P 伝送契約者から支払っていただきます。

区 分	長 期 利 用 違 約 金
<a href="#">削除</a>	削除
国際V P N契約に係るもの	
(ア) (略)	(略)
(イ) (略)	(略)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(11) (10)の規定にかかわらず、[料金表第1表第1の1-1の\(5\)欄](#)、[料金表第1表第1の2-1の\(5\)欄](#)、[料金表第1表第2の1-1の\(2\)欄](#)又は[料金表第1表第2の2-1の\(2\)欄](#)に規定する最低利用期間内にI P伝送契約の解除又は細目の廃止等があった場合の支払いを要する額の適用については、次のとおりとします。

ア I P伝送契約の解除があった場合

長期利用違約金と[料金表第1表第1の1-1の\(5\)及び料金表第1表第2の1-1の\(3\)又は料金表第1表第1の2-1の\(5\)及び料金表第1表第2の2-1の\(2\)](#)の規定（以下この通則20において「最低利用期間に係る規定」といいます。）により支払いを要する額の合計額とを比較し、高額となる方のみを適用します。

イ～ウ （略）

（高額利用割引）

21 高額利用に係る料金の割引の適用については次のとおりとします。

(1)～(8) （略）

(注) （略）

[（サービス品質（開通遅延期間）に係る料金の扱い）](#)

22 [V P Nサービスの開通遅延期間に係る料金の扱い](#)については次のとおりとします。

(1) [当社は、第17条（V P N契約申込の承諾）の規定によりV P Nサービス（アクセスタイプ1及びアクセスタイプ5に限り、以下この通則22において同じとします。）に係るV P N契約（V P N契約（アクセスタイプ7に係るもの）に限り、及び臨時V P N契約を除きます。以下通則27までにおいて同じとします。）の申込みの承諾をした場合において、当社とそのV P Nサービスに係るV P N契約者（臨時V P N契約者を除きます。以下通則27までにおいて同じとします。）とがそのV P Nサービスの提供の開始を合意した日（以下この通則22において「開通予定日」といいます。）に、V P N契約者の責めによらない理由によりそのV P Nサービスの提供を開始できなかった場合（次のアからキに係る電気通信サービスの提供を開始できなかった場合に限り、アからキに限り、開通予定日からV P Nサービスの提供を開始した日までの日数（開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下この通則22において「開](#)

(11) (10)の規定にかかわらず、[料金表第1表第1の2-1の\(5\)欄](#)又は[料金表第1表第2の2-1の\(2\)欄](#)に規定する最低利用期間内にI P伝送契約の解除又は細目の廃止等があった場合の支払いを要する額の適用については、次のとおりとします。

ア I P伝送契約の解除があった場合

長期利用違約金と[料金表第1表第1の2-1の\(5\)及び料金表第1表第2の2-1の\(2\)](#)の規定（以下この通則20において「最低利用期間に係る規定」といいます。）により支払いを要する額の合計額とを比較し、高額となる方のみを適用します。

イ～ウ （略）

（高額利用割引）

21 高額利用に係る料金の割引の適用については次のとおりとします。

(1)～(8) （略）

[\(9\) \(1\)から\(8\)までの規定にかかわらず、I P伝送契約者は、V P N契約を含む高額利用指定回線群を新たに構成する申出及び既存の高額利用指定回線群に新たにV P N契約を追加する申出を行うことはできません。](#)

(注) （略）

22 [削除](#)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

通遅延日数」といいます。）に応じて、そのVPN契約に係る料金（以下「VPN開通遅延返還料金額」といいます。）を返還します。

ア VPNノード装置相互間

イ 回線収容部等又は契約者回線の終端とVPNノード装置との間

ウ 他社接続契約者回線（別記5の(1)に掲げる協定事業者に係る電気通信サービス（当社が別に定めるものに限りま  
す。）に係るものに限りま

エ 他社接続契約者回線（アクセスタイプ1（イーサネットアクセス（当社が別に定め  
るものに限りま

オ 加入者回線（アクセスタイプ1（イーサネットアクセスに係るものに限りま  
す。）に係るものに限りま

カ 契約者回線に係る区間

キ 端末設備（当社が別に定めるものに限りま  
す。）に係る区間

(2) VPN開通遅延返還料金額は、そのVPNサービスの提供を開始した日における、次のアからウまでに掲げる月額料金（そのVPNサービスに係るものに限りま  
す。）の合計額（以下「VPN開通遅延返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額としま

ア 料金表第1表（料金）第1（基本料金）に規定する回線使用料（1-1（適用）の（1）から（4）欄までの適用による場合並びに料金表別表3の規定による場合は、適用した後の額としま  
す。）のアクセス回線料（次の（ア）から（ウ）までのものを除きま

（ア） アクセスタイプ5に係るもの

（イ） アクセスタイプ1（イーサネットアクセス（当社が別に定めるものを除きま  
す。）に係るものに限りま

（ウ） アクセスタイプ1（ATMアクセス（加入者回線に係るものに限りま  
す。）に係るものに限りま

イ 料金表第1表第2（通信料金）に規定する定額通信料金（1-1（適用）の（1）欄の適用による場合並びに料金表別表3の規定による場合は、適用した後の額としま  
す。）

ウ 料金表第1表第1に規定する回線終端装置使用料、屋内配線使用料及び機器使用料（第2種サービスに係るものに限りま  
す。）並びにインタフェースケーブル使用料及び構内インタフェースケーブル使用料

エ 料金表第1表第1に規定する加算料

開通遅延日数	料 金 返 還 率
--------	-----------

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<u>1日</u>	<u>10%</u>
<u>2日以上15日未満</u>	<u>開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率</u>
<u>15日</u>	<u>25%</u>
<u>16日以上28日未満</u>	<u>開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率</u>
<u>28日以上</u>	<u>50%</u>

(3) (1)及び(2)の場合において、返還するV P N開通遅延返還料金額は、次のア又はイの規定により算出する料金額（以下「V P N開通遅延返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

ア イ以外の場合

そのV P Nサービスの提供を開始した日を含む料金月に係る月額料金（V P N開通遅延返還基準額に係るもの（通則3、4及び7に規定する場合は通則3、4、6及び7の規定に基づき算出した額とします。）に限り。）の合計額（第53条（基本料金の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、通則19の規定により割引となる料金額、通則20の規定により割引となる料金額、通則21の規定により割引となる料金額並びに料金表別表3の規定により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）

イ 料金月の初日以外の日にそのV P Nサービスの提供を開始した場合

そのV P Nサービスの提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月について、それぞれアの規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

(4) 通則22に規定する料金の返還と通則23から通則27までの規定による料金の返還を同時に行う場合のV P N開通遅延返還料金額の取扱いについては、通則27の(3)に定めるところによります。

(注1) (1)に規定する当社が別に定める別記5の(1)に掲げる協定事業者に係る電気通信サービスは、別記5の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速デジタル伝送サービスとします。

(注2) (1)及び(2)に規定する当社が別に定めるイーサネットアクセスは、1000Mb/s品目に係るもの（他社接続契約者回線に係る協定事業者が株式会社オプテージとなるものに限り。）に係るものとします。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(注3) (1)に規定する当社が別に定める端末設備は、その契約者回線等に係る電気通信事業者がレンタル提供する屋内配線又は回線接続装置（それに相当するものを含みます。）とします。

(サービス品質（故障回復時間）に係る料金の扱い)

23 VPNサービスの故障回復時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

(1) 当社は、VPN契約者にVPNサービスを提供する場合において、VPN契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態（そのVPN契約に係る電気通信設備による通信に著しい支障が生じ、一部又は全部が利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下通則27までにおいて同じとします。）が次のアからキまでに係る区間において生じたときであって、そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態であることを当社が知った時刻（第62条（IP伝送契約者の切分責任）の規定により、そのVPN契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、1時間以上その状態が連続したときに限り、そのVPN契約に係る料金（以下「VPN故障返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、第47条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社がVPNサービスの利用の中止をあらかじめそのVPN契約者に通知したとき又は第49条（接続休止）の規定により接続休止としたときは、この限りではありません。この場合において、そのVPN契約に係る料金については、第53条（基本料金の支払義務）第2項第3号の規定（表の1欄、3欄又は4欄に係るものに限ります。）を適用します。

ア VPNノード装置相互間

イ 回線収容部等又は契約者回線の終端とVPNノード装置との間

ウ 他社接続契約者回線（アクセスタイプ1（イーサネットアクセス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る区間

エ 加入者回線（アクセスタイプ1（イーサネットアクセスに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る区間

オ 契約者回線に係る区間

カ 端末回線に係る区間

キ 端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）に係る区間

23 削除

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(2) (1)の規定によりV P N故障返還料金額を返還する場合は、当社は、第53条第2項第3号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限ります。）は適用しません。

ただし、(4)に掲げる月額料金以外のそのV P Nサービスに係る月額料金については、第53条第2項第3号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限ります。）を適用します。

(3) (1)に規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのV P Nサービスの全部が利用できない状態（その状態が連続した時間が1時間未満となるものに限ります。）が生じたときは、当社は、第53条第2項第3号の規定（表の2欄に係るものに限ります。）を適用します。

(4) 当社は、そのV P Nサービスの一部又は全部が利用できない状態が連続した時点における、次に掲げる月額料金（そのV P Nサービスに係るものに限ります。）の合計額（以下「V P N故障返還基準額」といいます。）を元に故障返還料金額を算出します。

ア 料金表第1表（料金）第1（基本料金）に規定する回線使用料（1-1（適用）の(1)から(4)欄までの適用による場合並びに料金表別表3の規定による場合は、適用した後の額とします。以下この通則23において同じとします。）のアクセス回線料（次の(ア)から(ウ)までのものを除きます。）

(ア) アクセスタイプ5に係るもの

(イ) アクセスタイプ1（イーサネットアクセス（当社が別に定めるものを除きます。）に係るものに限ります。）に係るもの

(ウ) アクセスタイプ1（ATMアクセス（加入者回線に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るもの

イ 料金表第1表第1に規定する回線使用料の端末回線使用料

ウ 料金表第1表第1に規定する回線終端装置使用料、屋内配線使用料及び機器使用料（第2種サービスに係るものに限ります。）並びにインタフェースケーブル使用料及び構内インタフェースケーブル使用料

エ 料金表第1表第2（通信料金）に規定する定額通信料金（1-1（適用）の(1)欄の適用による場合並びに料金表別表3の規定による場合は、適用した後の額とします。以下この通則23において同じとします。）の基本額

オ 料金表第1表第1に規定する加算料

(5) (1)の場合において、そのV P Nサービスの全部が利用できない状態が連続した場合におけるV P N故障返還料金額は、V P N故障返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<u>(1)に規定する状態が連続した時間</u>	<u>料 金 返 還 率</u>
<u>1 時間以上 2 時間未満</u>	<u>10%</u>
<u>2 時間以上 4 時間未満</u>	<u>20%</u>
<u>4 時間以上 6 時間未満</u>	<u>30%</u>
<u>6 時間以上 8 時間未満</u>	<u>40%</u>
<u>8 時間以上 72 時間未満</u>	<u>50%</u>
<u>72 時間以上</u>	<u>100%</u>

(6) (1)及び(5)の場合において、返還するV P N故障返還料金額は、次のア又はイの規定により算出する料金額（以下「V P N故障返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

ア イ以外の場合

その料金月に係る月額料金（V P N故障返還基準額に係るもの（通則3、4及び7に規定する場合が生じたときは通則3、4、6及び7の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第53条第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、通則19の規定により割引となる料金額、通則20の規定により割引となる料金額、通則21の規定により割引となる料金額並びに料金表別表3の規定により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）

イ その料金月がV P Nサービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にそのV P Nサービスの提供を開始した場合

その料金月及び翌料金月について、それぞれアの規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

(7) (1)の場合において、そのV P Nサービスの一部又は全部が利用できない状態が連続した場合が1の料金月（(6)のイに規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれのV P N故障返還料金額の合計額を返還します。

ただし、そのV P N故障返還料金額の合計額がV P N故障返還上限額を超える場合においては、当社は、V P N故障返還上限額を返還します。

(8) 通則23に規定する料金の返還と通則22又は通則24から通則27までの規定による料金の返還を同時に行う場合のV P N故障返還料金額の取扱いについては、通則27の(3)に定めるところによります。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(注1) (1)及び(4)に規定する当社が別に定めるイーサネットアクセスは、1000Mb/s品目に係るもの（他社接続契約者回線に係る協定事業者が株式会社オプテージとなるものに限り、）とします。

(注2) (1)に規定する当社が別に定める端末設備は、その契約者回線等に係る電気通信事業者がレンタル提供する屋内配線又は回線接続装置（それに相当するものを含みます。）とします。

(サービス品質（故障通知時間）に係る料金の扱い)

24 VPNサービスの故障通知時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

(1) 当社は、VPN契約者にVPNサービスを提供する場合において、VPN契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態が次のアからエまでに係る区間において生じたときであって、そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態であることを当社が知った時刻から起算して、30分以内にその状態であることをVPN契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかったときに限り、そのVPN契約に係る料金（以下「VPN故障通知返還料金額」といいます。）を返還します。

ア 回線収容部等（アクセスタイプ1に係るものに限り、）又は契約者回線の終端とVPNノード装置との間

イ VPNノード装置相互間

ウ 契約者回線（1芯式と2芯式の区別が1芯式のものに限り、）に係る区間

エ 加入者回線に係る区間

(2) 当社は、次のアからウまでに掲げる場合には、(1)の規定を適用しません。

ア 第62条（IP伝送契約者の切分責任）の規定により、そのVPN契約者が当社に修理の請求をしたことにより当社がそのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態であることを当社が知ったとき

イ そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態であることを当社が知った時点において、そのVPNサービスについて利用中止（当社があらかじめそのことをVPN契約者に通知したときに限り、）、利用停止若しくは接続休止としているとき

ウ 連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき

(3) VPN故障通知返還料金額は、そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態であることを当社が知った時刻における、料金表第1表（料金）第2（通信料金）に規定する定額通信料金（1-1（適用）の(1)欄の適用による場合並びに料金表別表

24 削除

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

3の規定による場合は、適用した後の額とします。）の基本額（以下「V P N故障通知返還基準額」といいます。）に3%を乗じて得た額とします。

(4) (1)及び(3)までの場合において、返還するV P N故障通知返還料金額は、次のア又はイの規定により算出する料金額（以下「V P N故障通知返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

ア イ以外の場合

その料金月に係る月額料金（V P N故障通知返還基準額に係るもの（通則3、4及び7に規定する場合が生じたときは通則3、4、6及び7の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第53条（基本料金の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、通則19の規定により割引となる料金額、通則20の規定により割引となる料金額、通則21の規定により割引となる料金額並びに料金表別表3の規定により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）

イ その料金月がV P Nサービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にそのV P Nサービスの提供を開始した場合

その料金月及び翌料金月について、それぞれアの規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

(5) (1)の場合において、そのV P Nサービスの一部又は全部が利用できない状態であることを当社が知った時刻から起算して、30分以内にその故障をV P N契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかった場合が1の料金月（(4)のイの規定に該当する場合は、その規定に係る2の料金月とします。以下この通則24において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれのV P N故障通知返還料金額の合計額を返還します。

ただし、そのV P N故障通知時間返還料金額の合計額がV P N故障通知時間返還上限額を超える場合は、V P N故障通知返還上限額を返還します。

(6) 通則24に規定する料金の返還と通則22、通則23、通則25から通則27までの規定による料金の返還を同時に行う場合のV P N故障通知返還料金額の取扱いについては、通則27の(3)に定めるところによります。

(サービス品質（伝送遅延時間）に係る料金の扱い)

25 V P Nサービスの伝送遅延時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

(1) 当社は、V P N契約者にV P Nサービスを提供する場合において、V P Nサービスに係る網内の1の提供区間の一端から送信されたI Pパケットのその提供区間の往復

25 削除

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

に要する時間（そのVPNサービスの一部又は全部が利用できない状態が生じた場合の時間を除きます。）を伝送遅延時間とし、その伝送遅延時間の料金月単位での平均時間が、35ミリ秒を超えたときは、そのVPN契約に係る料金（以下「VPN伝送遅延時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、そのVPNサービスについて、その料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りではありません。

(2) VPN伝送遅延時間返還料金額は、(1)の状態が生じた料金月における、料金表第1表（料金）第2（通信料金）に規定する定額通信料金（通則3、4及び7に規定する場合が生じたときは通則3、4、6及び7の規定に基づき算出した額とし、1-1（適用）の(1)欄の適用による場合並びに料金表別表3の規定による場合は、適用した後の額とします。）の基本額（第53条（基本料金の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を除いたもの）とします。以下「VPN伝送遅延時間返還基準額」といいます。）に10%を乗じて得た額とします。

(3) 通則25に規定する料金の返還と通則22から通則24まで、通則26又は通則27の規定による料金の返還を同時に行う場合のVPN伝送遅延時間返還料金額の取扱いについては、通則27の(3)に定めるところによります。

（サービス品質（全体累積故障時間）に係る料金の扱い）

26 VPNサービスの全体累積故障時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

(1) 当社は、次のア及びイに規定する全ての区間において、次表に規定する稼働率が99.99%を下回った場合に限り、そのVPN契約に係る料金（以下「VPN全体累積故障時間返還料金額」といいます。）を返還します。

区 分	稼 働 率
<u>アクセスタイプ1又はアクセスタイプ5に係るもの</u>	<u>その料金月における日数に24を乗じて得た時間にVPNサービスの回線数（その料金月の末日において当社がVPN契約者に対して提供している回線の数とします。以下この欄において同じとします。）を乗じて得た時間（「全体累積稼働時間」といいます。以下、この表において同じとします。）から、VPN契約者の責めによらない理由によりVPNサービスを利用することができなかった時間（そのことを当社が知った時刻（第62条（IP伝送契約者の切分責任）の規定により、</u>

26 削除

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

V P N契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、その状態が連続した時間をいいます。ただし、第47条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社がV P Nサービスの利用の中止をあらかじめそのV P Nサービス契約者に通知したとき、又は第49条（接続休止）の規定により接続休止したときは、その時間を除きます。以下この表において同じとします。）を1の料金月ごとに合算して得た時間を減じて得た時間を、全体累積稼働時間で除して得た割合

ア 通則23の(1)に規定するアからキまでに係る区間

イ 当社が別に定める契約約款及び料金表に定めるV P Nサービスに係る区間

(2) V P N全体累積故障時間返還料金額は、(1)の状態が生じた料金月における、通則23の(4)のアからオまでに係る月額料金（そのV P Nサービスに係るものに限り、通則3、4及び7に規定する場合が生じたときは通則3、4、6及び7の規定に基づき算出した額とします。）の合計額（第53条（基本料金の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を除いたものとします。以下「V P N全体累積故障時間返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

稼働率	料金返還率
99.8%以上99.99%未満	1%
98.0%以上99.8%未満	3%
95.0%以上98.0%未満	10%
90.0%以上95.0%未満	20%
90.0%未満	100%

(3) 通則26に規定する料金の返還と通則22から通則25まで又は通則27の規定による料金の返還を同時に行う場合のV P N全体累積故障時間返還料金額の取扱いについては、通則27の(3)に定めるところによります。

(注) (1)に規定する当社が別に定めるV P Nサービスは、Universal Oneサービス契約約款（第3編）及び料金表に規定するV P Nサービスとします。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

（サービス品質（回線累積故障時間）に係る料金の扱い）

27 V P Nサービスの回線累積故障時間に係る料金の扱いについては次のとおりとします。

27 削除

（1）当社は、V P N契約者にV P Nサービスを提供する場合において、V P N契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、そのV P Nサービスが全く利用できない状態が通則23の(1)に規定するアからキまでに係る区間において生じたときであって、次表に規定する稼働率が99.9%を下回った場合に限り、そのV P N契約に係る料金（以下「V P N回線累積故障時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、第47条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社がV P Nサービスの利用の中止をあらかじめそのV P N契約者に通知したとき、又は第49条（接続休止）の規定により接続休止としたときは、この限りではありません。

区 分	稼 働 率
<u>アクセスタイプ1 又はアクセスタイプ5に係るもの</u>	<u>そのV P Nサービスを利用することができなかった時間（そのことを当社が知った時刻（第62条（I P伝送契約者の切分責任）の規定により、そのV P N契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。以下この表において同じとします。）から起算して、その状態が連続した時間をいいます。以下この表において同じとします。）を1の料金月ごとに合算した時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間（そのV P Nサービスを利用することができなかった時間を含みます。以下この表において同じとします。）から減じて得た時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合</u>

（2）V P N回線累積故障時間返還料金額は、(1)の状態が生じた料金月における、通則23の(4)のアからオまでに係る月額料金（そのV P Nサービスに係るものに限り、通則3、4及び7に規定する場合が生じたときは通則3、4、6及び7の規定に基づき算出した額とします。）の合計額（第53条（基本料金の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を除いたものとします。以下「V P N回線累積故障時間返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とし

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

ます。

稼働率	料金返還率
99.8%以上99.9%未満	1%
98.0%以上99.8%未満	3%
95.0%以上98.0%未満	5%
90.0%以上95.0%未満	10%
90.0%未満	20%

(3) (1)及び(2)に規定するほか、通則22から通則26までの規定及びこの通則27（(1)及び(2)に限ります。）の規定のうちいずれか2以上を同時に適用する場合は、当社は、V P N 開通遅延返還料金額、V P N 故障回復時間返還料金額、V P N 故障通知返還料金額、V P N 伝送遅延時間返還料金額、V P N 全体累積故障時間返還料金額及びV P N 回線累積故障時間返還料金額（そのV P N 契約に係るものに限ります。以下この通則27において「V P N 返還料金額」といいます。）の合計額を返還します。

ただし、そのV P N 返還料金額の合計額が、V P N 開通遅延返還上限額、V P N 故障回復返還上限額、V P N 故障通知返還上限額又は次のアからウまでに掲げる額（そのV P N 契約に係るものに限ります。）を比較して、最も高額となる額（以下「V P N 返還上限額」といいます。）を超える場合は、V P N 返還上限額を返還します。

ア 通則25の規定による返還を行う場合

V P N 伝送遅延時間返還基準額（通則19の規定により割引となる料金額、通則20の規定により割引となる料金額、通則21の規定により割引となる料金額並びに料金表別表3の規定により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）

イ 通則26の規定による返還を行う場合

V P N 全体累積故障時間返還基準額（通則19の規定により割引となる料金額、通則20の規定により割引となる料金額、通則21の規定により割引となる料金額並びに料金表別表3の規定により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）

ウ (1)及び(2)の規定による返還を行う場合

V P N 回線累積故障時間返還基準額（通則19の規定により割引となる料金額、通則20の規定により割引となる料金額、通則21の規定により割引となる料金額並びに料金表別表3の規定により割引となる料金額の合計額を減じた額とします。）

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 基本料金

1 VPN契約に係るもの

1-1 適用

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>				
<u>(1) 基本料金の適用</u>	<u>当社は、VPNサービスについて、基本料金を適用します。</u>				
<u>(2) IP伝送サービス区域の設定</u>	<u>当社は、IP伝送サービスの需要と供給の見込み、技術的な条件等を考慮してIP伝送サービス区域を設定します。</u>				
<u>(3) 回線使用料の適用</u>	<p><u>ア 当社は、第1種サービス（接続契約者回線に係るもの、アクセスタイプ5に係るもの又はアクセスタイプ7に係るものを除きます。）については、1-2-1（回線使用料）に規定する回線使用料のうち、アクセス回線料を適用します。</u></p> <p><u>イ 当社は、第1種サービス（アクセスタイプ5に係るものに限ります。）については、1-2-1（回線使用料）に規定する回線使用料のうち、基本料を適用します。</u></p>				
<u>(4) アクセス回線料の適用</u>	<p><u>ア 第1種サービス（アクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るアクセス回線料については、1-2-1-1（アクセス回線料）に規定する額から1のVPN契約ごとに次表に規定する額を減額して適用します。</u></p> <table border="1" data-bbox="495 1145 1043 1262"> <thead> <tr> <th><u>他社接続契約者回線の品目</u></th> <th><u>減額となる料金額</u> (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64kb/s又は128kb/s</td> <td>70円(77円)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ アクセス回線共用回線群に臨時VPN契約に係るVPNサービスが含まれている場合のアクセス回線料については、臨時VPN契約以外に係るVPNサービスのアクセス回線料として適用します。</u></p> <p><u>ウ アクセス回線共用を行う場合の他社接続共用回線の部分の料金については、アクセス回線料を適用します。</u></p>	<u>他社接続契約者回線の品目</u>	<u>減額となる料金額</u> (月額)	64kb/s又は128kb/s	70円(77円)
<u>他社接続契約者回線の品目</u>	<u>減額となる料金額</u> (月額)				
64kb/s又は128kb/s	70円(77円)				

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 基本料金

1 削除

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

	<p><u>エ</u> <u>アクセス回線料について、他社接続契約者回線の回線距離の測定及び回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用については、協定事業者及び接続する他社接続契約者回線の種類ごとに、別記5の(1)及び(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する場合と、それぞれ同一とします。</u></p> <p><u>オ</u> <u>アからエまでの規定にかかわらず、アクセス回線共用を行う場合のアクセス回線料については、同一のアクセス回線共用を行うV P N契約（当社の他の電気通信サービスに係る契約を含みます。以下この欄において同じとします。）のうち、1のV P N契約を除く他のV P N契約についてはアクセス回線料（当社の他の電気通信サービスについてはアクセス回線料に相当する料金とします。）を適用しません。</u></p>	
<p><u>(5) 最低利用期間内にV P N契約の解除等があった場合の料金の適用</u></p>	<p><u>ア</u> <u>V P Nサービスには、臨時V P N契約に係るものを除いて、最低利用期間があります。</u></p> <p><u>イ</u> <u>第18条（最低利用期間）に規定する最低利用期間のうち、V P Nサービス（他社接続契約者回線が異経路となるものを除きます。）の提供の開始に係るもの（以下この欄において「基本最低利用期間」といいます。）は回線使用料及び加算料について適用します。</u></p> <p><u>ウ</u> <u>第18条に規定する最低利用期間のうち、V P Nサービス（他社接続契約者回線が異経路となるものを除きます。）の接続事業者変更に係るもの（以下この欄において「接続最低利用期間」といいます。）はアクセス回線料及び加算料について適用します。</u></p> <p><u>ただし、他社接続契約者回線が異経路となるものにおいて、接続事業者変更（接続事業者変更後において、他社接続契約者回線が異経路となるものを除きます。）があった場合は、変更後のV P Nサービスのアクセス回線料について接続最低利用期間を適用します。</u></p> <p><u>エ</u> <u>当社は、最低利用期間内にV P N契約の解除又は接続事業者変更があった場合は、第53条（基本料金の支払義務）、第54条（通信料金の支払義務）及び料金表通則の規定（通則20</u></p>	

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

の規定を除きます。)にかかわらず、VPN契約の解除又は接続事業者変更があった日の前日の回線使用料(通則20の規定による場合は適用した後の額とします。以下この(5)欄において同じとします。)、加算料及び定額通信料金(通則20の規定による場合は適用した後の額とします。以下この(5)欄において同じとします。)に相当する額(以下「最低利用基準額」といいます。)に残余の期間(VPN契約の解除又は接続事業者変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。)を乗じて得た額を当社が定める期日までに、VPN契約者から一括して支払っていただきます。

オ 当社は、最低利用期間内に区分、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の移転又は他社接続契約者回線に係る種類、品目、終端の場所、1芯式と2芯式の区別の変更又は通信モード若しくは通信の態様による細目の廃止(以下この欄において「品目等の変更」といいます。)があった場合であって、次表に定める額があるときは、その額を当社が定める期日までに、VPN契約者から一括して支払っていただきます。

区 分	支払を要する額
(ア) (イ)以外のとき	変更前の回線使用料、加算料及び定額通信料金に残余の期間(品目等の変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下オにおいて同じとします。)を乗じて得た額から変更後の回線使用料、加算料及び定額通信料金に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額
(イ) 接続事業者変更と同時に品目等	次の額を合算して得た額 ア 接続事業者変更があった

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<p><u>の変更があったとき</u></p>	<p><u>日の前日のアクセス回線料及び加算料に残余の期間を乗じて得た額</u>  <u>イ 変更前の定額通信料金に残余の期間を乗じて得た額から変更後の定額通信料金に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額</u></p>
-------------------------	--

カ オの場合において、当社は、品目等の変更（加入者回線の移転及び他社接続契約者回線に係る終端の場所の変更を除きます。）と同時に契約者回線、加入者回線又は接続契約者回線等に係る終端の場所において、V P Nサービスに係る契約者回線、加入者回線若しくは接続契約者回線等の新設又はV P N契約の解除若しくは接続事業者変更を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の回線使用料等を合算して行います。

キ 工、オ及びカの規定にかかわらず、長期利用に係るV P N契約者について、最低利用期間内にV P N契約の解除又は品目等の変更若しくは接続事業者変更があった場合の支払いを要する額の適用については、料金表通則20に定めるところによります。

(6) 削除

削除

(7) 加算料の適用

ア 当社は、V P Nサービス（アクセスタイプ1のS T Mアクセスに限ります。）について、1 - 2 - 3（加算料）に規定する加算料を適用します。

イ 当社は、加算料について、接続料（他社接続契約者回線（別記2の(1)のイに掲げる協定事業者に係るものに限ります。）の利用にあたり協定事業者との相互接続協定等により当社が協定事業者を支払う額とします。以下同じとします。）に基づいて算定するものとし、接続料の改定があったときは、加算料を再算定します。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

	<p>ウ 当社は、イの加算料の再算定により加算料の額が増加又は減少した場合、増加又は減少後の加算料は、改定後の接続料が適用される日の属する当社の会計年度の初日から適用するものとします。</p> <p>エ I P伝送契約者は、イ及びウの規定により当社が改定後の料金を適用することについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>オ アからエまでの規定にかかわらず、アクセス回線共用を行う場合の加算料については、同一のアクセス回線共用を行うV P N契約（当社の専用サービスに係る契約を含みます。以下この欄において同じとします。）のうち、1のV P N契約を除く他のV P N契約については加算料を適用しません。</p>	
<p>(8) 復旧等に伴い一時的に当社が回線収容部を変更した場合又は協定事業者が専用サービス取扱所等を変更した場合の回線使用料の適用</p>	<p>当社又は別記5の(1)及び(2)に掲げる協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに、一時的にその収容する回線収容部又は他社接続契約者回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に規定する専用サービス取扱所等（その他社接続契約者回線の終端に対向する装置が設置される専用サービス取扱所等に限り、以下同じとします。）を変更した場合のアクセス回線料については、1-2（料金額）の規定にかかわらず、その回線収容部又は他社接続契約者回線を変更前の経路で修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>	
<p>(9) 屋内配線使用料の適用</p>	<p>ア 当社は、第1種サービス（加入者回線（1芯式と2芯式の区別が2芯式のものに限り、以下同じとします。）に係るものに限り、以下同じとします。）については、1-2-5（端末設備に係るもの）に規定する屋内配線使用料を適用します。</p> <p>イ 屋内配線使用料は、次の配線ごとに適用します。</p> <p>(ア) 契約者回線又は加入者回線の終端からジャック（ジャックが設置されていない場合は端末設備とします。以下この欄において同じとします。）間での配線</p> <p>(イ) 1のジャックから他のジャックまでの配線</p>	
<p>(10) 回線終端</p>	<p>当社は、第1種サービス（A T Mアクセスであって加入者回線</p>	

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<u>装置使用料の適用</u>	に係るもの（1芯式と2芯式の区別が1芯式のものに限ります。）に限ります。）については、1-2-4（回線終端装置に係るもの）に規定する回線終端装置使用料を適用します。
<u>(11) インタフェースケーブル使用料の適用</u>	当社は、第1種サービス（加入者回線等（イーサネットアクセスであって、そのインタフェースが10BASE-T、100BASE-TX、1000BASE-SX及び1000BASE-LXのものに限ります。）に係るものに限ります。）については、1-2-4（回線終端装置に係るもの）に規定するインタフェースケーブル使用料を適用します。
<u>(12) 構内インタフェースケーブル使用料の適用</u>	当社は、第2種サービス（加入者回線（イーサネットアクセスであって、そのインタフェースインタフェースが10BASE-T、100BASE-TX、1000BASE-SX及び1000BASE-LXのものに限ります。）に係るものに限ります。）については、1-2-5（端末設備に係るもの）に規定する構内インタフェースケーブル使用料を適用します。
<u>(13) 機器使用料の適用</u>	当社は、次のアからウまでに係るものについては1-2-5（端末設備に係るもの）に規定する機器使用料を適用します。 <u>ア 回線接続装置（第1種サービス（ATMアクセスであって、加入者回線に係るもの（1芯式と2芯式の区別が2芯式のものに限ります。）に限ります。）</u> <u>イ 回線接続装置（第2種サービス（STMアクセスに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）</u> <u>ウ 回線接続装置（第2種サービス（ATMアクセスに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）</u>

1-2 料金額

1-2-1 回線使用料

1-2-1-1 アクセス回線料

1-2-1-1-1 他社接続契約者回線に係るもの

(1) (2)以外のもの

ア アクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に係るもの

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(ア) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、NTT東日本株式会社  
又はNTT西日本株式会社となるもの

A B以外のもの

1のVPN契約ごとに（月額）

<u>他社接続契約者回線の品目</u>	<u>料 金 額</u>	
	<u>エコノミークラス</u>	
	<u>タイプ1-1</u>	<u>タイプ2</u>
<u>64kb/s</u>	<u>19,000円</u> <u>(20,900円)</u>	<u>21,000円</u> <u>(23,100円)</u>
<u>128kb/s</u>	<u>28,000円</u> <u>(30,800円)</u>	<u>30,000円</u> <u>(33,000円)</u>

B アクセス回線共用に係るもの（アクセス回線共用回線群にVPNサービス以外の当社の他の電気通信サービスに係る電気通信回線が含まれている場合に限り。）

(A) 他社接続共用回線の品目が128kb/sのもの

1のVPN契約ごとに（月額）

<u>回線距離区分</u>	<u>料 金 額</u>	
	<u>エコノミークラス</u>	
	<u>タイプ1-1</u>	<u>タイプ2</u>
<u>15kmまでのもの</u>	<u>30,000円</u> <u>(33,000円)</u>	<u>33,000円</u> <u>(36,300円)</u>
<u>30kmまでのもの</u>	<u>44,000円</u> <u>(48,400円)</u>	<u>47,000円</u> <u>(51,700円)</u>
<u>40kmまでのもの</u>	<u>50,000円</u> <u>(55,000円)</u>	<u>53,000円</u> <u>(58,300円)</u>
<u>50kmまでのもの</u>	<u>53,000円</u> <u>(58,300円)</u>	<u>56,000円</u> <u>(61,600円)</u>
<u>60kmまでのもの</u>	<u>56,000円</u> <u>(61,600円)</u>	<u>59,000円</u> <u>(64,900円)</u>
<u>70kmまでのもの</u>	<u>60,000円</u> <u>(66,000円)</u>	<u>63,000円</u> <u>(69,300円)</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

80kmまでのもの	<u>63,000円</u> <u>(69,300円)</u>	<u>66,000円</u> <u>(72,600円)</u>
90kmまでのもの	<u>66,000円</u> <u>(72,600円)</u>	<u>69,000円</u> <u>(75,900円)</u>
90kmを超えるもの	<u>69,000円</u> <u>(75,900円)</u>	<u>73,000円</u> <u>(80,300円)</u>

イ アクセスタイプ1（イーサネットアクセスに係るものに限ります。）  
に係るもの

(ア) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、北海道総合通信網株式会社となるもの

1のVPN契約ごとに（月額）

<u>他社接続契約者</u> <u>回線の品目</u>	<u>料 金 額</u>	
	<u>同一の単位料金区域（北海道総合通信網株式会社のイーサネット通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。）内において、その他社接続契約者回線を利用するもの</u>	<u>左欄以外のもの</u>
<u>1 Mb/s</u>	<u>56,500円</u> <u>(62,150円)</u>	<u>56,500円</u> <u>(62,150円)</u>
<u>2 Mb/s</u>	<u>65,900円</u> <u>(72,490円)</u>	<u>65,900円</u> <u>(72,490円)</u>
<u>3 Mb/s</u>	<u>82,400円</u> <u>(90,640円)</u>	<u>82,400円</u> <u>(90,640円)</u>
<u>4 Mb/s</u>	<u>96,500円</u> <u>(106,150円)</u>	<u>96,500円</u> <u>(106,150円)</u>
<u>5 Mb/s</u>	<u>109,400円</u> <u>(120,340円)</u>	<u>109,400円</u> <u>(120,340円)</u>
<u>6 Mb/s</u>	<u>115,300円</u> <u>(126,830円)</u>	<u>141,200円</u> <u>(155,320円)</u>
<u>7 Mb/s</u>	<u>121,200円</u> <u>(133,320円)</u>	<u>172,900円</u> <u>(190,190円)</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

8 Mb/s	<u>127,100円</u> <u>(139,810円)</u>	<u>204,700円</u> <u>(225,170円)</u>
9 Mb/s	<u>132,900円</u> <u>(146,190円)</u>	<u>236,500円</u> <u>(260,150円)</u>
10Mb/s	<u>138,800円</u> <u>(152,680円)</u>	<u>263,500円</u> <u>(289,850円)</u>
20Mb/s	<u>167,100円</u> <u>(183,810円)</u>	<u>316,500円</u> <u>(348,150円)</u>
30Mb/s	<u>195,300円</u> <u>(214,830円)</u>	<u>369,400円</u> <u>(406,340円)</u>
40Mb/s	<u>223,500円</u> <u>(245,850円)</u>	<u>422,400円</u> <u>(464,640円)</u>
50Mb/s	<u>251,800円</u> <u>(276,980円)</u>	<u>475,300円</u> <u>(522,830円)</u>
60Mb/s	<u>280,000円</u> <u>(308,000円)</u>	<u>528,200円</u> <u>(581,020円)</u>
70Mb/s	<u>308,200円</u> <u>(339,020円)</u>	<u>581,200円</u> <u>(639,320円)</u>
80Mb/s	<u>336,500円</u> <u>(370,150円)</u>	<u>634,100円</u> <u>(697,510円)</u>
90Mb/s	<u>364,700円</u> <u>(401,170円)</u>	<u>687,100円</u> <u>(755,810円)</u>
100Mb/s	<u>391,800円</u> <u>(430,980円)</u>	<u>732,900円</u> <u>(806,190円)</u>

(イ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、株式会社トークネットとなるもの

1のVPN契約ごとに（月額）

料 金 額		
<u>他社接続契約者回線の品目</u>	<u>同一の県内において、その他社接続契約者回線を利用するもの</u>	<u>左欄以外のもの</u>
0.5Mb/s	<u>49,500円</u>	<u>63,500円</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

	<u>(54,450円)</u>	<u>(69,850円)</u>
<u>1 Mb/s</u>	<u>55,300円</u> <u>(60,830円)</u>	<u>74,100円</u> <u>(81,510円)</u>
<u>2 Mb/s</u>	<u>71,800円</u> <u>(78,980円)</u>	<u>109,400円</u> <u>(120,340円)</u>
<u>3 Mb/s</u>	<u>89,400円</u> <u>(98,340円)</u>	<u>147,100円</u> <u>(161,810円)</u>
<u>4 Mb/s</u>	<u>107,100円</u> <u>(117,810円)</u>	<u>180,000円</u> <u>(198,000円)</u>
<u>5 Mb/s</u>	<u>125,900円</u> <u>(138,490円)</u>	<u>211,800円</u> <u>(232,980円)</u>
<u>6 Mb/s</u>	<u>140,000円</u> <u>(154,000円)</u>	<u>240,000円</u> <u>(264,000円)</u>
<u>7 Mb/s</u>	<u>154,100円</u> <u>(169,510円)</u>	<u>268,200円</u> <u>(295,020円)</u>
<u>8 Mb/s</u>	<u>168,200円</u> <u>(185,020円)</u>	<u>297,600円</u> <u>(327,360円)</u>
<u>9 Mb/s</u>	<u>182,400円</u> <u>(200,640円)</u>	<u>327,100円</u> <u>(359,810円)</u>
<u>10Mb/s</u>	<u>197,600円</u> <u>(217,360円)</u>	<u>356,500円</u> <u>(392,150円)</u>
<u>20Mb/s</u>	<u>208,200円</u> <u>(229,020円)</u>	<u>401,200円</u> <u>(441,320円)</u>
<u>30Mb/s</u>	<u>218,800円</u> <u>(240,680円)</u>	<u>445,900円</u> <u>(490,490円)</u>
<u>40Mb/s</u>	<u>229,400円</u> <u>(252,340円)</u>	<u>490,600円</u> <u>(539,660円)</u>
<u>50Mb/s</u>	<u>240,000円</u> <u>(264,000円)</u>	<u>535,300円</u> <u>(588,830円)</u>
<u>60Mb/s</u>	<u>250,600円</u> <u>(275,660円)</u>	<u>581,200円</u> <u>(639,320円)</u>
<u>70Mb/s</u>	<u>261,200円</u>	<u>627,100円</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

	<u>(287,320円)</u>	<u>(689,810円)</u>
<u>80Mb/s</u>	<u>271,800円</u>	<u>672,900円</u>
	<u>(298,980円)</u>	<u>(740,190円)</u>
<u>90Mb/s</u>	<u>282,400円</u>	<u>718,800円</u>
	<u>(310,640円)</u>	<u>(790,680円)</u>
<u>100Mb/s</u>	<u>294,100円</u>	<u>764,700円</u>
	<u>(323,510円)</u>	<u>(841,170円)</u>

(ウ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、KDDI株式会社となるもの

A 他社接続契約者回線の品目が1 Mb/sから100Mb/sのもの

a 収容パターン1に係るもの

1のVPN契約ごとに（月額）

<u>他社接続契約者回線の品目</u>	<u>料 金 額</u>	
	<u>同一の都県内において、その他社接続契約者回線を利用するもの</u>	<u>左欄以外のもの</u>
<u>0.5Mb/s</u>	<u>50,000円</u>	<u>70,000円</u>
	<u>(55,000円)</u>	<u>(77,000円)</u>
<u>1 Mb/s</u>	<u>54,100円</u>	<u>74,100円</u>
	<u>(59,510円)</u>	<u>(81,510円)</u>
<u>2 Mb/s</u>	<u>76,800円</u>	<u>100,300円</u>
	<u>(84,480円)</u>	<u>(110,330円)</u>
<u>3 Mb/s</u>	<u>88,500円</u>	<u>123,800円</u>
	<u>(97,350円)</u>	<u>(136,180円)</u>
<u>4 Mb/s</u>	<u>112,100円</u>	<u>147,400円</u>
	<u>(123,310円)</u>	<u>(162,140円)</u>
<u>5 Mb/s</u>	<u>135,600円</u>	<u>170,900円</u>
	<u>(149,160円)</u>	<u>(187,990円)</u>
<u>6 Mb/s</u>	<u>147,400円</u>	<u>194,400円</u>
	<u>(162,140円)</u>	<u>(213,840円)</u>
<u>7 Mb/s</u>	<u>159,100円</u>	<u>218,000円</u>
	<u>(175,010円)</u>	<u>(239,800円)</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<u>8 Mb/s</u>	<u>170,900円</u> <u>(187,990円)</u>	<u>241,500円</u> <u>(265,650円)</u>
<u>9 Mb/s</u>	<u>182,700円</u> <u>(200,970円)</u>	<u>253,300円</u> <u>(278,630円)</u>
<u>10Mb/s</u>	<u>194,400円</u> <u>(213,840円)</u>	<u>265,000円</u> <u>(291,500円)</u>
<u>20Mb/s</u>	<u>232,100円</u> <u>(255,310円)</u>	<u>338,000円</u> <u>(371,800円)</u>
<u>30Mb/s</u>	<u>255,600円</u> <u>(281,160円)</u>	<u>396,800円</u> <u>(436,480円)</u>
<u>40Mb/s</u>	<u>267,400円</u> <u>(294,140円)</u>	<u>443,900円</u> <u>(488,290円)</u>
<u>50Mb/s</u>	<u>279,100円</u> <u>(307,010円)</u>	<u>490,900円</u> <u>(539,990円)</u>
<u>60Mb/s</u>	<u>290,900円</u> <u>(319,990円)</u>	<u>538,000円</u> <u>(591,800円)</u>
<u>70Mb/s</u>	<u>302,700円</u> <u>(332,970円)</u>	<u>585,000円</u> <u>(643,500円)</u>
<u>80Mb/s</u>	<u>314,400円</u> <u>(345,840円)</u>	<u>632,100円</u> <u>(695,310円)</u>
<u>90Mb/s</u>	<u>326,200円</u> <u>(358,820円)</u>	<u>679,100円</u> <u>(747,010円)</u>
<u>100Mb/s</u>	<u>338,000円</u> <u>(371,800円)</u>	<u>726,200円</u> <u>(798,820円)</u>

b 収容パターン2に係るもの

1のVPN契約ごとに（月額）

<u>料 金 額</u>		
<u>他社接続契約者</u>	<u>その他社接続契約者回線の終端の</u>	<u>左欄以外のもの</u>
<u>回線の品目</u>	<u>場所が当社が指定する地域にある</u>	
	<u>もの</u>	
<u>0.5Mb/s、1Mb/</u>	<u>1-2-1-1-1の(1)のウの</u>	<u>1-2-1-1-1の</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

sから1Mb/sごと に9Mb/sまでの もの及び10M b/sから10Mb/s ごとに100Mb/s までのもの	(ウ)のaの、同一の都県内において、 その他社接続契約者回線を利用するものに 規定する料金額（他社接続契約者回線の品目 が同一のものとし ます。）と同額	(1)のウの（ウ）のaの、 左欄以外のものに規定する料金額（他社 接続契約者回線の品目が同一のものとし ます。）と同額
--	--	--

B 他社接続契約者回線の品目が200Mb/sから1000Mb/sまでのもの  
の  
a 収容パターン1に係るもの

1のVPN契約ごとに（月額）

他社接続契約者 回線の品目	料 金 額		
	当社が指定する地 域において、その 他社接続契約者回 線を利用するもの	左欄以外のもので あって、同一の都 県内において、そ の他社接続契約者 回線を利用するも の	左の二欄以外のも の
200Mb/s	1,404,000円 (1,544,400円)	1,722,000円 (1,894,200円)	2,204,000円 (2,424,400円)
300Mb/s	1,439,000円 (1,582,900円)	1,981,000円 (2,179,100円)	2,710,000円 (2,981,000円)
400Mb/s	1,487,000円 (1,635,700円)	2,251,000円 (2,476,100円)	3,216,000円 (3,537,600円)
500Mb/s	1,522,000円 (1,674,200円)	2,510,000円 (2,761,000円)	3,722,000円 (4,094,200円)
600Mb/s	1,557,000円 (1,712,700円)	2,769,000円 (3,045,900円)	4,228,000円 (4,650,800円)
700Mb/s	1,592,000円 (1,751,200円)	3,039,000円 (3,342,900円)	4,722,000円 (5,194,200円)
800Mb/s	1,628,000円 (1,790,800円)	3,298,000円 (3,627,800円)	5,228,000円 (5,750,800円)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<u>900Mb/s</u>	<u>1,651,000円</u> <u>(1,816,100円)</u>	<u>3,557,000円</u> <u>(3,912,700円)</u>	<u>5,734,000円</u> <u>(6,307,400円)</u>
<u>1000Mb/s</u>	<u>1,687,000円</u> <u>(1,855,700円)</u>	<u>3,828,000円</u> <u>(4,210,800円)</u>	<u>6,239,000円</u> <u>(6,862,900円)</u>

b 収容パターン2に係るもの

1のVPN契約ごとに（月額）

<u>他社接続契約者</u> <u>回線の品目</u>	<u>料 金 額</u>		
	<u>当社が指定する地</u> <u>域において、その</u> <u>他社接続契約者回</u> <u>線を利用するもの</u>	<u>左欄以外のもの</u> <u>あって、同一の都</u> <u>県内において、そ</u> <u>の他社接続契約者</u> <u>回線を利用するも</u> <u>の</u>	<u>左の二欄以外のも</u> <u>の</u>
<u>200Mb/s</u>	<u>1,404,000円</u> <u>(1,544,400円)</u>	<u>1,722,000円</u> <u>(1,894,200円)</u>	<u>2,204,000円</u> <u>(2,424,400円)</u>
<u>300Mb/s</u>	<u>1,439,000円</u> <u>(1,582,900円)</u>	<u>1,981,000円</u> <u>(2,179,100円)</u>	<u>2,710,000円</u> <u>(2,981,000円)</u>
<u>400Mb/s</u>	<u>1,487,000円</u> <u>(1,635,700円)</u>	<u>2,251,000円</u> <u>(2,476,100円)</u>	<u>3,216,000円</u> <u>(3,537,600円)</u>
<u>500Mb/s</u>	<u>1,522,000円</u> <u>(1,674,200円)</u>	<u>2,510,000円</u> <u>(2,761,000円)</u>	<u>3,722,000円</u> <u>(4,094,200円)</u>
<u>600Mb/s</u>	<u>1,557,000円</u> <u>(1,712,700円)</u>	<u>2,769,000円</u> <u>(3,045,900円)</u>	<u>4,228,000円</u> <u>(4,650,800円)</u>
<u>700Mb/s</u>	<u>1,592,000円</u> <u>(1,751,200円)</u>	<u>3,039,000円</u> <u>(3,342,900円)</u>	<u>4,722,000円</u> <u>(5,194,200円)</u>
<u>800Mb/s</u>	<u>1,628,000円</u> <u>(1,790,800円)</u>	<u>3,298,000円</u> <u>(3,627,800円)</u>	<u>5,228,000円</u> <u>(5,750,800円)</u>
<u>900Mb/s</u>	<u>1,651,000円</u> <u>(1,816,100円)</u>	<u>3,557,000円</u> <u>(3,912,700円)</u>	<u>5,734,000円</u> <u>(6,307,400円)</u>
<u>1000Mb/s</u>	<u>1,687,000円</u> <u>(1,855,700円)</u>	<u>3,828,000円</u> <u>(4,210,800円)</u>	<u>6,239,000円</u> <u>(6,862,900円)</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(工) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、中部テレコミュニケーション株式会社となるもの

1のVPN契約ごとに（月額）

<u>他社接続契約者 回線の品目</u>	<u>料 金 額</u>	
	<u>その他社接続契約者回線の回線距離測定 局が、同一の県内にあるもの</u>	<u>左欄以外のもの</u>
<u>0.5Mb/s</u>	<u>52,900円</u> <u>(58,190円)</u>	<u>76,500円</u> <u>(84,150円)</u>
<u>1 Mb/s</u>	<u>54,100円</u> <u>(59,510円)</u>	<u>77,600円</u> <u>(85,360円)</u>
<u>2 Mb/s</u>	<u>77,600円</u> <u>(85,360円)</u>	<u>112,900円</u> <u>(124,190円)</u>
<u>3 Mb/s</u>	<u>101,200円</u> <u>(111,320円)</u>	<u>148,200円</u> <u>(163,020円)</u>
<u>4 Mb/s</u>	<u>124,700円</u> <u>(137,170円)</u>	<u>183,500円</u> <u>(201,850円)</u>
<u>5 Mb/s</u>	<u>148,200円</u> <u>(163,020円)</u>	<u>218,800円</u> <u>(240,680円)</u>
<u>6 Mb/s</u>	<u>152,900円</u> <u>(168,190円)</u>	<u>235,300円</u> <u>(258,830円)</u>
<u>7 Mb/s</u>	<u>157,600円</u> <u>(173,360円)</u>	<u>251,800円</u> <u>(276,980円)</u>
<u>8 Mb/s</u>	<u>162,400円</u> <u>(178,640円)</u>	<u>268,200円</u> <u>(295,020円)</u>
<u>9 Mb/s</u>	<u>167,100円</u> <u>(183,810円)</u>	<u>284,700円</u> <u>(313,170円)</u>
<u>10Mb/s</u>	<u>171,800円</u> <u>(188,980円)</u>	<u>301,200円</u> <u>(331,320円)</u>
<u>20Mb/s</u>	<u>215,300円</u> <u>(236,830円)</u>	<u>375,300円</u> <u>(412,830円)</u>
<u>30Mb/s</u>	<u>262,400円</u>	<u>452,900円</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

	<u>(288,640円)</u>	<u>(498,190円)</u>
<u>40Mb/s</u>	<u>309,400円</u> <u>(340,340円)</u>	<u>530,600円</u> <u>(583,660円)</u>
<u>50Mb/s</u>	<u>356,500円</u> <u>(392,150円)</u>	<u>608,200円</u> <u>(669,020円)</u>
<u>60Mb/s</u>	<u>365,900円</u> <u>(402,490円)</u>	<u>644,700円</u> <u>(709,170円)</u>
<u>70Mb/s</u>	<u>375,300円</u> <u>(412,830円)</u>	<u>681,200円</u> <u>(749,320円)</u>
<u>80Mb/s</u>	<u>384,700円</u> <u>(423,170円)</u>	<u>717,600円</u> <u>(789,360円)</u>
<u>90Mb/s</u>	<u>394,100円</u> <u>(433,510円)</u>	<u>754,100円</u> <u>(829,510円)</u>
<u>100Mb/s</u>	<u>403,500円</u> <u>(443,850円)</u>	<u>791,800円</u> <u>(870,980円)</u>
<u>200Mb/s</u>	<u>894,000円</u> <u>(983,400円)</u>	<u>1,329,000円</u> <u>(1,461,900円)</u>
<u>300Mb/s</u>	<u>951,000円</u> <u>(1,046,100円)</u>	<u>1,576,000円</u> <u>(1,733,600円)</u>
<u>400Mb/s</u>	<u>1,007,000円</u> <u>(1,107,700円)</u>	<u>1,824,000円</u> <u>(2,006,400円)</u>
<u>500Mb/s</u>	<u>1,064,000円</u> <u>(1,170,400円)</u>	<u>2,071,000円</u> <u>(2,278,100円)</u>
<u>600Mb/s</u>	<u>1,120,000円</u> <u>(1,232,000円)</u>	<u>2,318,000円</u> <u>(2,549,800円)</u>
<u>700Mb/s</u>	<u>1,176,000円</u> <u>(1,293,600円)</u>	<u>2,565,000円</u> <u>(2,821,500円)</u>
<u>800Mb/s</u>	<u>1,235,000円</u> <u>(1,358,500円)</u>	<u>2,812,000円</u> <u>(3,093,200円)</u>
<u>900Mb/s</u>	<u>1,294,000円</u> <u>(1,423,400円)</u>	<u>3,059,000円</u> <u>(3,364,900円)</u>
<u>1000Mb/s</u>	<u>1,341,000円</u>	<u>3,294,000円</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(1,475,100円) (3,623,400円)

(オ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、北陸通信ネットワーク株式会社となるもの

1のVPN契約ごとに（月額）

他社接続契約者 回線の品目	料 金 額	
	同一の県内において、その他社接続契約 者回線を利用するもの	左欄以外のもの
0.5Mb/s	47,500円 (52,250円)	61,200円 (67,320円)
1 Mb/s	52,900円 (58,190円)	74,100円 (81,510円)
2 Mb/s	71,800円 (78,980円)	109,400円 (120,340円)
3 Mb/s	89,400円 (98,340円)	147,100円 (161,810円)
4 Mb/s	110,600円 (121,660円)	182,400円 (200,640円)
5 Mb/s	130,600円 (143,660円)	215,300円 (236,830円)
6 Mb/s	137,600円 (151,360円)	242,400円 (266,640円)
7 Mb/s	144,700円 (159,170円)	269,400円 (296,340円)
8 Mb/s	151,800円 (166,980円)	296,500円 (326,150円)
9 Mb/s	158,800円 (174,680円)	323,500円 (355,850円)
10Mb/s	163,500円 (179,850円)	349,400円 (384,340円)
20Mb/s	181,200円 (199,320円)	392,900円 (432,190円)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<u>30Mb/s</u>	<u>198,800円</u> <u>(218,680円)</u>	<u>436,500円</u> <u>(480,150円)</u>
<u>40Mb/s</u>	<u>216,500円</u> <u>(238,150円)</u>	<u>480,000円</u> <u>(528,000円)</u>
<u>50Mb/s</u>	<u>234,100円</u> <u>(257,510円)</u>	<u>523,500円</u> <u>(575,850円)</u>
<u>60Mb/s</u>	<u>251,800円</u> <u>(276,980円)</u>	<u>565,900円</u> <u>(622,490円)</u>
<u>70Mb/s</u>	<u>269,400円</u> <u>(296,340円)</u>	<u>608,200円</u> <u>(669,020円)</u>
<u>80Mb/s</u>	<u>285,900円</u> <u>(314,490円)</u>	<u>650,600円</u> <u>(715,660円)</u>
<u>90Mb/s</u>	<u>302,400円</u> <u>(332,640円)</u>	<u>692,900円</u> <u>(762,190円)</u>
<u>100Mb/s</u>	<u>317,600円</u> <u>(349,360円)</u>	<u>732,900円</u> <u>(806,190円)</u>

(カ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、株式会社オプテージとなるもの

A 収容パターン1に係るもの

a 他社接続契約者回線の品目が1 Mb/sから100Mb/sのもの  
1のV P N契約ごとに（月額）

<u>他社接続契約者</u> <u>回線の品目</u>	<u>料 金 額</u>	
	<u>その他社接続契約者回線の回線距離測定</u> <u>局が、同一の府県内にあるもの</u>	<u>左欄以外のもの</u>
<u>0.5Mb/s</u>	<u>42,500円</u> <u>(46,750円)</u>	<u>60,000円</u> <u>(66,000円)</u>
<u>1 Mb/s</u>	<u>50,600円</u> <u>(55,660円)</u>	<u>70,600円</u> <u>(77,660円)</u>
<u>2 Mb/s</u>	<u>62,400円</u> <u>(68,640円)</u>	<u>87,100円</u> <u>(95,810円)</u>
<u>3 Mb/s</u>	<u>80,000円</u>	<u>110,600円</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

	<u>(88,000円)</u>	<u>(121,660円)</u>
<u>4 Mb/s</u>	<u>97,600円</u> <u>(107,360円)</u>	<u>134,100円</u> <u>(147,510円)</u>
<u>5 Mb/s</u>	<u>127,100円</u> <u>(139,810円)</u>	<u>174,100円</u> <u>(191,510円)</u>
<u>6 Mb/s</u>	<u>144,700円</u> <u>(159,170円)</u>	<u>229,400円</u> <u>(252,340円)</u>
<u>7 Mb/s</u>	<u>161,200円</u> <u>(177,320円)</u>	<u>284,700円</u> <u>(313,170円)</u>
<u>8 Mb/s</u>	<u>178,800円</u> <u>(196,680円)</u>	<u>341,200円</u> <u>(375,320円)</u>
<u>9 Mb/s</u>	<u>195,300円</u> <u>(214,830円)</u>	<u>396,500円</u> <u>(436,150円)</u>
<u>10Mb/s</u>	<u>212,900円</u> <u>(234,190円)</u>	<u>451,800円</u> <u>(496,980円)</u>
<u>20Mb/s</u>	<u>228,200円</u> <u>(251,020円)</u>	<u>489,400円</u> <u>(538,340円)</u>
<u>30Mb/s</u>	<u>243,500円</u> <u>(267,850円)</u>	<u>527,100円</u> <u>(579,810円)</u>
<u>40Mb/s</u>	<u>260,000円</u> <u>(286,000円)</u>	<u>564,700円</u> <u>(621,170円)</u>
<u>50Mb/s</u>	<u>275,300円</u> <u>(302,830円)</u>	<u>602,400円</u> <u>(662,640円)</u>
<u>60Mb/s</u>	<u>290,600円</u> <u>(319,660円)</u>	<u>640,000円</u> <u>(704,000円)</u>
<u>70Mb/s</u>	<u>305,900円</u> <u>(336,490円)</u>	<u>677,600円</u> <u>(745,360円)</u>
<u>80Mb/s</u>	<u>322,400円</u> <u>(354,640円)</u>	<u>715,300円</u> <u>(786,830円)</u>
<u>90Mb/s</u>	<u>337,600円</u> <u>(371,360円)</u>	<u>752,900円</u> <u>(828,190円)</u>
<u>100Mb/s</u>	<u>352,900円</u>	<u>790,600円</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(388,190円) (869,660円)

b 他社接続契約者回線の品目が1 Gb/sのもの

1のVPN契約ごとに（月額）

回線距離区分	料 金 額
15kmまでのもの	1,365,000円 (1,501,500円)
30kmまでのもの	2,534,000円 (2,787,400円)
40kmまでのもの	2,799,000円 (3,078,900円)
50kmまでのもの	3,033,000円 (3,336,300円)
60kmまでのもの	3,219,000円 (3,540,900円)
70kmまでのもの	3,369,000円 (3,705,900円)
80kmまでのもの	3,499,000円 (3,848,900円)
90kmまでのもの	3,624,000円 (3,986,400円)
100kmまでのもの	3,745,000円 (4,119,500円)
120kmまでのもの	3,863,000円 (4,249,300円)
120kmを超えるもの	3,977,000円 (4,374,700円)

(キ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、株式会社エネコムとなるもの

1のVPN契約ごとに（月額）

料 金 額

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

他社接続契約者 回線の品目	アクセス回線Bに係るもの	アクセス回線Cに係るもの
0.5Mb/s	42,500円 (46,750円)	54,500円 (59,950円)
1 Mb/s	49,400円 (54,340円)	74,100円 (81,510円)
2 Mb/s	67,100円 (73,810円)	109,400円 (120,340円)
3 Mb/s	83,500円 (91,850円)	147,100円 (161,810円)
4 Mb/s	103,500円 (113,850円)	180,000円 (198,000円)
5 Mb/s	122,400円 (134,640円)	211,800円 (232,980円)
6 Mb/s	130,600円 (143,660円)	228,200円 (251,020円)
7 Mb/s	138,800円 (152,680円)	244,700円 (269,170円)
8 Mb/s	147,100円 (161,810円)	261,200円 (287,320円)
9 Mb/s	155,300円 (170,830円)	277,600円 (305,360円)
10Mb/s	162,400円 (178,640円)	294,100円 (323,510円)
20Mb/s	182,400円 (200,640円)	340,000円 (374,000円)
30Mb/s	202,400円 (222,640円)	385,900円 (424,490円)
40Mb/s	222,400円 (244,640円)	431,800円 (474,980円)
50Mb/s	242,400円 (266,640円)	477,600円 (525,360円)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<u>60Mb/s</u>	<u>262,400円</u> <u>(288,640円)</u>	<u>523,500円</u> <u>(575,850円)</u>
<u>70Mb/s</u>	<u>282,400円</u> <u>(310,640円)</u>	<u>569,400円</u> <u>(626,340円)</u>
<u>80Mb/s</u>	<u>302,400円</u> <u>(332,640円)</u>	<u>615,300円</u> <u>(676,830円)</u>
<u>90Mb/s</u>	<u>322,400円</u> <u>(354,640円)</u>	<u>661,200円</u> <u>(727,320円)</u>
<u>100Mb/s</u>	<u>341,200円</u> <u>(375,320円)</u>	<u>705,900円</u> <u>(776,490円)</u>

(ク) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、株式会社STNet  
となるもの

1のVPN契約ごとに（月額）

<u>他社接続契約者 回線の品目</u>	<u>料 金 額</u>	
	<u>同一の県内において、その他社接続契約 者回線を利用するもの</u>	<u>左欄以外のもの</u>
<u>0.5Mb/s</u>	<u>45,900円</u> <u>(50,490円)</u>	<u>64,700円</u> <u>(71,170円)</u>
<u>1 Mb/s</u>	<u>52,900円</u> <u>(58,190円)</u>	<u>74,100円</u> <u>(81,510円)</u>
<u>2 Mb/s</u>	<u>74,100円</u> <u>(81,510円)</u>	<u>109,400円</u> <u>(120,340円)</u>
<u>3 Mb/s</u>	<u>90,600円</u> <u>(99,660円)</u>	<u>147,100円</u> <u>(161,810円)</u>
<u>4 Mb/s</u>	<u>109,400円</u> <u>(120,340円)</u>	<u>180,000円</u> <u>(198,000円)</u>
<u>5 Mb/s</u>	<u>128,200円</u> <u>(141,020円)</u>	<u>211,800円</u> <u>(232,980円)</u>
<u>6 Mb/s</u>	<u>141,200円</u> <u>(155,320円)</u>	<u>240,000円</u> <u>(264,000円)</u>
<u>7 Mb/s</u>	<u>150,600円</u>	<u>263,500円</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

	<u>(165,660円)</u>	<u>(289,850円)</u>
<u>8 Mb/s</u>	<u>156,500円</u> <u>(172,150円)</u>	<u>281,200円</u> <u>(309,320円)</u>
<u>9 Mb/s</u>	<u>161,200円</u> <u>(177,320円)</u>	<u>291,800円</u> <u>(320,980円)</u>
<u>10Mb/s</u>	<u>164,700円</u> <u>(181,170円)</u>	<u>300,000円</u> <u>(330,000円)</u>
<u>20Mb/s</u>	<u>201,200円</u> <u>(221,320円)</u>	<u>371,800円</u> <u>(408,980円)</u>
<u>30Mb/s</u>	<u>232,900円</u> <u>(256,190円)</u>	<u>438,800円</u> <u>(482,680円)</u>
<u>40Mb/s</u>	<u>261,200円</u> <u>(287,320円)</u>	<u>497,600円</u> <u>(547,360円)</u>
<u>50Mb/s</u>	<u>285,900円</u> <u>(314,490円)</u>	<u>549,400円</u> <u>(604,340円)</u>
<u>60Mb/s</u>	<u>307,100円</u> <u>(337,810円)</u>	<u>594,100円</u> <u>(653,510円)</u>
<u>70Mb/s</u>	<u>325,900円</u> <u>(358,490円)</u>	<u>634,100円</u> <u>(697,510円)</u>
<u>80Mb/s</u>	<u>341,200円</u> <u>(375,320円)</u>	<u>665,900円</u> <u>(732,490円)</u>
<u>90Mb/s</u>	<u>354,100円</u> <u>(389,510円)</u>	<u>692,900円</u> <u>(762,190円)</u>
<u>100Mb/s</u>	<u>364,700円</u> <u>(401,170円)</u>	<u>715,300円</u> <u>(786,830円)</u>

(ケ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、株式会社QTnetとなるもの

1のVPN契約ごとに（月額）

	料 金 額	
<u>他社接続契約者回線の品目</u>	<u>同一の県内において、その他社接続契約者回線を利用するもの</u>	<u>左欄以外のもの</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">0.5Mb/s</a>	<a href="#">42,500円</a> <a href="#">(46,750円)</a>	<a href="#">69,500円</a> <a href="#">(76,450円)</a>
<a href="#">1 Mb/s</a>	<a href="#">51,800円</a> <a href="#">(56,980円)</a>	<a href="#">78,800円</a> <a href="#">(86,680円)</a>
<a href="#">2 Mb/s</a>	<a href="#">74,100円</a> <a href="#">(81,510円)</a>	<a href="#">111,800円</a> <a href="#">(122,980円)</a>
<a href="#">3 Mb/s</a>	<a href="#">90,600円</a> <a href="#">(99,660円)</a>	<a href="#">147,100円</a> <a href="#">(161,810円)</a>
<a href="#">4 Mb/s</a>	<a href="#">109,400円</a> <a href="#">(120,340円)</a>	<a href="#">182,400円</a> <a href="#">(200,640円)</a>
<a href="#">5 Mb/s</a>	<a href="#">129,400円</a> <a href="#">(142,340円)</a>	<a href="#">211,800円</a> <a href="#">(232,980円)</a>
<a href="#">6 Mb/s</a>	<a href="#">147,100円</a> <a href="#">(161,810円)</a>	<a href="#">235,300円</a> <a href="#">(258,830円)</a>
<a href="#">7 Mb/s</a>	<a href="#">158,800円</a> <a href="#">(174,680円)</a>	<a href="#">258,800円</a> <a href="#">(284,680円)</a>
<a href="#">8 Mb/s</a>	<a href="#">170,600円</a> <a href="#">(187,660円)</a>	<a href="#">282,400円</a> <a href="#">(310,640円)</a>
<a href="#">9 Mb/s</a>	<a href="#">182,400円</a> <a href="#">(200,640円)</a>	<a href="#">300,000円</a> <a href="#">(330,000円)</a>
<a href="#">10Mb/s</a>	<a href="#">194,100円</a> <a href="#">(213,510円)</a>	<a href="#">314,100円</a> <a href="#">(345,510円)</a>
<a href="#">20Mb/s</a>	<a href="#">223,500円</a> <a href="#">(245,850円)</a>	<a href="#">370,600円</a> <a href="#">(407,660円)</a>
<a href="#">30Mb/s</a>	<a href="#">252,900円</a> <a href="#">(278,190円)</a>	<a href="#">427,100円</a> <a href="#">(469,810円)</a>
<a href="#">40Mb/s</a>	<a href="#">278,800円</a> <a href="#">(306,680円)</a>	<a href="#">482,400円</a> <a href="#">(530,640円)</a>
<a href="#">50Mb/s</a>	<a href="#">304,700円</a> <a href="#">(335,170円)</a>	<a href="#">535,300円</a> <a href="#">(588,830円)</a>
<a href="#">60Mb/s</a>	<a href="#">328,200円</a> <a href="#">(361,020円)</a>	<a href="#">588,200円</a> <a href="#">(647,020円)</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<u>70Mb/s</u>	<u>351,800円</u> <u>(386,980円)</u>	<u>638,800円</u> <u>(702,680円)</u>
<u>80Mb/s</u>	<u>367,100円</u> <u>(403,810円)</u>	<u>689,400円</u> <u>(758,340円)</u>
<u>90Mb/s</u>	<u>382,400円</u> <u>(420,640円)</u>	<u>725,900円</u> <u>(798,490円)</u>
<u>100Mb/s</u>	<u>397,600円</u> <u>(437,360円)</u>	<u>762,400円</u> <u>(838,640円)</u>

(コ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、O T N e t 株式会社  
となるもの

1のVPN契約ごとに（月額）

<u>他社接続契約者</u> <u>回線の品目</u>	<u>料 金 額</u>
<u>1 Mb/s</u>	<u>52,900円</u> <u>(58,190円)</u>
<u>2 Mb/s</u>	<u>67,100円</u> <u>(73,810円)</u>
<u>3 Mb/s</u>	<u>80,000円</u> <u>(88,000円)</u>
<u>4 Mb/s</u>	<u>96,500円</u> <u>(106,150円)</u>
<u>5 Mb/s</u>	<u>109,400円</u> <u>(120,340円)</u>
<u>10Mb/s</u>	<u>123,500円</u> <u>(135,850円)</u>
<u>20Mb/s</u>	<u>157,600円</u> <u>(173,360円)</u>
<u>30Mb/s</u>	<u>190,600円</u> <u>(209,660円)</u>
<u>40Mb/s</u>	<u>223,500円</u> <u>(245,850円)</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">50Mb/s</a>	<a href="#">256,500円</a> <a href="#">(282,150円)</a>
<a href="#">100Mb/s</a>	<a href="#">305,900円</a> <a href="#">(336,490円)</a>

(2) [臨時VPN契約に係るもの](#)

[1のVPN契約ごとに（日額）](#)

<a href="#">区 分</a>	<a href="#">料 金 額</a>
<a href="#">アクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限ります。）に係るもの</a>	<a href="#">臨時VPN契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1</a>

[1-2-1-1-2 加入者回線に係るもの](#)

(1) [アクセスタイプ1（ATMアクセスに係るものに限ります。）に係るもの](#)

[1のVPN契約ごとに（月額）](#)

<a href="#">品 目</a>	<a href="#">料 金 額</a>
<a href="#">0.5Mb/s</a>	<a href="#">80,000円</a> <a href="#">(88,000円)</a>
<a href="#">1 Mb/s</a>	<a href="#">82,000円</a> <a href="#">(90,200円)</a>
<a href="#">2 Mb/s</a>	<a href="#">85,000円</a> <a href="#">(93,500円)</a>
<a href="#">3 Mb/s</a>	<a href="#">88,000円</a> <a href="#">(96,800円)</a>
<a href="#">4 Mb/s</a>	<a href="#">91,000円</a> <a href="#">(100,100円)</a>
<a href="#">5 Mb/s</a>	<a href="#">94,000円</a> <a href="#">(103,400円)</a>
<a href="#">6 Mb/s</a>	<a href="#">97,000円</a> <a href="#">(106,700円)</a>
<a href="#">7 Mb/s</a>	<a href="#">99,000円</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

	(108,900円)
8 Mb/s	101,000円 (111,100円)
9 Mb/s	103,000円 (113,300円)
10Mb/s	105,000円 (115,500円)
11Mb/sから44 Mb/sまでのもの	そのV P Nサービスを10Mb/s品目のものとみなした場合に適用されるアクセス回線料に、10Mb/sを超える1 Mb/sまでごとに3,500円(3,850円)を加えた額
45Mb/s	227,500円 (250,250円)
46Mb/sから135Mb/sまでのもの	そのV P Nサービスを45Mb/s品目のものとみなした場合に適用されるアクセス回線料に、45Mb/sを超える1 Mb/sまでごとに2,000円(2,200円)を加えた額

(2) アクセスタイプ1（イーサネットアクセスに係るものに限ります。）

に係るもの

ア 収容パターン1に係るもの

1のV P N契約ごとに（月額）

品 目	料 金 額
10Mb/s	アクセス速度が0.5Mb/sのもの 33,000円 (36,300円)
	アクセス速度が1 Mb/sのもの 48,000円 (52,800円)
	アクセス速度が2 Mb/sのもの 80,000円 (88,000円)
	アクセス速度が3 Mb/sのもの 88,000円 (96,800円)
	アクセス速度が4 Mb/sのもの 91,000円 (100,100円)
	アクセス速度が5 Mb/sのもの 94,000円

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

		(103,400円)
	<u>アクセス速度が6 Mb/sのもの</u>	97,000円
		(106,700円)
	<u>アクセス速度が7 Mb/sのもの</u>	99,000円
		(108,900円)
	<u>アクセス速度が8 Mb/sのもの</u>	101,000円
		(111,100円)
	<u>アクセス速度が9 Mb/sのもの</u>	103,000円
		(113,300円)
	<u>アクセス速度が10Mb/sのもの</u>	105,000円
		(115,500円)
<u>100Mb/s</u>	<u>アクセス速度が10Mb/sのもの</u>	105,000円
		(115,500円)
	<u>アクセス速度が20Mb/sのもの</u>	125,000円
		(137,500円)
	<u>アクセス速度が30Mb/sのもの</u>	148,000円
		(162,800円)
	<u>アクセス速度が40Mb/sのもの</u>	169,000円
		(185,900円)
	<u>アクセス速度が50Mb/sのもの</u>	187,000円
		(205,700円)
	<u>アクセス速度が60Mb/sのもの</u>	202,000円
		(222,200円)
	<u>アクセス速度が70Mb/sのもの</u>	215,000円
		(236,500円)
	<u>アクセス速度が80Mb/sのもの</u>	225,000円
		(247,500円)
	<u>アクセス速度が90Mb/sのもの</u>	233,000円
		(256,300円)
	<u>アクセス速度が100Mb/sのもの</u>	240,000円
		(264,000円)
<u>1000Mb/s</u>	<u>アクセス速度が1000Mb/sのもの</u>	830,000円

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(913,000円)

イ 収容パターン2に係るもの

1のVPN契約ごとに（月額）

品 目	料 金 額	
10Mb/s	アクセス速度が0.5Mb/sのもの 53,000円 (58,300円)	
	アクセス速度が1Mb/sのもの 68,000円 (74,800円)	
	アクセス速度が2Mb/sのもの 100,000円 (110,000円)	
	アクセス速度が3Mb/sのもの 110,000円 (121,000円)	
	アクセス速度が4Mb/sのもの 127,000円 (139,700円)	
	アクセス速度が5Mb/sのもの 130,000円 (143,000円)	
	アクセス速度が6Mb/sのもの 144,000円 (158,400円)	
	アクセス速度が7Mb/sのもの 158,000円 (173,800円)	
	アクセス速度が8Mb/sのもの 172,000円 (189,200円)	
	アクセス速度が9Mb/sのもの 174,000円 (191,400円)	
	アクセス速度が10Mb/sのもの 176,000円 (193,600円)	
	100Mb/s	アクセス速度が10Mb/sのもの 176,000円 (193,600円)
		アクセス速度が20Mb/sのもの 231,000円 (254,100円)
アクセス速度が30Mb/sのもの 290,000円		

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

		(319,000円)
	<u>アクセス速度が40Mb/sのもの</u>	346,000円 (380,600円)
	<u>アクセス速度が50Mb/sのもの</u>	400,000円 (440,000円)
	<u>アクセス速度が60Mb/sのもの</u>	450,000円 (495,000円)
	<u>アクセス速度が70Mb/sのもの</u>	498,000円 (547,800円)
	<u>アクセス速度が80Mb/sのもの</u>	543,000円 (597,300円)
	<u>アクセス速度が90Mb/sのもの</u>	586,000円 (644,600円)
	<u>アクセス速度が100Mb/sのもの</u>	629,000円 (691,900円)
<u>1000Mb/s</u>	<u>アクセス速度が100Mb/sのもの</u>	1,219,000円 (1,340,900円)
	<u>アクセス速度が200Mb/sのもの</u>	1,312,000円 (1,443,200円)
	<u>アクセス速度が300Mb/sのもの</u>	1,559,000円 (1,714,900円)
	<u>アクセス速度が400Mb/sのもの</u>	1,795,000円 (1,974,500円)
	<u>アクセス速度が500Mb/sのもの</u>	2,042,000円 (2,246,200円)
	<u>アクセス速度が600Mb/sのもの</u>	2,289,000円 (2,517,900円)
	<u>アクセス速度が700Mb/sのもの</u>	2,513,000円 (2,764,300円)
	<u>アクセス速度が800Mb/sのもの</u>	2,760,000円 (3,036,000円)
	<u>アクセス速度が900Mb/sのもの</u>	3,007,000円

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

	(3,307,700円)
<u>アクセス速度が1000Mb/sのもの</u>	3,241,000円
	(3,565,100円)

1-2-1-2 削除

1-2-1-3 基本料

1-2-1-3-1 アクセスタイプ5に係るもの

(1) IP通信網（NTT東日本株式会社に係るものに限ります。）との接続に係るもの

A プラン1に係るもの

a b以外のもの

1のVPN契約ごとに（月額）

品 目		料 金 額	
<u>イーサネットアクセス</u>	<u>10Mb/s</u>	<u>アクセス速度が10 Mbit/sのもの</u>	<u>106,000円</u> <u>(116,600円)</u>
	<u>100Mb/s</u>	<u>アクセス速度が100 Mbit/sのもの</u>	<u>740,000円</u> <u>(814,000円)</u>
	<u>1000Mb/s</u>	<u>アクセス速度が20 Mbit/sのもの</u>	<u>806,000円</u> <u>(886,600円)</u>
		<u>アクセス速度が30 Mbit/sのもの</u>	<u>872,000円</u> <u>(959,200円)</u>
		<u>アクセス速度が40 Mbit/sのもの</u>	<u>938,000円</u> <u>(1,031,800円)</u>
		<u>アクセス速度が50 Mbit/sのもの</u>	<u>1,004,000円</u> <u>(1,104,400円)</u>
		<u>アクセス速度が60 Mbit/sのもの</u>	<u>1,070,000円</u> <u>(1,177,000円)</u>
		<u>アクセス速度が70 Mbit/sのもの</u>	<u>1,136,000円</u> <u>(1,249,600円)</u>
		<u>アクセス速度が80 Mbit/sのもの</u>	<u>1,202,000円</u> <u>(1,322,200円)</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

アクセス速度が90 0Mbit/sのもの	1,268,000円 (1,394,800円)
アクセス速度が10 00Mbit/sのもの	1,334,000円 (1,467,400円)

b IP通信網サービス（メニュー5に係るものに限ります。）との接続に限定するもの

1のVPN契約ごとに（月額）

品 目		料 金 額	
イーサネットア クセス	10Mb/s	アクセス速度が10 Mbit/sのもの	91,000円 (100,100円)
	100Mb/s	アクセス速度が10 0Mbit/sのもの	550,000円 (605,000円)
		アクセス速度が10 0Mbit/sのもの	550,000円 (605,000円)
	1000Mb/s	アクセス速度が20 0Mbit/sのもの	616,000円 (677,600円)
		アクセス速度が30 0Mbit/sのもの	682,000円 (750,200円)
		アクセス速度が40 0Mbit/sのもの	748,000円 (822,800円)
		アクセス速度が50 0Mbit/sのもの	814,000円 (895,400円)
		アクセス速度が60 0Mbit/sのもの	880,000円 (968,000円)
		アクセス速度が70 0Mbit/sのもの	946,000円 (1,040,600円)
	アクセス速度が80 0Mbit/sのもの	1,012,000円 (1,113,200円)	
	アクセス速度が90 0Mbit/sのもの	1,078,000円 (1,185,800円)	

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">アクセス速度が1000Mbit/sのもの</a>	<a href="#">1,144,000円</a> <a href="#">(1,258,400円)</a>
--------------------------------------	--

B プラン2に係るもの

a b以外のもの

1のVPN契約ごとに（月額）

品 目		料 金 額	
<a href="#">イーサネットアクセス</a>	<a href="#">10Mb/s</a>	<a href="#">アクセス速度が10Mbit/sのもの</a>	<a href="#">326,000円</a> <a href="#">(358,600円)</a>
	<a href="#">100Mb/s</a>	<a href="#">アクセス速度が1000Mbit/sのもの</a>	<a href="#">1,720,000円</a> <a href="#">(1,892,000円)</a>
		<a href="#">アクセス速度が200Mbit/sのもの</a>	<a href="#">2,086,000円</a> <a href="#">(2,294,600円)</a>
		<a href="#">アクセス速度が300Mbit/sのもの</a>	<a href="#">2,452,000円</a> <a href="#">(2,697,200円)</a>
		<a href="#">アクセス速度が400Mbit/sのもの</a>	<a href="#">2,818,000円</a> <a href="#">(3,099,800円)</a>
		<a href="#">アクセス速度が500Mbit/sのもの</a>	<a href="#">3,184,000円</a> <a href="#">(3,502,400円)</a>
		<a href="#">アクセス速度が600Mbit/sのもの</a>	<a href="#">3,550,000円</a> <a href="#">(3,905,000円)</a>
		<a href="#">アクセス速度が700Mbit/sのもの</a>	<a href="#">3,916,000円</a> <a href="#">(4,307,600円)</a>
		<a href="#">アクセス速度が800Mbit/sのもの</a>	<a href="#">4,282,000円</a> <a href="#">(4,710,200円)</a>
		<a href="#">アクセス速度が900Mbit/sのもの</a>	<a href="#">4,648,000円</a> <a href="#">(5,112,800円)</a>
		<a href="#">アクセス速度が1000Mbit/sのもの</a>	<a href="#">5,014,000円</a> <a href="#">(5,515,400円)</a>

b IP通信網サービス（メニュー5に係るものに限ります。）との接続に限定するもの

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

1のVPN契約ごとに（月額）

品 目		料 金 額
イーサネットアクセス	10Mb/s	アクセス速度が10 Mbit/sのもの 311,000円 (342,100円)
	100Mb/s	アクセス速度が10 Mbit/sのもの 1,530,000円 (1,683,000円)
		アクセス速度が10 Mbit/sのもの 1,530,000円 (1,683,000円)
	1000Mb/s	アクセス速度が20 Mbit/sのもの 1,896,000円 (2,085,600円)
		アクセス速度が30 Mbit/sのもの 2,262,000円 (2,488,200円)
		アクセス速度が40 Mbit/sのもの 2,628,000円 (2,890,800円)
		アクセス速度が50 Mbit/sのもの 2,994,000円 (3,293,400円)
		アクセス速度が60 Mbit/sのもの 3,360,000円 (3,696,000円)
		アクセス速度が70 Mbit/sのもの 3,726,000円 (4,098,600円)
	アクセス速度が80 Mbit/sのもの 4,092,000円 (4,501,200円)	
	アクセス速度が90 Mbit/sのもの 4,458,000円 (4,903,800円)	
	アクセス速度が100 Mbit/sのもの 4,824,000円 (5,306,400円)	

(2) IP通信網（NTT西日本株式会社に係るものに限ります。）との接続に係るもの

A プラン1に係るもの

a b以外のもの

1のVPN契約ごとに（月額）

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

品 目		料 金 額	
イーサネットアクセス	10Mb/s	アクセス速度が10 Mbit/sのもの	106,000円 (116,600円)
	100Mb/s	アクセス速度が10 0Mbit/sのもの	740,000円 (814,000円)

b IP通信網サービス（メニュー5に係るものに限ります。）との接続に限定するもの

1のVPN契約ごとに（月額）

品 目		料 金 額	
イーサネットアクセス	10Mb/s	アクセス速度が10 Mbit/sのもの	91,000円 (100,100円)
		100Mb/s	アクセス速度が10 0Mbit/sのもの
	1000Mb/s	アクセス速度が10 0Mbit/sのもの	550,000円 (605,000円)
		アクセス速度が20 0Mbit/sのもの	616,000円 (677,600円)
		アクセス速度が30 0bit/sのもの	682,000円 (750,200円)
		アクセス速度が40 0Mbit/sのもの	748,000円 (822,800円)
		アクセス速度が50 0Mbit/sのもの	814,000円 (895,400円)
		アクセス速度が60 0Mbit/sのもの	880,000円 (968,000円)
		アクセス速度が70 0Mbit/sのもの	946,000円 (1,040,600円)
		アクセス速度が80 0Mbit/sのもの	1,012,000円 (1,113,200円)
		アクセス速度が90 0Mbit/sのもの	1,078,000円 (1,185,800円)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<u>アクセス速度が10 00Mbit/sのもの</u>	<u>1,144,000円 (1,258,400円)</u>
----------------------------------	------------------------------------

B プラン2に係るもの

a b以外のもの

1のVPN契約ごとに（月額）

<u>品 目</u>		<u>料 金 額</u>	
<u>イーサネットア クセス</u>	<u>10Mb/s</u>	<u>アクセス速度が10 Mbit/sのもの</u>	<u>326,000円 (358,600円)</u>
	<u>100Mb/s</u>	<u>アクセス速度が10 0Mbit/sのもの</u>	<u>1,720,000円 (1,892,000円)</u>
	<u>1000Mb/s</u>	<u>アクセス速度が10 0Mbit/sのもの</u>	<u>1,720,000円 (1,892,000円)</u>
		<u>アクセス速度が20 0Mbit/sのもの</u>	<u>2,766,000円 (3,042,600円)</u>
		<u>アクセス速度が30 0Mbit/sのもの</u>	<u>3,812,000円 (4,193,200円)</u>
		<u>アクセス速度が40 0Mbit/sのもの</u>	<u>4,858,000円 (5,343,800円)</u>
		<u>アクセス速度が50 0Mbit/sのもの</u>	<u>5,904,000円 (6,494,400円)</u>
		<u>アクセス速度が60 0Mbit/sのもの</u>	<u>6,950,000円 (7,645,000円)</u>
		<u>アクセス速度が70 0Mbit/sのもの</u>	<u>7,996,000円 (8,795,600円)</u>
		<u>アクセス速度が80 0Mbit/sのもの</u>	<u>9,042,000円 (9,946,200円)</u>
		<u>アクセス速度が90 0Mbit/sのもの</u>	<u>10,088,000円 (11,096,800円)</u>
		<u>アクセス速度が10 00Mbit/sのもの</u>	<u>11,134,000円 (12,247,400円)</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

b IP通信網サービス（メニュー5に係るものに限ります。）との接続に限定するもの

1のVPN契約ごとに（月額）

品 目		料 金 額	
イーサネットアクセス	10Mb/s	アクセス速度が10Mbit/sのもの	311,000円 (342,100円)
	100Mb/s	アクセス速度が100Mbit/sのもの	1,530,000円 (1,683,000円)
	1000Mb/s	アクセス速度が100Mbit/sのもの	1,530,000円 (1,683,000円)
		アクセス速度が200Mbit/sのもの	2,576,000円 (2,833,600円)
		アクセス速度が300Mbit/sのもの	3,622,000円 (3,984,200円)
		アクセス速度が400Mbit/sのもの	4,668,000円 (5,134,800円)
		アクセス速度が500Mbit/sのもの	5,714,000円 (6,285,400円)
		アクセス速度が600Mbit/sのもの	6,760,000円 (7,436,000円)
		アクセス速度が700Mbit/sのもの	7,806,000円 (8,586,600円)
		アクセス速度が800Mbit/sのもの	8,852,000円 (9,737,200円)
		アクセス速度が900Mbit/sのもの	9,898,000円 (10,887,800円)
		アクセス速度が1000Mbit/sのもの	10,944,000円 (12,038,400円)

1-2-2 付加機能使用料

(1) (2)以外のもの

【優先制御機能】

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

I Pパケットを、I Pパケットごとにあらかじめ指定した優先順位にしたがって  
 網（V P Nノード装置相互間に限ります）。内で転送する機能

区 分	単 位	料 金 額		
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)	
アクセス タイプ1（S T Mアクセス 又はA T M アクセスに 限ります。） に係るもの	64kb/s品目 のもの	1のV P N契 約ごと に	3,000円 (3,300円)	300円 (330円)
	128kb/s品 目のもの		3,000円 (3,300円)	300円 (330円)
	0.5Mb/s品 目のもの		5,000円 (5,500円)	500円 (550円)
	1 Mb/s品目 のもの		10,000円 (11,000円)	1,000円 (1,100円)
	2 Mb/s品目 のもの		20,000円 (22,000円)	—
	3 Mb/s品目 のもの		30,000円 (33,000円)	3,000円 (3,300円)
	4 Mb/s品目 のもの		40,000円 (44,000円)	—
	5 Mb/s品目 のもの		50,000円 (55,000円)	—
	6 Mb/s品目 のもの		60,000円 (66,000円)	6,000円 (6,600円)
	7 Mb/s品目 のもの		70,000円 (77,000円)	—
	8 Mb/s品目 のもの		80,000円 (88,000円)	—
9 Mb/s品目 のもの		90,000円 (99,000円)	—	
10Mb/s品目 のもの		100,000円 (110,000円)	—	
11Mb/s品目		105,000円	—	

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(115,500円)</a>	
<a href="#">12Mb/s品目</a>	<a href="#">110,000円</a>	<a href="#">＝</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(121,000円)</a>	
<a href="#">13Mb/s品目</a>	<a href="#">115,000円</a>	<a href="#">＝</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(126,500円)</a>	
<a href="#">14Mb/s品目</a>	<a href="#">120,000円</a>	<a href="#">＝</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(132,000円)</a>	
<a href="#">15Mb/s品目</a>	<a href="#">125,000円</a>	<a href="#">＝</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(137,500円)</a>	
<a href="#">16Mb/s品目</a>	<a href="#">130,000円</a>	<a href="#">＝</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(143,000円)</a>	
<a href="#">17Mb/s品目</a>	<a href="#">135,000円</a>	<a href="#">＝</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(148,500円)</a>	
<a href="#">18Mb/s品目</a>	<a href="#">140,000円</a>	<a href="#">＝</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(154,000円)</a>	
<a href="#">19Mb/s品目</a>	<a href="#">145,000円</a>	<a href="#">＝</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(159,500円)</a>	
<a href="#">20Mb/s品目</a>	<a href="#">150,000円</a>	<a href="#">＝</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(165,000円)</a>	
<a href="#">21Mb/s品目</a>	<a href="#">155,000円</a>	<a href="#">＝</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(170,500円)</a>	
<a href="#">22Mb/s品目</a>	<a href="#">160,000円</a>	<a href="#">＝</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(176,000円)</a>	
<a href="#">23Mb/s品目</a>	<a href="#">165,000円</a>	<a href="#">＝</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(181,500円)</a>	
<a href="#">24Mb/s品目</a>	<a href="#">170,000円</a>	<a href="#">＝</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(187,000円)</a>	
<a href="#">25Mb/s品目</a>	<a href="#">175,000円</a>	<a href="#">＝</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(192,500円)</a>	
<a href="#">26Mb/s品目</a>	<a href="#">180,000円</a>	<a href="#">＝</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(198,000円)</a>	
<a href="#">27Mb/s品目</a>	<a href="#">185,000円</a>	<a href="#">＝</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(203,500円)</a>	
<a href="#">28Mb/s品目</a>	<a href="#">190,000円</a>	<a href="#">—</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(209,000円)</a>	
<a href="#">29Mb/s品目</a>	<a href="#">195,000円</a>	<a href="#">—</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(214,500円)</a>	
<a href="#">30Mb/s品目</a>	<a href="#">200,000円</a>	<a href="#">—</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(220,000円)</a>	
<a href="#">31Mb/s品目</a>	<a href="#">201,500円</a>	<a href="#">—</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(221,650円)</a>	
<a href="#">32Mb/s品目</a>	<a href="#">203,000円</a>	<a href="#">—</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(223,300円)</a>	
<a href="#">33Mb/s品目</a>	<a href="#">204,500円</a>	<a href="#">—</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(224,950円)</a>	
<a href="#">34Mb/s品目</a>	<a href="#">206,000円</a>	<a href="#">—</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(226,600円)</a>	
<a href="#">35Mb/s品目</a>	<a href="#">207,500円</a>	<a href="#">—</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(228,250円)</a>	
<a href="#">36Mb/s品目</a>	<a href="#">209,000円</a>	<a href="#">—</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(229,900円)</a>	
<a href="#">37Mb/s品目</a>	<a href="#">210,500円</a>	<a href="#">—</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(231,550円)</a>	
<a href="#">38Mb/s品目</a>	<a href="#">212,000円</a>	<a href="#">—</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(233,200円)</a>	
<a href="#">39Mb/s品目</a>	<a href="#">213,500円</a>	<a href="#">—</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(234,850円)</a>	
<a href="#">40Mb/s品目</a>	<a href="#">215,000円</a>	<a href="#">—</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(236,500円)</a>	
<a href="#">41Mb/s品目</a>	<a href="#">216,500円</a>	<a href="#">—</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(238,150円)</a>	
<a href="#">42Mb/s品目</a>	<a href="#">218,000円</a>	<a href="#">—</a>
<a href="#">のもの</a>	<a href="#">(239,800円)</a>	
<a href="#">43Mb/s品目</a>	<a href="#">219,500円</a>	<a href="#">—</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

	<a href="#">のもの</a>		<a href="#">(241,450円)</a>	
	<a href="#">44Mb/s品目</a>		<a href="#">221,000円</a>	<a href="#">＝</a>
	<a href="#">のもの</a>		<a href="#">(243,100円)</a>	
	<a href="#">45Mb/s品目</a>		<a href="#">222,500円</a>	<a href="#">＝</a>
	<a href="#">のもの</a>		<a href="#">(244,750円)</a>	
	<a href="#">46Mb/s品目</a>		<a href="#">224,000円</a>	<a href="#">＝</a>
	<a href="#">のもの</a>		<a href="#">(246,400円)</a>	
	<a href="#">47Mb/s品目</a>		<a href="#">225,500円</a>	<a href="#">＝</a>
	<a href="#">のもの</a>		<a href="#">(248,050円)</a>	
	<a href="#">48Mb/s品目</a>		<a href="#">227,000円</a>	<a href="#">＝</a>
	<a href="#">のもの</a>		<a href="#">(249,700円)</a>	
	<a href="#">49Mb/s品目</a>		<a href="#">228,500円</a>	<a href="#">＝</a>
	<a href="#">のもの</a>		<a href="#">(251,350円)</a>	
	<a href="#">50Mb/s品目</a>		<a href="#">230,000円</a>	<a href="#">＝</a>
	<a href="#">のもの</a>		<a href="#">(253,000円)</a>	
<a href="#">アクセスタイプ1（イーサネットアクセスに限ります。）又はアクセスタイプ5（イーサネットアクセスに限ります。）に係るもの</a>	<a href="#">ポート速度が0.5Mb/sのもの</a>	<a href="#">1のV PN契約ごと</a>	<a href="#">5,000円</a> <a href="#">(5,500円)</a>	<a href="#">＝</a>
	<a href="#">ポート速度が1 Mb/sのもの</a>	<a href="#">に</a>	<a href="#">10,000円</a> <a href="#">(11,000円)</a>	<a href="#">＝</a>
	<a href="#">ポート速度が2 Mb/sのもの</a>		<a href="#">20,000円</a> <a href="#">(22,000円)</a>	<a href="#">＝</a>
	<a href="#">ポート速度が3 Mb/sのもの</a>		<a href="#">30,000円</a> <a href="#">(33,000円)</a>	<a href="#">＝</a>
	<a href="#">ポート速度が4 Mb/sのもの</a>		<a href="#">40,000円</a> <a href="#">(44,000円)</a>	<a href="#">＝</a>
	<a href="#">ポート速度が5 Mb/sのもの</a>		<a href="#">50,000円</a> <a href="#">(55,000円)</a>	<a href="#">＝</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

もの		
ポート速度 が6 Mb/sの もの	<u>60,000円</u> (66,000円)	＝
ポート速度 が7 Mb/sの もの	<u>70,000円</u> (77,000円)	＝
ポート速度 が8 Mb/sの もの	<u>80,000円</u> (88,000円)	＝
ポート速度 が9 Mb/sの もの	<u>90,000円</u> (99,000円)	＝
ポート速度 が10Mb/sの もの	<u>100,000円</u> (110,000円)	＝
ポート速度 が20Mb/sの もの	<u>150,000円</u> (165,000円)	＝
ポート速度 が30Mb/sの もの	<u>200,000円</u> (220,000円)	＝
ポート速度 が40Mb/sの もの	<u>215,000円</u> (236,500円)	＝
ポート速度 が50Mb/sの もの	<u>230,000円</u> (253,000円)	＝
ポート速度 が60Mb/sの もの	<u>245,000円</u> (269,500円)	＝
ポート速度	<u>260,000円</u>	＝

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">が70Mb/sの もの</a>	<a href="#">(286,000円)</a>	
<a href="#">ポート速度 が80Mb/sの もの</a>	<a href="#">275,000円 (302,500円)</a>	＝
<a href="#">ポート速度 が90Mb/sの もの</a>	<a href="#">290,000円 (319,000円)</a>	＝
<a href="#">ポート速度 が100Mb/s のもの</a>	<a href="#">300,000円 (330,000円)</a>	＝
<a href="#">ポート速度 が200Mb/s のもの</a>	<a href="#">430,000円 (473,000円)</a>	＝
<a href="#">ポート速度 が300Mb/s のもの</a>	<a href="#">560,000円 (616,000円)</a>	＝
<a href="#">ポート速度 が400Mb/s のもの</a>	<a href="#">690,000円 (759,000円)</a>	＝
<a href="#">ポート速度 が500Mb/s のもの</a>	<a href="#">800,000円 (880,000円)</a>	＝
<a href="#">ポート速度 が600Mb/s のもの</a>	<a href="#">910,000円 (1,001,000円)</a>	＝
<a href="#">ポート速度 が700Mb/s のもの</a>	<a href="#">1,020,000円 (1,122,000円)</a>	＝
<a href="#">ポート速度 が800Mb/s のもの</a>	<a href="#">1,130,000円 (1,243,000円)</a>	＝

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

ポート速度 が900Mb/s のもの	1,240,000円 (1,364,000円)	＝
ポート速度 が1000Mb/ sのもの	1,350,000円 (1,485,000円)	＝

備考

1 優先制御機能には次のクラスの種類があります。

クラスの種類	内 容
3クラス	3つの優先順位にしたがって網内で転送するもの
4クラス	4つの優先順位にしたがって網内で転送するもの

2 当社は、VPNサービス（アクセスタイプ1（イーサネットアクセス（ポート速度が600Mb/s以上のもの、他社接続契約者回線（別記5の(2)に係るもの）に限り、）に係るポート速度が0.5Mb/sのもの及び当社が別に定める当社の契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスに係るもの）に限り、）に係るもの及びATMアクセス（51Mb/s以上の品目のもの）に限り、）に係るものに限り、）及びアクセスタイプ5（イーサネットアクセス（ポート速度が600Mb/s以上のもの）に限り、）に係るものに限り、）及びアクセスタイプ7に係るものを除きます。）に係るVPN契約者に限り、この機能（クラスの種類の種類が3クラスに係るものに限り、）を提供します。

3 当社は、VPNサービス（アクセスタイプ1（イーサネットアクセス（他社接続契約者回線（別記5の(2)に係るもの）に限り、）に係るポート速度が0.5Mb/sのもの及び当社が別に定める当社の契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスに係るもの）に限り、）に係るもの、及びATMアクセス（11Mb/s以上の品目のもの）に限り、）に係るものに限り、）及びアクセスタイプ7に係るものを除きます。）に係るVPN契約者に限り、この機能（クラスの種類の種類が4クラスに係るものに限り、）を提供します。

(注) 本欄に規定する当社が別に定める当社の契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスは、Univesal Oneサービス契約約款（第3編）に規定するVPNサービス（コース2（速度の区分が0.5Mb/sのもの）に限り、）に係るものに限り、）とします。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

【VPNグループ間通信機能】

この機能を利用するVPNサービスに係る所属VPNグループを構成するVPNグループ回線と、VPN契約者があらかじめ指定する他のVPNグループ（そのVPNグループに係るVPNグループ代表者が、この機能を利用するものに限ります。）を構成するVPNグループ回線との間又は当社が必要により設置する電気通信設備との間の通信（データモードに係るものに限ります。）を行うことができるようにする機能

区 分	単 位	料 金 額	
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
下記以外のもの	1のVPNグループごと とに	15,000円 (16,500円)	1,500円 (1,650円)
パケットフィルタリング(VPN契約者があらかじめ指定する条件によりIPパケットの伝送を制限することをいいます。以下同じとします。)の設定が可能なもの	1のVPNグループごと とに	9,000円 (9,900円)	900円 (990円)
	1のVPNグループごと とに(10までのパケットフィルタリングの条件を含みます。)	6,000円 (6,600円)	600円 (660円)
	1のVPNグループにつき設定する10のパケットフィルタリングの条件を超える他のパケットフィルタリングの条件ごとに	1,000円 (1,100円)	100円 (110円)

備考

- 1 当社は、VPN契約者（VPNグループ代表者となる者に限ります。）に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能（パケットフィルタリングの設定が可能なものに限ります。以下備考3までにおいて同じとします。）については、VPN契約者があらかじめ指

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

定する他のVPNグループとして、当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に規定するUniversal Oneサービスに係るものであって、そのVPNグループに係るVPNグループ代表者がこの機能に相当する付加機能を利用するものを含むものとします。

3 この機能の申込みにあたっては、設定するパケットフィルタリングの条件をあらかじめ通知していただきます。

【削除】

【アプリケーションサービス接続機能】

アプリケーションサービスゲートウェイ（この機能及びアプリケーションサービス利用機能を提供するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）を介して、この機能を利用してアプリケーションサービスを提供するVPN契約者のVPNサービスに係る所属VPNグループを構成するVPNグループ回線と、VPN契約者があらかじめ指定する他のVPNグループ（そのVPNグループに係るVPNグループ代表者が、アプリケーションサービス利用機能を利用するものに限り、）を構成するVPNグループ回線との間の通信を行うことができるようにする機能

区 分	単 位	料 金 額	
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
—	—	—	—

備考

- 1 当社は、VPN契約者（VPNグループ代表者となる者に限り、）に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能の申込みにあたっては、アプリケーションサービスゲートウェイに設定するパケットフィルタリングの条件をあらかじめ通知していただきます。
- 3 パケットフィルタリングの設定数は、当社が指定する数を上限とします。
- 4 VPN契約者は、この機能を利用するVPNサービス（所属VPNグループを構成するVPNグループ回線を含みます。）については、この機能以外の付加機能を利用することができません。
- 5 当社は、この機能を利用してアプリケーションサービスを提供することに伴

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

い発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

【アプリケーションサービス利用機能】

アプリケーションサービスゲートウェイを介して、この機能を利用してアプリケーションサービスを利用するVPN契約者のVPNサービスに係る所属VPNグループを構成するVPNグループ回線と、VPN契約者があらかじめ指定する他のVPNグループ（そのVPNグループに係るVPNグループ代表者が、アプリケーションサービス接続機能を利用するものに限ります。）を構成するVPNグループ回線との間又は当社が必要により設置する電気通信設備との間の通信を行うことができるようにする機能

区 分	単 位	料 金 額	
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
一	接続先となる他のVPNグループ又は当社が必要により設置する電気通信設備ごとに	20,000円 (22,000円)	2,000円 (2,200円)
	アプリケーションサービスゲートウェイに設定するパケットフィルタリングの条件ごとに	2,000円 (2,200円)	200円 (220円)

備考

- 1 当社は、VPN契約者（VPNグループ代表者となる者に限ります。）に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能の申込みにあたっては、アプリケーションサービスゲートウェイに設定するパケットフィルタリングの条件をあらかじめ通知していただきます。
- 3 パケットフィルタリングの設定数は、当社が指定する数を上限とします。
- 4 当社は、この機能を利用してアプリケーションサービスを利用することに伴い発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

【フィルタリング機能（BGP経路制御型）】

VPNノード装置から配信する経路情報（当社が指定するものに限り。）について、経路情報配信フィルタリング（VPN契約者があらかじめ指定する条件にしたがって配信する経路情報を制御することをいいます。以下同じとします。）

の設定を可能とする機能

区 分	単 位	料 金 額	
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
＝	1のVPN契約ごとに	3,000円 (3,300円)	＝

備考

- 1 当社は、次に掲げるVPN契約者を除き、この機能を提供します。
  - (1) VPNサービス（アクセスタイプ1（登録タイプ1に係るものを除きます。）に係るものに限り。）に係るVPN契約者
  - (2) VPNサービス（アクセスタイプ5に係るものに限り。）に係るVPN契約者
  - (3) VPNサービス（アクセスタイプ7に係るものに限り。）に係るVPN契約者
- 2 この機能の申込みにあたっては、設定する経路情報配信フィルタリングの条件をあらかじめ通知していただきます。
- 3 経路情報配信フィルタリングの設定数は、当社が指定する数を上限とします。
- 4 当社は、この機能を、臨時VPN契約者には提供しません。

【フィルタリング機能（IPアドレス制御型）】

VPNノード装置においてアドレスフィルタリングの設定を可能とする機能

区 分	単 位	料 金 額	
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
＝	1のVPN契約ごとに	5,000円 (5,500円)	＝

備考

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

- 1 [VPNサービス（第1種サービス（アクセスタイプ1（STMアクセス（別記5の\(1\)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に係るもの）に限ります。）及びイーサネットアクセスに係るもの）に限ります。）及びアクセスタイプ5（イーサネットアクセスに係るもの）に限ります。）に係るもの）に限ります。）及び第2種サービス（アクセスタイプ1（イーサネットアクセスに係るもの）に限ります。）に係るもの）に限ります。）に係るもの）に限ります。）に係るVPN契約者に限り、この機能を提供します。](#)
- 2 [この機能の申込みにあたっては、設定するアドレスフィルタリングの条件をあらかじめ通知していただきます。](#)
- 3 [アドレスフィルタリングの設定数は、当社が指定する数を上限とします。](#)
- 4 [当社は、この機能を、臨時VPN契約者には提供しません。](#)

[【契約者回線番号受信機能】](#)

[この機能を利用するVPNサービスへ通知される契約者回線番号（当社が別に定めるもの）に限ります。）を受信することができる機能](#)

区 分	単 位	料 金 額	
		<a href="#">臨時以外のもの</a> (月額)	<a href="#">臨時のもの</a> (日額)
<a href="#">IP通信網（NTT東日本株式会社に係るものに限ります。）との接続に係るもの</a>			
・ <a href="#">下記以外のもの</a>			
<a href="#">10Mb/s品目のもの</a>	1のVPN契約ごとに	19,600円 (21,560円)	—
<a href="#">100Mb/s品目のもの</a>		19,600円 (21,560円)	—
<a href="#">1000Mb/s品目のもの</a>		19,600円 (21,560円)	—
<a href="#">アクセス速度が200Mbit/sのもの</a>		29,400円 (32,340円)	—
<a href="#">アクセス速度が300Mbit/sのもの</a>		39,200円 (43,120円)	—
<a href="#">アクセス速度が400Mbit/sのもの</a>			—

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

アクセス速度が500M bit/sのもの	49,000円 (53,900円)	—
アクセス速度が600M bit/sのもの	58,800円 (64,680円)	—
アクセス速度が700M bit/sのもの	68,600円 (75,460円)	—
アクセス速度が800M bit/sのもの	78,400円 (86,240円)	—
アクセス速度が900M bit/sのもの	88,200円 (97,020円)	—
アクセス速度が1000 Mbit/sのもの	98,000円 (107,800円)	—

・料金表第1表第1の1-2-1-3-1(1)

Aのbのii及びBのbのiiに係るもの

10Mb/s品目のもの	1のV P N契	9,800円 (10,780円)	—
100Mb/s品目のもの	約ごと に	9,800円 (10,780円)	—
1000Mb/s品目 のもの	アクセス速度が100M bit/sのもの	9,800円 (10,780円)	—
	アクセス速度が200M bit/sのもの	19,600円 (21,560円)	—
	アクセス速度が300M bit/sのもの	29,400円 (32,340円)	—
	アクセス速度が400M bit/sのもの	39,200円 (43,120円)	—
	アクセス速度が500M bit/sのもの	49,000円 (53,900円)	—
	アクセス速度が600M bit/sのもの	58,800円 (64,680円)	—
	アクセス速度が700M bit/sのもの	68,600円 (75,460円)	—

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

	<a href="#">アクセス速度が800M bit/sのもの</a>		<a href="#">78,400円</a> <a href="#">(86,240円)</a>	<a href="#">—</a>
	<a href="#">アクセス速度が900M bit/sのもの</a>		<a href="#">88,200円</a> <a href="#">(97,020円)</a>	<a href="#">—</a>
	<a href="#">アクセス速度が1000 Mbit/sのもの</a>		<a href="#">98,000円</a> <a href="#">(107,800円)</a>	<a href="#">—</a>
<p>I P通信網（NTT西日本株式会社に係るものに 限ります。）との接続に係るもの</p> <p>・下記以外のもの</p>				
	<a href="#">10Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">1のV P N契</a>	<a href="#">19,600円</a> <a href="#">(21,560円)</a>	<a href="#">—</a>
	<a href="#">100Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">約ごと に</a>	<a href="#">19,600円</a> <a href="#">(21,560円)</a>	<a href="#">—</a>
<p>・料金表第1表第1の1-2-1-3-1(2) のAのbのii及びBのbのiiに係るもの</p>				
	<a href="#">10Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">1のV P N契</a>	<a href="#">9,800円</a> <a href="#">(10,780円)</a>	<a href="#">—</a>
	<a href="#">100Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">約ごと に</a>	<a href="#">9,800円</a> <a href="#">(10,780円)</a>	<a href="#">—</a>
<a href="#">1000Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">アクセス速度が100M bit/sのもの</a>		<a href="#">9,800円</a> <a href="#">(10,780円)</a>	<a href="#">—</a>
	<a href="#">アクセス速度が200M bit/sのもの</a>		<a href="#">19,600円</a> <a href="#">(21,560円)</a>	<a href="#">—</a>
	<a href="#">アクセス速度が300M bit/sのもの</a>		<a href="#">29,400円</a> <a href="#">(32,340円)</a>	<a href="#">—</a>
	<a href="#">アクセス速度が400M bit/sのもの</a>		<a href="#">39,200円</a> <a href="#">(43,120円)</a>	<a href="#">—</a>
	<a href="#">アクセス速度が500M bit/sのもの</a>		<a href="#">49,000円</a> <a href="#">(53,900円)</a>	<a href="#">—</a>
	<a href="#">アクセス速度が600M bit/sのもの</a>		<a href="#">58,800円</a> <a href="#">(64,680円)</a>	<a href="#">—</a>
	<a href="#">アクセス速度が700M</a>		<a href="#">68,600円</a>	<a href="#">—</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

bit/sのもの	(75,460円)	
アクセス速度が800M	78,400円	—
bit/sのもの	(86,240円)	
アクセス速度が900M	88,200円	—
bit/sのもの	(97,020円)	
アクセス速度が1000	98,000円	—
Mbit/sのもの	(107,800円)	

備考 当社は、VPNサービス（アクセスタイプ5（タイプ2に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るVPN契約者に限り、この機能を提供します。

（注）本欄に規定する当社が別に定める契約者回線番号は、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する発信に係る契約者回線番号とします。

（2）利用の都度意思表示を行うことにより利用するもの

【セッション解除機能】

VPNグループ回線と当社が別に定める協定事業者の契約約款及び料金表に規定するIP通信網に係る電気通信回線（当社が別に定める協定事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線等に限ります。）との通信について、VPN契約者からの申し出により、その通信に係るセッションを解除する機能

（注）本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社のIP通信網サービス契約約款とします。

区 分	単 位	料 金 額	
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
—	—	—	—

備考

1 当社は、VPN契約者（アクセスタイプ5に係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。

2 当社は、この機能においてセッションを解除することに伴い発生する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

1-2-3 加算料

(1) (2)以外の場合

アクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限り。）に係るもの

1のVPN契約ごとに（月額）

他社接続契約者回線の品目	料 金 額
64kb/sのもの	28,000円(30,800円)
128kb/sのもの	45,000円(49,500円)

備考

- 1 当社は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に限り、この料金額を適用します。
- 2 当社は、令和8年4月1日以降の加算料については、別途算定することとします。

(2) 臨時VPN契約に係るもの

1のVPN契約ごとに（日額）

区 分	料 金 額
アクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限り。）に係るもの	臨時VPN契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1

1-2-4 回線終端装置に係るもの

1-2-4-1 回線終端装置使用料

区 分	単 位	料 金 額	
		VPN契約に係るもの （月額）	
1.5Mb/s品目に係るもの	1台ごと とに	9,500円	(10,260円)
上記以外 のもの	端末側インタフェースがメタリックケーブルのもの	1台ごと とに	8,000円 (8,800円)
	端末側インタフェースが同軸ケーブルのもの	1台ごと とに	9,000円 (9,900円)

令和8年4月1日付で次のとおり改定します。

（令和8年2月10日 CNS2サ第000400018114-01号による約款改正）

1-2-3 加算料

(1) (2)以外の場合

アクセスタイプ1（STMアクセスに係るものに限り。）に係るもの

1のVPN契約ごとに（月額）

他社接続契約者回線の品目	料 金 額
64kb/sのもの	32,000円(35,200円)
128kb/sのもの	56,000円(61,600円)

備考

- 1 当社は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に限り、この料金額を適用します。
- 2 当社は、令和9年4月1日以降の加算料については、別途算定することとします。

本件約款改正により、「加算料」の記載場所をUniversal Oneサービス契約約款（第1編）の附則に移動します。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

端末側インタフェースが光ケーブルのもの（Ⅰ型）	1台ごと とに	10,000円 (11,000円)
端末側インタフェースが光ケーブルのもの（Ⅱ型）	1台ごと とに	10,000円 (11,000円)

備考 Ⅰ型及びⅡ型は、それぞれTTC標準JT-G957準拠及びATM-Forum準拠のものをいいます。

1-2-4-2 インタフェースケーブル使用料

区 分	単 位	料 金 額
		V P N契約に係るもの (月額)
加入者回線等インタフェースが10BASE-Tのもの	1台ごと とに	5,000円 (5,500円)
加入者回線等インタフェースが100BASE-TXのもの	1台ごと とに	10,000円 (11,000円)
加入者回線等インタフェースが1000BASE-SXのもの	1台ごと とに	35,000円 (38,500円)
加入者回線等インタフェースが1000BASE-LXのもの	1台ごと とに	50,000円 (55,000円)

1-2-5 端末設備に係るもの

1-2-5-1 屋内配線使用料

【配線（屋内配線使用料）】

契約者回線又は加入者回線の終端と端末設備との間に設置する線条（ジャックを含みます。）

区 分	単 位	料 金 額
		V P N契約に係るもの (月額)
64kb/s又は128kb/s用のもの	1配線 ごとに	60円 (66円)
上記以外のもの	1配線 ごとに	2,000円 (2,200円)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

1-2-5-2 機器使用料

【回線接続装置】

交換等設備との間で信号の送受及び変換の機能を有するもの

区 分		単 位	料 金 額	
			V P N 契 約 に 係 る も の (月 額)	
第 1 種 サービス (加入者回線に係るものに限り ます。) に係 るもの	0.5Mb/s、1 Mb/sから 1 Mb/sごとに45 Mb/sまで又は135Mb/s用のもの ( I 型)	1 台ご とに	12,000円	(13,200円)
	0.5Mb/s、1 Mb/sから 1 Mb/sごとに45 Mb/sまで又は135Mb/s用のもの ( II 型)	1 台ご とに	12,000円	(13,200円)
第 2 種 サービス ( S T M ア ク セ ス に 係 る も の に 限 り ま す。) に係るもの		1 台ご とに	23,000円	(25,300円)
第 2 種 サービス ( A T M ア ク セ ス に 係 る も の に 限 り ま す。) に 係 る も の	1 芯 式 と 2 芯 式 の 区 別 が 1 芯 式 の もの	光ファイバーに係るもの ( A T M フォーラム 準 拠 のもの)	1 台ご とに	14,000円 (15,400円)
		光ファイバーに係るもの ( T T C 準 拠 の も の )	1 台ご とに	14,000円 (15,400円)
	同軸ケーブルに係るもの	1 台ご とに	13,000円 (14,300円)	
	U T P ケーブルに係るも の	1 台ご とに	12,000円 (13,200円)	
1 芯 式 と 2 芯 式 の 区 別 が 2 芯 式 の もの	光ファイバーに係るもの ( A T M Forum 準 拠 の もの)	1 台ご とに	16,000円 (17,600円)	
	光ファイバーに係るもの ( T T C 準 拠 の も の )	1 台ご とに	16,000円 (17,600円)	

備考

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

- 1 [I型及びII型は、それぞれTTC標準JT-G957準拠及びATMForum準拠のものをいいます。](#)
- 2 [ATMForum準拠のもの及びTTC準拠のものは、それぞれATMForum準拠及びTTC標準JT-G957準拠のものをいいます。](#)

1-2-5-3 構内インタフェースケーブル使用料

区 分	単 位	料 金 額
		V P N契約に係るもの (月額)
<a href="#">加入者回線等インタフェースが10BASE-Tのもの</a>	<a href="#">1台ごと</a> <a href="#">とに</a>	8,000円 (8,800円)
<a href="#">加入者回線等インタフェースが100BASE-TXのもの</a>	<a href="#">1台ごと</a> <a href="#">とに</a>	12,000円 (13,200円)
<a href="#">加入者回線等インタフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXのもの</a>	<a href="#">1台ごと</a> <a href="#">とに</a>	4,000円 (4,400円)

2 国際V P N契約に係るもの

2-1 (略)

2-2 料金額

2-2-1 (略)

2-2-2 付加機能使用料

【優先制御機能】

I Pパケットを、I Pパケットごとにあらかじめ指定した優先順位にしたがって網（国際V P Nノード装置相互間に限ります。）内で転送する機能

1の国際V P N契約ごとに（月額）

区 分	料 金 額
アクセスタイプ1に係るもの	(略)
<a href="#">アクセスタイプ3に係るもの</a>	<a href="#">1 Mb/s品目のもの</a> 18,400円
	<a href="#">2 Mb/s品目のもの</a> 34,500円

2 国際V P N契約に係るもの

2-1 (略)

2-2 料金額

2-2-1 (略)

2-2-2 付加機能使用料

【優先制御機能】

I Pパケットを、I Pパケットごとにあらかじめ指定した優先順位にしたがって網（国際V P Nノード装置相互間に限ります。）内で転送する機能

1の国際V P N契約ごとに（月額）

区 分	料 金 額
アクセスタイプ1に係るもの	(略)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">3 Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">46,000円</a>
<a href="#">4 Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">57,500円</a>
<a href="#">5 Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">69,000円</a>
<a href="#">6 Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">80,900円</a>
<a href="#">7 Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">92,200円</a>
<a href="#">8 Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">113,900円</a>
<a href="#">9 Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">124,300円</a>
<a href="#">10Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">128,800円</a>
<a href="#">20Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">316,600円</a>
<a href="#">30Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">466,600円</a>
<a href="#">40Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">616,200円</a>
<a href="#">50Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">800,013円</a>
<a href="#">60Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">956,635円</a>
<a href="#">70Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">1,113,258円</a>
<a href="#">80Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">1,269,880円</a>
<a href="#">90Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">1,426,502円</a>
<a href="#">100Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">1,583,125円</a>
<a href="#">200Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">3,154,255円</a>
<a href="#">300Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">4,731,383円</a>
<a href="#">400Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">6,308,510円</a>
<a href="#">500Mb/s品目のもの</a>	<a href="#">7,885,638円</a>

備考 当社は、国際V P Nサービス（次の(1)及び(2)に掲げるものに限り。）

に係る国際V P N契約者に限り、この機能を提供します。

(1) [アクセスタイプ 1](#)に係るもの

[ア](#) (略)

[イ](#) (略)

(2) [アクセスタイプ 3](#)に係るもの

[1 Mb/s品目から500Mb/s品目までのものに限り。](#)

【国際V P Nグループ間通信機能】 (略)

備考 当社は、国際V P Nサービスの[アクセスタイプ 1](#)（次の(1)及び(2)に掲げる

ものに限り。）に係る国際V P N契約者に限り、この機能を提供します。

(1) (略)

(2) (略)

【国際V P Nグループ間通信機能】 (略)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

第2 通信料金

1 VPN契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
(1) <u>VPNサービスに係る通信料金の適用</u>	<p><u>ア VPNサービス（アクセスタイプ1に係るものに限ります。）に係る定額通信料金については、1-2-1に規定する基本額を適用します。</u></p> <p><u>イ VPNサービス（アクセスタイプ5に係るものに限ります。）に係る定額通信料金については、1-2-2に規定する基本額を適用します。</u></p> <p><u>ウ 削除</u></p> <p><u>エ 削除</u></p>
(2) <u>最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</u>	<p><u>ア VPNサービス（アクセスタイプ7に係るものを除きます。）には、臨時VPN契約に係るものを除いて、最低利用期間があります。</u></p> <p><u>イ 第18条（最低利用期間）に規定する最低利用期間のうち、定額通信料金については、基本最低利用期間を適用します。</u></p> <p><u>ウ 当社は、最低利用期間内にVPN契約の解除があった場合は、第54条（通信料金の支払義務）及び料金表通則の規定（通則20の規定を除きます。）にかかわらず、第1（基本料金）の1-1（適用）の(5)欄の適用によるものとします。</u></p> <p><u>エ 当社は、最低利用期間内に区分、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更又は通信の態様による細目の廃止があった場合の取扱いは、第1の1-1の(5)欄の適用によるものとします。</u></p>

1-2 料金額

1-2-1 アクセスタイプ1に係るもの

定額通信料金（基本額）

(1) STMアクセスのもの

1のVPN契約ごとに

第2 通信料金

1 削除

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

品 目	料 金 額	
	V P N契約に係る もの（月額）	臨時V P N契約に 係るもの（日額）
<u>64kb/s</u>	<u>12,000円</u> <u>(13,200円)</u>	<u>1,200円</u> <u>(1,320円)</u>
<u>128kb/s</u>	<u>14,000円</u> <u>(15,400円)</u>	<u>1,400円</u> <u>(1,540円)</u>

(2) A T Mアクセスのもの

1のV P N契約ごとに（月額）

品 目	料 金 額
<u>0.5Mb/s</u>	<u>74,000円</u> <u>(81,400円)</u>
<u>1 Mb/s</u>	<u>105,000円</u> <u>(115,500円)</u>
<u>2 Mb/s</u>	<u>157,000円</u> <u>(172,700円)</u>
<u>3 Mb/s</u>	<u>186,000円</u> <u>(204,600円)</u>
<u>4 Mb/s</u>	<u>225,000円</u> <u>(247,500円)</u>
<u>5 Mb/s</u>	<u>254,000円</u> <u>(279,400円)</u>
<u>6 Mb/s</u>	<u>283,000円</u> <u>(311,300円)</u>
<u>7 Mb/s</u>	<u>326,000円</u> <u>(358,600円)</u>
<u>8 Mb/s</u>	<u>368,000円</u> <u>(404,800円)</u>
<u>9 Mb/s</u>	<u>411,000円</u> <u>(452,100円)</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">10Mb/s</a>	<a href="#">454,000円</a> <a href="#">(499,400円)</a>
<a href="#">11Mb/s</a>	<a href="#">476,000円</a> <a href="#">(523,600円)</a>
<a href="#">12Mb/s</a>	<a href="#">497,000円</a> <a href="#">(546,700円)</a>
<a href="#">13Mb/s</a>	<a href="#">519,000円</a> <a href="#">(570,900円)</a>
<a href="#">14Mb/s</a>	<a href="#">540,000円</a> <a href="#">(594,000円)</a>
<a href="#">15Mb/s</a>	<a href="#">561,000円</a> <a href="#">(617,100円)</a>
<a href="#">16Mb/s</a>	<a href="#">583,000円</a> <a href="#">(641,300円)</a>
<a href="#">17Mb/s</a>	<a href="#">604,000円</a> <a href="#">(664,400円)</a>
<a href="#">18Mb/s</a>	<a href="#">626,000円</a> <a href="#">(688,600円)</a>
<a href="#">19Mb/s</a>	<a href="#">647,000円</a> <a href="#">(711,700円)</a>
<a href="#">20Mb/s</a>	<a href="#">669,000円</a> <a href="#">(735,900円)</a>
<a href="#">21Mb/s</a>	<a href="#">690,000円</a> <a href="#">(759,000円)</a>
<a href="#">22Mb/s</a>	<a href="#">712,000円</a> <a href="#">(783,200円)</a>
<a href="#">23Mb/s</a>	<a href="#">733,000円</a> <a href="#">(806,300円)</a>
<a href="#">24Mb/s</a>	<a href="#">755,000円</a> <a href="#">(830,500円)</a>
<a href="#">25Mb/s</a>	<a href="#">776,000円</a> <a href="#">(853,600円)</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">26Mb/s</a>	<a href="#">797,000円</a> <a href="#">(876,700円)</a>
<a href="#">27Mb/s</a>	<a href="#">819,000円</a> <a href="#">(900,900円)</a>
<a href="#">28Mb/s</a>	<a href="#">840,000円</a> <a href="#">(924,000円)</a>
<a href="#">29Mb/s</a>	<a href="#">862,000円</a> <a href="#">(948,200円)</a>
<a href="#">30Mb/s</a>	<a href="#">883,000円</a> <a href="#">(971,300円)</a>
<a href="#">31Mb/s</a>	<a href="#">904,000円</a> <a href="#">(994,400円)</a>
<a href="#">32Mb/s</a>	<a href="#">925,000円</a> <a href="#">(1,017,500円)</a>
<a href="#">33Mb/s</a>	<a href="#">946,000円</a> <a href="#">(1,040,600円)</a>
<a href="#">34Mb/s</a>	<a href="#">967,000円</a> <a href="#">(1,063,700円)</a>
<a href="#">35Mb/s</a>	<a href="#">988,000円</a> <a href="#">(1,086,800円)</a>
<a href="#">36Mb/s</a>	<a href="#">1,009,000円</a> <a href="#">(1,109,900円)</a>
<a href="#">37Mb/s</a>	<a href="#">1,030,000円</a> <a href="#">(1,133,000円)</a>
<a href="#">38Mb/s</a>	<a href="#">1,051,000円</a> <a href="#">(1,156,100円)</a>
<a href="#">39Mb/s</a>	<a href="#">1,072,000円</a> <a href="#">(1,179,200円)</a>
<a href="#">40Mb/s</a>	<a href="#">1,093,000円</a> <a href="#">(1,202,300円)</a>
<a href="#">41Mb/s</a>	<a href="#">1,114,000円</a> <a href="#">(1,225,400円)</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">42Mb/s</a>	<a href="#">1,135,000円</a> <a href="#">(1,248,500円)</a>
<a href="#">43Mb/s</a>	<a href="#">1,156,000円</a> <a href="#">(1,271,600円)</a>
<a href="#">44Mb/s</a>	<a href="#">1,177,000円</a> <a href="#">(1,294,700円)</a>
<a href="#">45Mb/s</a>	<a href="#">1,198,000円</a> <a href="#">(1,317,800円)</a>
<a href="#">46Mb/s</a>	<a href="#">1,219,000円</a> <a href="#">(1,340,900円)</a>
<a href="#">47Mb/s</a>	<a href="#">1,240,000円</a> <a href="#">(1,364,000円)</a>
<a href="#">48Mb/s</a>	<a href="#">1,261,000円</a> <a href="#">(1,387,100円)</a>
<a href="#">49Mb/s</a>	<a href="#">1,282,000円</a> <a href="#">(1,410,200円)</a>
<a href="#">50Mb/s</a>	<a href="#">1,303,000円</a> <a href="#">(1,433,300円)</a>
<a href="#">51Mb/s</a>	<a href="#">1,324,000円</a> <a href="#">(1,456,400円)</a>
<a href="#">52Mb/s</a>	<a href="#">1,345,000円</a> <a href="#">(1,479,500円)</a>
<a href="#">53Mb/s</a>	<a href="#">1,366,000円</a> <a href="#">(1,502,600円)</a>
<a href="#">54Mb/s</a>	<a href="#">1,387,000円</a> <a href="#">(1,525,700円)</a>
<a href="#">55Mb/s</a>	<a href="#">1,408,000円</a> <a href="#">(1,548,800円)</a>
<a href="#">56Mb/s</a>	<a href="#">1,429,000円</a> <a href="#">(1,571,900円)</a>
<a href="#">57Mb/s</a>	<a href="#">1,450,000円</a> <a href="#">(1,595,000円)</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">58Mb/s</a>	<a href="#">1,471,000円</a> <a href="#">(1,618,100円)</a>
<a href="#">59Mb/s</a>	<a href="#">1,492,000円</a> <a href="#">(1,641,200円)</a>
<a href="#">60Mb/s</a>	<a href="#">1,513,000円</a> <a href="#">(1,664,300円)</a>
<a href="#">61Mb/s</a>	<a href="#">1,534,000円</a> <a href="#">(1,687,400円)</a>
<a href="#">62Mb/s</a>	<a href="#">1,555,000円</a> <a href="#">(1,710,500円)</a>
<a href="#">63Mb/s</a>	<a href="#">1,576,000円</a> <a href="#">(1,733,600円)</a>
<a href="#">64Mb/s</a>	<a href="#">1,597,000円</a> <a href="#">(1,756,700円)</a>
<a href="#">65Mb/s</a>	<a href="#">1,618,000円</a> <a href="#">(1,779,800円)</a>
<a href="#">66Mb/s</a>	<a href="#">1,639,000円</a> <a href="#">(1,802,900円)</a>
<a href="#">67Mb/s</a>	<a href="#">1,660,000円</a> <a href="#">(1,826,000円)</a>
<a href="#">68Mb/s</a>	<a href="#">1,681,000円</a> <a href="#">(1,849,100円)</a>
<a href="#">69Mb/s</a>	<a href="#">1,702,000円</a> <a href="#">(1,872,200円)</a>
<a href="#">70Mb/s</a>	<a href="#">1,723,000円</a> <a href="#">(1,895,300円)</a>
<a href="#">71Mb/s</a>	<a href="#">1,744,000円</a> <a href="#">(1,918,400円)</a>
<a href="#">72Mb/s</a>	<a href="#">1,765,000円</a> <a href="#">(1,941,500円)</a>
<a href="#">73Mb/s</a>	<a href="#">1,786,000円</a> <a href="#">(1,964,600円)</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">74Mb/s</a>	<a href="#">1,807,000円</a> <a href="#">(1,987,700円)</a>
<a href="#">75Mb/s</a>	<a href="#">1,828,000円</a> <a href="#">(2,010,800円)</a>
<a href="#">76Mb/s</a>	<a href="#">1,849,000円</a> <a href="#">(2,033,900円)</a>
<a href="#">77Mb/s</a>	<a href="#">1,870,000円</a> <a href="#">(2,057,000円)</a>
<a href="#">78Mb/s</a>	<a href="#">1,891,000円</a> <a href="#">(2,080,100円)</a>
<a href="#">79Mb/s</a>	<a href="#">1,912,000円</a> <a href="#">(2,103,200円)</a>
<a href="#">80Mb/s</a>	<a href="#">1,933,000円</a> <a href="#">(2,126,300円)</a>
<a href="#">81Mb/s</a>	<a href="#">1,954,000円</a> <a href="#">(2,149,400円)</a>
<a href="#">82Mb/s</a>	<a href="#">1,975,000円</a> <a href="#">(2,172,500円)</a>
<a href="#">83Mb/s</a>	<a href="#">1,996,000円</a> <a href="#">(2,195,600円)</a>
<a href="#">84Mb/s</a>	<a href="#">2,017,000円</a> <a href="#">(2,218,700円)</a>
<a href="#">85Mb/s</a>	<a href="#">2,038,000円</a> <a href="#">(2,241,800円)</a>
<a href="#">86Mb/s</a>	<a href="#">2,059,000円</a> <a href="#">(2,264,900円)</a>
<a href="#">87Mb/s</a>	<a href="#">2,080,000円</a> <a href="#">(2,288,000円)</a>
<a href="#">88Mb/s</a>	<a href="#">2,101,000円</a> <a href="#">(2,311,100円)</a>
<a href="#">89Mb/s</a>	<a href="#">2,122,000円</a> <a href="#">(2,334,200円)</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">90Mb/s</a>	<a href="#">2,143,000円</a> <a href="#">(2,357,300円)</a>
<a href="#">91Mb/s</a>	<a href="#">2,164,000円</a> <a href="#">(2,380,400円)</a>
<a href="#">92Mb/s</a>	<a href="#">2,185,000円</a> <a href="#">(2,403,500円)</a>
<a href="#">93Mb/s</a>	<a href="#">2,206,000円</a> <a href="#">(2,426,600円)</a>
<a href="#">94Mb/s</a>	<a href="#">2,227,000円</a> <a href="#">(2,449,700円)</a>
<a href="#">95Mb/s</a>	<a href="#">2,248,000円</a> <a href="#">(2,472,800円)</a>
<a href="#">96Mb/s</a>	<a href="#">2,269,000円</a> <a href="#">(2,495,900円)</a>
<a href="#">97Mb/s</a>	<a href="#">2,290,000円</a> <a href="#">(2,519,000円)</a>
<a href="#">98Mb/s</a>	<a href="#">2,311,000円</a> <a href="#">(2,542,100円)</a>
<a href="#">99Mb/s</a>	<a href="#">2,332,000円</a> <a href="#">(2,565,200円)</a>
<a href="#">100Mb/s</a>	<a href="#">2,353,000円</a> <a href="#">(2,588,300円)</a>
<a href="#">101Mb/s</a>	<a href="#">2,374,000円</a> <a href="#">(2,611,400円)</a>
<a href="#">102Mb/s</a>	<a href="#">2,395,000円</a> <a href="#">(2,634,500円)</a>
<a href="#">103Mb/s</a>	<a href="#">2,416,000円</a> <a href="#">(2,657,600円)</a>
<a href="#">104Mb/s</a>	<a href="#">2,437,000円</a> <a href="#">(2,680,700円)</a>
<a href="#">105Mb/s</a>	<a href="#">2,458,000円</a> <a href="#">(2,703,800円)</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">106Mb/s</a>	<a href="#">2,479,000円</a> <a href="#">(2,726,900円)</a>
<a href="#">107Mb/s</a>	<a href="#">2,500,000円</a> <a href="#">(2,750,000円)</a>
<a href="#">108Mb/s</a>	<a href="#">2,521,000円</a> <a href="#">(2,773,100円)</a>
<a href="#">109Mb/s</a>	<a href="#">2,542,000円</a> <a href="#">(2,796,200円)</a>
<a href="#">110Mb/s</a>	<a href="#">2,563,000円</a> <a href="#">(2,819,300円)</a>
<a href="#">111Mb/s</a>	<a href="#">2,584,000円</a> <a href="#">(2,842,400円)</a>
<a href="#">112Mb/s</a>	<a href="#">2,605,000円</a> <a href="#">(2,865,500円)</a>
<a href="#">113Mb/s</a>	<a href="#">2,626,000円</a> <a href="#">(2,888,600円)</a>
<a href="#">114Mb/s</a>	<a href="#">2,647,000円</a> <a href="#">(2,911,700円)</a>
<a href="#">115Mb/s</a>	<a href="#">2,668,000円</a> <a href="#">(2,934,800円)</a>
<a href="#">116Mb/s</a>	<a href="#">2,689,000円</a> <a href="#">(2,957,900円)</a>
<a href="#">117Mb/s</a>	<a href="#">2,710,000円</a> <a href="#">(2,981,000円)</a>
<a href="#">118Mb/s</a>	<a href="#">2,731,000円</a> <a href="#">(3,004,100円)</a>
<a href="#">119Mb/s</a>	<a href="#">2,752,000円</a> <a href="#">(3,027,200円)</a>
<a href="#">120Mb/s</a>	<a href="#">2,773,000円</a> <a href="#">(3,050,300円)</a>
<a href="#">121Mb/s</a>	<a href="#">2,794,000円</a> <a href="#">(3,073,400円)</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">122Mb/s</a>	<a href="#">2,815,000円</a> <a href="#">(3,096,500円)</a>
<a href="#">123Mb/s</a>	<a href="#">2,836,000円</a> <a href="#">(3,119,600円)</a>
<a href="#">124Mb/s</a>	<a href="#">2,857,000円</a> <a href="#">(3,142,700円)</a>
<a href="#">125Mb/s</a>	<a href="#">2,878,000円</a> <a href="#">(3,165,800円)</a>
<a href="#">126Mb/s</a>	<a href="#">2,899,000円</a> <a href="#">(3,188,900円)</a>
<a href="#">127Mb/s</a>	<a href="#">2,920,000円</a> <a href="#">(3,212,000円)</a>
<a href="#">128Mb/s</a>	<a href="#">2,941,000円</a> <a href="#">(3,235,100円)</a>
<a href="#">129Mb/s</a>	<a href="#">2,962,000円</a> <a href="#">(3,258,200円)</a>
<a href="#">130Mb/s</a>	<a href="#">2,983,000円</a> <a href="#">(3,281,300円)</a>
<a href="#">131Mb/s</a>	<a href="#">3,004,000円</a> <a href="#">(3,304,400円)</a>
<a href="#">132Mb/s</a>	<a href="#">3,025,000円</a> <a href="#">(3,327,500円)</a>
<a href="#">133Mb/s</a>	<a href="#">3,046,000円</a> <a href="#">(3,350,600円)</a>
<a href="#">134Mb/s</a>	<a href="#">3,067,000円</a> <a href="#">(3,373,700円)</a>
<a href="#">135Mb/s</a>	<a href="#">3,088,000円</a> <a href="#">(3,396,800円)</a>

(3) [イーサネットアクセスのもの](#)

[ア](#) [イ以外のもの](#)

[\(ア\)](#) [登録タイプ1のもの](#)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

1のVPN契約ごとに（月額）

	品 目	料 金 額
10Mb/s	<a href="#">ポート速度が0.5Mb/sのもの</a>	42,000円 (46,200円)
	<a href="#">ポート速度が1 Mb/sのもの</a>	52,000円 (57,200円)
	<a href="#">ポート速度が2 Mb/sのもの</a>	65,000円 (71,500円)
	<a href="#">ポート速度が3 Mb/sのもの</a>	80,000円 (88,000円)
	<a href="#">ポート速度が4 Mb/sのもの</a>	100,000円 (110,000円)
	<a href="#">ポート速度が5 Mb/sのもの</a>	120,000円 (132,000円)
	<a href="#">ポート速度が6 Mb/sのもの</a>	180,000円 (198,000円)
	<a href="#">ポート速度が7 Mb/sのもの</a>	205,000円 (225,500円)
	<a href="#">ポート速度が8 Mb/sのもの</a>	220,000円 (242,000円)
	<a href="#">ポート速度が9 Mb/sのもの</a>	235,000円 (258,500円)
	<a href="#">ポート速度が10Mb/sのもの</a>	250,000円 (275,000円)
100Mb/s	<a href="#">ポート速度が10Mb/sのもの</a>	300,000円 (330,000円)
	<a href="#">ポート速度が20Mb/sのもの</a>	390,000円 (429,000円)
	<a href="#">ポート速度が30Mb/sのもの</a>	452,000円 (497,200円)
	<a href="#">ポート速度が40Mb/sのもの</a>	540,000円 (594,000円)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

	<a href="#">ポート速度が50Mb/sのもの</a>	<a href="#">635,000円</a> <a href="#">(698,500円)</a>
	<a href="#">ポート速度が60Mb/sのもの</a>	<a href="#">720,000円</a> <a href="#">(792,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が70Mb/sのもの</a>	<a href="#">760,000円</a> <a href="#">(836,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が80Mb/sのもの</a>	<a href="#">840,000円</a> <a href="#">(924,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が90Mb/sのもの</a>	<a href="#">920,000円</a> <a href="#">(1,012,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が100Mb/sのもの</a>	<a href="#">1,000,000円</a> <a href="#">(1,100,000円)</a>
<a href="#">1000Mb/s</a>	<a href="#">ポート速度が100Mb/sのもの</a>	<a href="#">1,000,000円</a> <a href="#">(1,100,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が200Mb/sのもの</a>	<a href="#">1,350,000円</a> <a href="#">(1,485,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が300Mb/sのもの</a>	<a href="#">2,000,000円</a> <a href="#">(2,200,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が400Mb/sのもの</a>	<a href="#">2,650,000円</a> <a href="#">(2,915,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が500Mb/sのもの</a>	<a href="#">3,300,000円</a> <a href="#">(3,630,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が600Mb/sのもの</a>	<a href="#">3,950,000円</a> <a href="#">(4,345,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が700Mb/sのもの</a>	<a href="#">4,600,000円</a> <a href="#">(5,060,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が800Mb/sのもの</a>	<a href="#">5,250,000円</a> <a href="#">(5,775,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が900Mb/sのもの</a>	<a href="#">5,900,000円</a> <a href="#">(6,490,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が1000Mb/sのもの</a>	<a href="#">6,500,000円</a> <a href="#">(7,150,000円)</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(イ) 登録タイプ2のもの

1のVPN契約ごとに（月額）

品 目	料 金 額
10Mb/s	ポート速度が0.5Mb/sのもの 32,000円 (35,200円)
	ポート速度が1 Mb/sのもの 42,000円 (46,200円)
	ポート速度が2 Mb/sのもの 55,000円 (60,500円)
	ポート速度が3 Mb/sのもの 70,000円 (77,000円)
	ポート速度が4 Mb/sのもの 90,000円 (99,000円)
	ポート速度が5 Mb/sのもの 110,000円 (121,000円)
	ポート速度が6 Mb/sのもの 170,000円 (187,000円)
	ポート速度が7 Mb/sのもの 195,000円 (214,500円)
	ポート速度が8 Mb/sのもの 210,000円 (231,000円)
	ポート速度が9 Mb/sのもの 225,000円 (247,500円)
	ポート速度が10Mb/sのもの 240,000円 (264,000円)

イ 契約者回線が、当社が別に定めるIP伝送サービス取扱所内を終端の場所とするもの

1のVPN契約ごとに（月額）

品 目	料 金 額
-----	-------

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<u>10Mb/s</u>	<u>ポート速度が0.5Mb/sのもの</u>	<u>74,000円</u> <u>(81,400円)</u>
	<u>ポート速度が1 Mb/sのもの</u>	<u>99,000円</u> <u>(108,900円)</u>
	<u>ポート速度が2 Mb/sのもの</u>	<u>122,000円</u> <u>(134,200円)</u>
	<u>ポート速度が3 Mb/sのもの</u>	<u>139,000円</u> <u>(152,900円)</u>
	<u>ポート速度が4 Mb/sのもの</u>	<u>161,000円</u> <u>(177,100円)</u>
	<u>ポート速度が5 Mb/sのもの</u>	<u>183,000円</u> <u>(201,300円)</u>
	<u>ポート速度が6 Mb/sのもの</u>	<u>245,000円</u> <u>(269,500円)</u>
	<u>ポート速度が7 Mb/sのもの</u>	<u>280,000円</u> <u>(308,000円)</u>
	<u>ポート速度が8 Mb/sのもの</u>	<u>315,000円</u> <u>(346,500円)</u>
	<u>ポート速度が9 Mb/sのもの</u>	<u>336,000円</u> <u>(369,600円)</u>
	<u>ポート速度が10Mb/sのもの</u>	<u>357,000円</u> <u>(392,700円)</u>
<u>100Mb/s</u>	<u>ポート速度が10Mb/sのもの</u>	<u>407,000円</u> <u>(447,700円)</u>
	<u>ポート速度が20Mb/sのもの</u>	<u>473,000円</u> <u>(520,300円)</u>
	<u>ポート速度が30Mb/sのもの</u>	<u>541,000円</u> <u>(595,100円)</u>
	<u>ポート速度が40Mb/sのもの</u>	<u>635,000円</u> <u>(698,500円)</u>
	<u>ポート速度が50Mb/sのもの</u>	<u>736,000円</u> <u>(809,600円)</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">ポート速度が60Mb/sのもの</a>	<a href="#">827,000円</a> <a href="#">(909,700円)</a>
<a href="#">ポート速度が70Mb/sのもの</a>	<a href="#">873,000円</a> <a href="#">(960,300円)</a>
<a href="#">ポート速度が80Mb/sのもの</a>	<a href="#">957,000円</a> <a href="#">(1,052,700円)</a>
<a href="#">ポート速度が90Mb/sのもの</a>	<a href="#">1,041,000円</a> <a href="#">(1,145,100円)</a>
<a href="#">ポート速度が100Mb/sのもの</a>	<a href="#">1,125,000円</a> <a href="#">(1,237,500円)</a>

[\(注\) イに規定する当社が別に定めるIP伝送サービス取扱所は、VPN契約の申込みをする者及びVPN契約者に開示します。](#)

[1-2-2 アクセスタイプ5に係るもの](#)  
[定額通信料金（基本額）](#)

[1のVPN契約ごとに（月額）](#)

	<a href="#">品 目</a>	<a href="#">料 金 額</a>
<a href="#">10Mb/s</a>	<a href="#">ポート速度が1 Mb/sのもの</a>	<a href="#">52,000円</a> <a href="#">(57,200円)</a>
	<a href="#">ポート速度が2 Mb/sのもの</a>	<a href="#">65,000円</a> <a href="#">(71,500円)</a>
	<a href="#">ポート速度が3 Mb/sのもの</a>	<a href="#">80,000円</a> <a href="#">(88,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が4 Mb/sのもの</a>	<a href="#">100,000円</a> <a href="#">(110,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が5 Mb/sのもの</a>	<a href="#">120,000円</a> <a href="#">(132,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が6 Mb/sのもの</a>	<a href="#">180,000円</a> <a href="#">(198,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が7 Mb/sのもの</a>	<a href="#">205,000円</a> <a href="#">(225,500円)</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

	<a href="#">ポート速度が8 Mb/sのもの</a>	<a href="#">220,000円</a> <a href="#">(242,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が9 Mb/sのもの</a>	<a href="#">235,000円</a> <a href="#">(258,500円)</a>
	<a href="#">ポート速度が10Mb/sのもの</a>	<a href="#">250,000円</a> <a href="#">(275,000円)</a>
<a href="#">100Mb/s</a>	<a href="#">ポート速度が10Mb/sのもの</a>	<a href="#">300,000円</a> <a href="#">(330,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が20Mb/sのもの</a>	<a href="#">390,000円</a> <a href="#">(429,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が30Mb/sのもの</a>	<a href="#">452,000円</a> <a href="#">(497,200円)</a>
	<a href="#">ポート速度が40Mb/sのもの</a>	<a href="#">540,000円</a> <a href="#">(594,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が50Mb/sのもの</a>	<a href="#">635,000円</a> <a href="#">(698,500円)</a>
	<a href="#">ポート速度が60Mb/sのもの</a>	<a href="#">720,000円</a> <a href="#">(792,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が70Mb/sのもの</a>	<a href="#">760,000円</a> <a href="#">(836,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が80Mb/sのもの</a>	<a href="#">840,000円</a> <a href="#">(924,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が90Mb/sのもの</a>	<a href="#">920,000円</a> <a href="#">(1,012,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が100Mb/sのもの</a>	<a href="#">1,000,000円</a> <a href="#">(1,100,000円)</a>
<a href="#">1000Mb/s</a>	<a href="#">ポート速度が100Mb/sのもの</a>	<a href="#">1,000,000円</a> <a href="#">(1,100,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が200Mb/sのもの</a>	<a href="#">1,350,000円</a> <a href="#">(1,485,000円)</a>
	<a href="#">ポート速度が300Mb/sのもの</a>	<a href="#">2,000,000円</a> <a href="#">(2,200,000円)</a>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">ポート速度が400Mb/sのもの</a>	<a href="#">2,650,000円</a> <a href="#">(2,915,000円)</a>
<a href="#">ポート速度が500Mb/sのもの</a>	<a href="#">3,300,000円</a> <a href="#">(3,630,000円)</a>
<a href="#">ポート速度が600Mb/sのもの</a>	<a href="#">3,950,000円</a> <a href="#">(4,345,000円)</a>
<a href="#">ポート速度が700Mb/sのもの</a>	<a href="#">4,600,000円</a> <a href="#">(5,060,000円)</a>
<a href="#">ポート速度が800Mb/sのもの</a>	<a href="#">5,250,000円</a> <a href="#">(5,775,000円)</a>
<a href="#">ポート速度が900Mb/sのもの</a>	<a href="#">5,900,000円</a> <a href="#">(6,490,000円)</a>
<a href="#">ポート速度が1000Mb/sのもの</a>	<a href="#">6,500,000円</a> <a href="#">(7,150,000円)</a>

[1-2-3 削除](#)

2 国際VPN契約に係るもの

2-1 (略)

2-2 料金額

2-2-1 第1種サービスに係るもの（定額通信料金）

2-2-1-1 (略)

[2-2-1-2 アクセスタイプ3に係るもの](#)

<a href="#">品 目</a>	<a href="#">料 金 額</a>
<a href="#">0.5Mb/s</a>	<a href="#">193,100円</a>
<a href="#">1 Mb/s</a>	<a href="#">253,400円</a>
<a href="#">2 Mb/s</a>	<a href="#">437,900円</a>
<a href="#">3 Mb/s</a>	<a href="#">450,400円</a>
<a href="#">4 Mb/s</a>	<a href="#">462,900円</a>
<a href="#">5 Mb/s</a>	<a href="#">475,400円</a>

2 国際VPN契約に係るもの

2-1 (略)

2-2 料金額

2-2-1 第1種サービスに係るもの（定額通信料金）

2-2-1-1 (略)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

<a href="#">6 Mb/s</a>	<a href="#">487,800円</a>
<a href="#">7 Mb/s</a>	<a href="#">500,300円</a>
<a href="#">8 Mb/s</a>	<a href="#">512,800円</a>
<a href="#">9 Mb/s</a>	<a href="#">525,300円</a>
<a href="#">10Mb/s</a>	<a href="#">537,800円</a>
<a href="#">20Mb/s</a>	<a href="#">1,075,427円</a>
<a href="#">30Mb/s</a>	<a href="#">1,613,141円</a>
<a href="#">40Mb/s</a>	<a href="#">2,150,854円</a>
<a href="#">50Mb/s</a>	<a href="#">2,688,568円</a>
<a href="#">60Mb/s</a>	<a href="#">3,226,282円</a>
<a href="#">70Mb/s</a>	<a href="#">3,763,995円</a>
<a href="#">80Mb/s</a>	<a href="#">4,301,709円</a>
<a href="#">90Mb/s</a>	<a href="#">4,839,422円</a>
<a href="#">100Mb/s</a>	<a href="#">5,377,136円</a>
<a href="#">200Mb/s</a>	<a href="#">10,754,272円</a>
<a href="#">300Mb/s</a>	<a href="#">16,131,408円</a>
<a href="#">400Mb/s</a>	<a href="#">21,508,544円</a>
<a href="#">500Mb/s</a>	<a href="#">26,885,680円</a>
<a href="#">600Mb/s</a>	<a href="#">32,262,815円</a>
<a href="#">700Mb/s</a>	<a href="#">37,639,951円</a>
<a href="#">800Mb/s</a>	<a href="#">43,017,087円</a>
<a href="#">900Mb/s</a>	<a href="#">48,394,223円</a>
<a href="#">1000Mb/s</a>	<a href="#">53,771,359円</a>

2-2-2 (略)

第3 (略)

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)

2-2-2 (略)

第3 (略)

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(2) ネットワーク工事費及びアクセス回線工事費の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>I P 伝送契約者は、午後 5 時から午前 8 時までの時間帯に次の工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(7)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、対象となる契約者回線等に係る工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。</u></p> <p><u>(ア) V P N サービス (第 1 種サービスのアクセスタイプ 1 であって、イーサネットアクセスに係るものに限ります。)に係る加入者回線の工事</u></p> <p><u>(イ) V P N サービス (第 1 種サービスのアクセスタイプ 1 であって、品目が S T M タイプの 128kb/s に係るものに限ります。)に係る他社接続契約者回線の工事</u></p>						
(3)～(4) (略)	(略)						
(5) <u>現地調査報告工事費の適用</u>	<p>当社は、次のとおり現地調査報告工事費を適用します。</p> <p>ア <u>現地調査報告には次の区分があります。</u></p> <table border="1" data-bbox="495 847 1043 1374"> <thead> <tr> <th data-bbox="495 847 629 879">区 分</th> <th data-bbox="629 847 1043 879">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="495 887 629 1110"><u>写 真 付 き 現 地 調 査 報 告</u></td> <td data-bbox="629 887 1043 1110"><u>I P 伝送契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が加入者回線の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="495 1118 629 1374"><u>現 地 調 査 報 告 兼 お 客 様 工 事 依 頼 報 告</u></td> <td data-bbox="629 1118 1043 1374"><u>I P 伝送契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が加入者回線の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ <u>当社は、次に掲げる I P 伝送契約者に限り、現地調査報告を提供します。</u></p> <p><u>V P N サービス (第 1 種サービスのアクセスタイプ 1 であ</u></p>	区 分	内 容	<u>写 真 付 き 現 地 調 査 報 告</u>	<u>I P 伝送契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が加入者回線の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</u>	<u>現 地 調 査 報 告 兼 お 客 様 工 事 依 頼 報 告</u>	<u>I P 伝送契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が加入者回線の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</u>
区 分	内 容						
<u>写 真 付 き 現 地 調 査 報 告</u>	<u>I P 伝送契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が加入者回線の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</u>						
<u>現 地 調 査 報 告 兼 お 客 様 工 事 依 頼 報 告</u>	<u>I P 伝送契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が加入者回線の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</u>						

(2) ネットワーク工事費及びアクセス回線工事費の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>削除</u></p>
(3)～(4) (略)	(略)
(5) <u>削除</u>	<u>削除</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

	<p>って、イーサネットアクセスに係るものに限ります。)に係る者</p> <p>ウ 当社は、I P 伝送契約者から現地調査報告の申出があった場合は、当社が加入者回線の設置場所において調査が必要と判断した場合であって、当社のV P Nサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、現地調査報告を行います。</p> <p>エ I P 伝送契約者は、次の場合に、現地調査報告工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社が現地調査報告を行ったとき。</p> <p>(イ) I P 伝送契約者の責めに帰すべき理由により、当社が現地調査報告を行えなかったとき。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、I P 伝送契約者は、当社の責めに帰すべき理由により現地調査報告が完了しなかった場合は、現地調査報告工事費の支払いを要しません。</p> <p>カ エ及びオのほか、当社は、現地調査報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p>	
(6) 割増工事費の適用	<p>当社は、I P 伝送契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のI P 伝送サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります</p> <p>(ただし、(5)欄に規定する現地調査報告を行う時間帯は、そのI P 伝送契約者の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事等を行う時間帯と同じとみなします。)。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、同表に規定する額とします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(6) 割増工事費の適用</p> <p>当社は、I P 伝送契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のI P 伝送サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、同表に規定する額とします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
(7) 訪問時刻指定工事費の適用	<p>当社は、V P Nサービス（第1種サービスのアクセスタイプ1であってイーサネットアクセス（加入者回線に係るものに限ります。）に係るもの又は第1種サービスのアクセスタイプ1であってSTMアクセス（品目が128kb/sのものに限ります。）に係るものに限ります。）について、次のとおり、訪問時刻指定工</p>	<p>(7) 削除</p> <p>削除</p>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。

ア 訪問時刻指定工事とは、I P 伝送契約者から、訪問時刻指定工事費を支払うことを条件としてそのI P 伝送契約者が指定する指定時刻から工事等を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社又は協定事業者（S T Mアクセスに係る者に限ります。以下本欄において同じとします。）がその指定時刻から工事等を行うことをいいます。

イ 訪問時刻指定工事の対象となる工事等は、次に掲げるものとします。

（ア） アクセス回線工事費の支払いを要する工事

（イ） 当社が（ア）の工事を施工する前に契約者回線等の設置場所において行う調査（ただし、当該調査は、当社が必要と認める場合に限り行います。）

（ウ） 協定事業者が実施する工事（S T Mアクセスに係るものに限ります。）

ウ I P 伝送契約者が指定することができる指定時刻は、正時とします。

エ I P 伝送契約者は、訪問時刻指定工事を希望する場合は、あらかじめ当社が指定する期日までに申出を行っていただきます。

オ 当社は、I P 伝送契約者から訪問時刻指定工事の申出があった場合は、当社のV P Nサービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、訪問時刻指定工事を行います。

カ I P 伝送契約者は、次の場合に、訪問時刻指定工事の対象となる工事等に要する工事費に加えて、訪問時刻指定工事費の支払いを要します。

（ア） 当社又は協定事業者が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着したとき。

（イ） I P 伝送契約者の責めに帰すべき理由により、当社又は協定事業者が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着できなかったとき。

キ カの規定にかかわらず、I P 伝送契約者は、当社又は協定

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

事業者の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。 なお、当社又は協定事業者が訪問時刻指定工事の対象となる工事等を完了しなかった場合の責任は、本項に規定する内容に限ります。  
ク カのほか、当社は、訪問時刻指定工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。

(8)～(9) (略)

(略)

2 工事費の額

2-1 IP伝送サービスの提供の開始、区分、品目、アクセス速度の区分若しくは通信の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、通信モードの設定、回線収容部等の変更、アクセス回線共用の利用、付加機能の利用開始若しくは利用内容の変更、回線終端装置の種類の変更等、端末設備の設置、回線相互接続、接続契約者回線等の接続の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) ネットワーク工事費		
ア <u>VPN契約に関する工事の場合</u>		
A <u>契約者回線又は回線収容部等単位で実施する工事</u> (B、C及びDに関する工事の場合を除きます。)の場合		
<u>利用の開始に関する工事の場合</u>	1のVPN契約ごとに	3,000円 (3,300円)
<u>区分等の変更に関する工事の場合</u>	1のVPN契約ごとに	2,000円 (2,200円)
<u>VPNグループに係るIPアドレスの変更に関する工事の場合</u>	1のVPN契約ごとに	2,000円 (2,200円)
B <u>回線収容部（アクセスタイプ5に係るものに限ります。）単位で実施する工事の場合</u>		
ニ	1のVPN契約ごとに	別に算定する 実費

(8)～(9) (略)

(略)

2 工事費の額

2-1 IP伝送サービスの提供の開始、区分、品目、アクセス速度の区分若しくは通信の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、通信モードの設定、回線収容部等の変更、アクセス回線共用の利用、付加機能の利用開始若しくは利用内容の変更、回線終端装置の種類の変更等、端末設備の設置、回線相互接続、接続契約者回線等の接続の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) ネットワーク工事費		
ア <u>削除</u>		
<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

C 付加機能に関する工事の場合

優先制御機能	a この機能の利用開始に関する工事の場合	1のVPN契約につき1のVPNグループごとに	2,000円 (2,200円)
	b クラスの種類の変更に関する工事の場合	1のVPN契約につき1のVPNグループごとに	2,000円 (2,200円)
VPNグループ間通信機能	a b以外に関する工事の場合	1のVPNグループごとに	2,000円 (2,200円)
	b パケットフィルタリングの設定が可能なものに関する工事の場合	1のVPNグループごとに	10,000円 (11,000円)
グループ設定機能		1のVPN契約ごとに	別に算定する 実費
発信者識別符号認証代行機能		1のVPN契約ごとに	別に算定する 実費
アプリケーションサービス 接続機能	アプリケーションサービ スゲートウェイの設 定変更に関する工事の 場合	接続先となる 他のVPNグ ループごとに	20,000円 (22,000円)
	a b以外に関する工 事の場合	接続先となる 他のVPNグ ループ又は当 社が必要によ り設置する電 気通信設備ご とに	20,000円 (22,000円)
	b アプリケーション	接続先となる	20,000円

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

	<a href="#">サービスゲートウェイの設定変更に関する工事の場合</a>	<a href="#">他のV P N グループ又は当社が必要により設置する電気通信設備ごとに</a>	<a href="#">(22,000円)</a>
<a href="#">フィルタリング機能</a>	<a href="#">B G P 経路制御型</a>	<a href="#">1 の V P N 契約ごとに</a>	<a href="#">2,000円 (2,200円)</a>
	<a href="#">I P アドレス制御型</a>	<a href="#">1 の V P N 契約ごとに</a>	<a href="#">6,000円 (6,600円)</a>
<a href="#">セッション解除機能</a>		<a href="#">1 の V P N 契約ごとに</a>	<a href="#">別に算定する 実費</a>

イ 国際V P N契約に係るもの  
(ア)～(ウ) (略)

	(略)	(略)	(略)
(2)	(略)	(略)	(略)
(3)	<a href="#">現地調査報告工事費</a>	<a href="#">1 の工事ごとに</a>	<a href="#">別に算定する 実費</a>
(4)	<a href="#">訪問時刻指定工事費</a>	<a href="#">1 の指定する指定時刻ごとに</a>	<a href="#">別に算定する 実費</a>
(5)	(略)	(略)	(略)

2-2 [利用の一時中断に関する工事](#)

	<a href="#">区 分</a>	<a href="#">単 位</a>	<a href="#">工事費の額</a>
(1)	<a href="#">利用の一時中断の工事</a>	<a href="#">1 の I P 伝送契約ごとに</a>	<a href="#">2,000円 (2,200円)</a>
(2)	<a href="#">再利用の工事</a>		<a href="#">2-1 の工事費の額と同額</a>

第3表 (略)

イ 国際V P N契約に係るもの  
(ア)～(ウ) (略)

	(略)	(略)	(略)
(2)	(略)	(略)	(略)
(3)	<a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>
(4)	<a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>	<a href="#">削除</a>
(5)	(略)	(略)	(略)

2-2 [削除](#)

第3表 (略)

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

料金表別表

1～2 (略)

3 複合利用割引

(1) 複合利用割引（タイプ1）

1 複合利用に係る料金の割引の適用については次のとおりとします。

(1) 当社は、以下のアからエに定める条件を満たすV P N契約者（V P Nグループ代表者（臨時V P N契約者を除きます。））に限り、以下この料金表別表3の(1)において同じとします。）から申出があった場合には、そのV P N契約者に係る1の所属V P Nグループ（V P N契約者があらかじめ指定した所属V P Nグループに限り、以下この料金表別表3の(1)において同じとします。）を構成するV P N契約に係る料金表第1表（料金）に規定する回線使用料（基本料を除きます。以下この料金表別表3の(1)において同じとします。）の額（料金表第1表第1（基本料金）の1－1（適用）の(1)から(5)欄までの適用による場合及び通則20の規定により長期利用割引を適用される場合は、適用した後の額とします。）及び定額通信料金の額（料金表第1表第2（通信料金）の1－1（適用）の(1)から(3)欄の適用による場合及び通則20の規定により長期利用割引を適用される場合は、適用した後の額とします。）から次表に規定する額の割引（以下この料金表別表3の(1)において「複合利用割引（タイプ1）」といいます。）を行います。

ただし、通則21の規定により高額利用割引を適用される場合又は料金表別表3の(2)の規定により割引を適用される場合についてはこの限りではありません。

ア V P N契約者が指定する当社の提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限り、）であって、V P N契約者に係るもの（そのV P N契約者と業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものを含みます。）の料金額の年間累計額（前12料金月の累計額とします。）が3,000,000,000円（3,300,000,000円）以上であること。

イ 所属V P Nグループが、V P Nサービス（アクセスタイプ1（S T Mアクセスに係るもの）に限り、）に係るものに限り、）のみにより構成されていること。

ウ 所属V P Nグループが、350以上の契約者回線等により構成されていること。

料金表別表

1～2 (略)

3 削除

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

と。

工 全ての都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）に、VPNサービス（所属VPNグループに係るものに限り、）に係る契約者回線他社接続契約者回線の終端の場所があること。

【割引額（月額）】

回線使用料及び定額通信料金に次表に規定する割引率を乗じて得た額の合計額

複合利用割引（タイプ1）の対象となる料金	割引率
回線使用料	8%
定額通信料金	25%

(2) 当社は、VPN契約者からの申出を当社が承諾した日からその廃止があった日の前日までの期間について、回線使用料及び定額通信料金に対する複合利用割引（タイプ1）を適用します。

(3) 当社は、VPN契約者から、その所属VPNグループに新たにVPN契約を追加する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日から、所属VPNグループを構成しているVPN契約をその所属するVPNグループから除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日まで、その所属VPNグループを構成するVPN契約として取り扱います。

(4) 当社は、複合利用割引（タイプ1）に係るVPN契約の解除があった場合には、その解除されたVPN契約に係る複合利用割引（タイプ1）を廃止します。

(5) 当社は、VPN契約者が(1)のAからEに掲げる条件を満たさなくなった場合又はVPN契約者から複合利用割引（タイプ1）の廃止の申出があった場合には、複合利用割引（タイプ1）を廃止します。

(6) (1)から(5)の場合において、当社は、複合利用割引（タイプ1）の対象となるそのVPN契約の回線使用料及び定額通信料金を通則3から7の規定に準じて取り扱います。

(注) 本欄(1)のAに規定する当社が別に定める電気通信サービスは、電話等サービス、専用サービス、パケット交換サービス、IP伝送サービス、IP通信網サービス、イーサネット通信サービス及びUniversal Oneサービス（イーサネット通信サービスから移行したものに限り、）とします。

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(2) 複合利用割引（タイプ2）

1 複合利用に係る料金の割引の適用については次のとおりとします。

(1) 当社は、以下のアからウに定める条件を満たすV P N契約者（V P Nグループ代表者（臨時V P N契約者を除きます。））に限り、以下この料金表別表3の(2)において同じとします。）から申出があった場合には、そのV P N契約者に係る1の所属V P Nグループ（V P N契約者があらかじめ指定した所属V P Nグループに限り、以下この料金表別表3の(2)において同じとします。）を構成するV P N契約に係る料金表第1表（料金）に規定する定額通信料金の額（料金表第1表第2（通信料金）の1-1（適用）の(1)から(3)欄の適用による場合及び通則20の規定により長期利用割引を適用される場合は、適用した後の額とします。）から次表に規定する額の割引（以下この料金表別表3の(2)において「複合利用割引（タイプ2）」といいます。）を行います。

ただし、通則19の規定により継続利用に係る料金の減額を適用される場合、通則21の規定により高額利用割引を適用される場合又は料金表別表3の(1)の規定により割引を適用される場合についてはこの限りではありません。

ア V P N契約者が指定する当社の提供する電気通信サービス（当社が別に定めるもの）に限り、V P N契約者に係るもの（そのV P N契約者と業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものを含みます。）の料金額の年間累計額（前12料金月の累計額とします。）が3,000,000,000円（3,300,000,000円）以上であること。

イ 所属V P Nグループが、300以上の契約者回線等により構成されていること。

ウ 所属V P Nグループに係るV P Nサービスの品目（アクセスタイプ1（イーサネットアクセスに限り）及びアクセスタイプ5（イーサネットアクセスに限り）についてはポート速度とします。）に係る符号伝送速度の合計値が300Mbit/s以上であること。

【割引額（月額）】

定額通信料金に次表に規定する割引率を乗じて得た額の合計額

複合利用割引（タイプ2）の対象となる料金	割引率
定額通信料金	42%

(2) 当社は、V P N契約者からの申出を当社が承諾した日からその廃止があっ

Universal Oneサービス契約約款（第2編） 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

た日の前日までの期間について、定額通信料金に対する複合利用割引（タイプ2）を適用します。

(3) 当社は、V P N契約者から、その所属V P Nグループに新たにV P N契約を追加する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日から、所属V P Nグループを構成しているV P N契約をその所属するV P Nグループから除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日まで、その所属V P Nグループを構成するV P N契約として取り扱います。

(4) 当社は、複合利用割引（タイプ2）に係るV P N契約の解除があった場合には、その解除されたV P N契約に係る複合利用割引（タイプ2）を廃止します。

(5) 当社は、V P N契約者が(1)のアからウに掲げる条件を満たさなくなった場合又はV P N契約者から複合利用割引（タイプ2）の廃止の申出があった場合には、複合利用割引（タイプ2）を廃止します。

(6) (1)から(5)の場合において、当社は、複合利用割引（タイプ2）の対象となるそのV P N契約の定額通信料金を通則3から7の規定に準じて取り扱います。

(注) 本欄(1)のアに規定する当社が別に定める電気通信サービスは、電話等サービス、専用サービス、パケット交換サービス、I P伝送サービス、I P通信網サービス、イーサネット通信サービス及びUniversal Oneサービス（イーサネット通信サービスから移行したものに限り。）とします。